

# 子どもが輝き、未来を創るまち昭島



平成22年3月

昭 島 市



## ごあいさつ

昭島市では、今、急激な少子・高齢化や、社会・経済の構造的変革など、時代の転換期を迎え、これらに対応する新しい課題への対応が求められています。

本市におけます少子化対策としては、平成 17 年に作成した次世代育成支援行動計画の前期計画に基づき施策の拡充に努めてまいりました。しかしながら、社会経済状況の変化等により、その求められるサービス量や質に変化が生まれています。

このことから、5年間の前期計画の実績や評価を踏まえ、基本的な理念や目標を踏襲しながら、社会の変化に柔軟に対応するため計画を見直し、新たな制度やサービス量の拡充を行い、将来の昭島を担う子どもを地域、社会、家庭、行政が協力して支援していくことを基本に考えました。さらなる少子化の進展は、経済活力の低下や家庭の養育力・介護力、地域活力の低下などに影響があるとされていることからなんとしても少子化傾向を食い止めることが市政の喫緊の課題と考えております。

市民と密接な事業を行う市政におきましては、親の就労支援や保育サービスの拡充など、希望する人が安心して子どもを預けて働くことができる環境づくりやワーク・ライフ・バランスの啓発による子育ての楽しさを若い世代に伝える必要があり、後期計画に盛り込まれた事業を着実に推進することが重要であります。

結びに、この行動計画の策定にご尽力いただきました協議会委員の皆様にご心からお礼申し上げます。

平成 22 年 3 月

昭島市長 北 川 穰 一



## 目次

第1章	次世代育成支援行動計画策定にあたって	1
1.	計画策定の趣旨	2
2.	計画の性格	2
3.	計画の期間	3
4.	前期行動計画の評価	4
第2章	子どもを取り巻く環境の状況	5
1.	子どもと子育てを取り巻く環境	6
2.	女性の就労と子育て	8
3.	子育て支援サービスの状況	10
4.	子どもの遊びスペースの状況	15
5.	中高生の状況	16
第3章	計画の基本的な考え方	17
1.	子育て将来像・基本理念	18
2.	基本的視点	19
3.	基本目標・主要施策	21
4.	施策の方向	24
第4章	施策の展開	25
基本目標1	すべての子育て家庭を支援する地域づくり	26
基本目標2	仕事と子育てが両立しやすい社会づくり	35
基本目標3	子どもがいきいきと育つ教育環境づくり	43
基本目標4	親と子の健康を育む環境づくり	51
基本目標5	子育てしやすい安全・安心なまちづくり	56
重点施策・事業		61
共通事業項目の目標設定		64
第5章	計画の推進体制	71
1.	庁内推進体制	72
2.	市民との協働	73
資料編		
1.	昭島市次世代育成支援対策地域協議会設置要綱	1
2.	昭島市次世代育成支援対策地域協議会委員	2
3.	昭島市次世代育成支援対策地域行動計画庁内検討委員会要綱	3
4.	昭島市次世代育成支援対策地域行動計画庁内検討委員会委員名簿	4
5.	昭島市次世代育成支援行動計画策定経過	5
6.	関連資料	6
	次世代育成支援対策推進法	6
	行動計画策定指針の改正について（概要版）	13
	新待機児童ゼロ作戦	24
	ワーク・ライフ・バランス憲章	27
	アンケート調査の概要	30



## 第 1 章 次世代育成支援行動計画策定にあたって

第 1 章では、計画策定の趣旨、計画の性格、計画の期間、前期行動計画の評価について記載しています。

後期行動計画の策定指針に基づき、前期行動計画の評価を通して後期行動計画の策定方針をとりまとめています。

## 1. 計画策定の趣旨

昭島市次世代育成支援行動計画（後期計画）の策定にあたっては、国から「新待機児童ゼロ作戦（待機児童の解消）」（平成 20 年 2 月 27 日）として「働き方の見直しによる仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現」、「親の就労と子どもの育成の両立と家庭生活における子育てを包括的に支援するための（新たな次世代育成支援の枠組み）構築」の二つの取組みを「車の両輪」として進めて行くことが提起されています。

昭島市においては、待機児童の解消は急務な取組みとなっており、あわせてワーク・ライフ・バランスの実現などの新たな取組みを含め 160 以上に及ぶ施策・事業の充実に向けた後期行動計画を策定しました。

## 2. 計画の性格

- (1) この計画は、次世代育成支援対策推進法第 8 条第 1 項に基づき、すべての子どもとすべての子育て家庭を対象に、平成 22 年度から平成 26 年度までに取組むべき次世代育成支援対策の目標や方向性、具体的な施策・事業内容を示すものです。
- (2) この計画は、「前期計画」の理念を継承しつつ、国の「行動計画策定指針（改定）」（平成 21 年 3 月 23 日）や「新待機児童ゼロ作戦」などの内容を踏まえるとともに、上位計画である「昭島市総合基本計画」や関連計画との整合性を図りながら、本市の次世代育成に関する施策を推進するためのものです。
- (3) この計画は、本市の次世代育成に関する施策の方向性を定めたものであり、各施策・事業の推進については関係各課が連携し、全庁的に取り組むものです。
- (4) この計画は、本市の次世代育成対策を着実に推進するために、市民をはじめ各家庭や団体・地域・企業・学校等の積極的な取組みを促進するものです。

行動計画策定指針  
（改定）  
後期行動計画策定の手引き

施策目標  
サービス目標量

昭島市次世代育成支援行動計画（前期計画）  
昭島市総合基本計画

理念の継承  
新たな取組

新待機児童ゼロ作戦  
ワーク・ライフ・バランス憲章

待機児童解消  
仕事と生活の調和

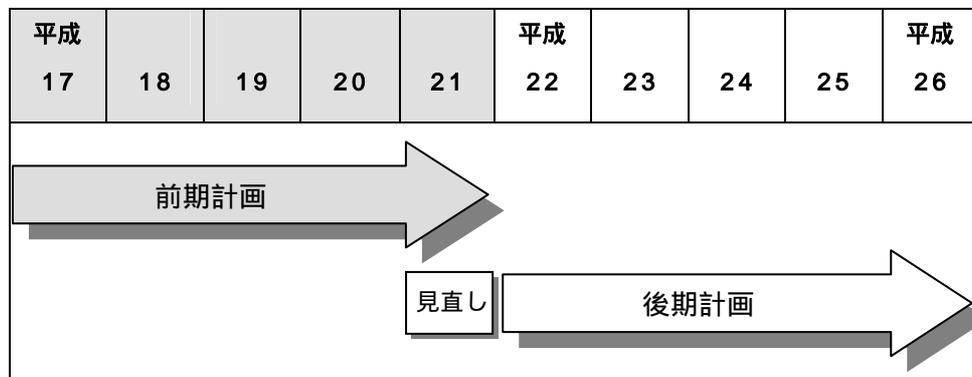
昭島市次世代育成支援行動計画

### 3 . 計画の期間

次世代育成支援対策推進法では、地方自治体が策定する行動計画の期間は、平成 22 年度から平成 26 年度までの 5 年間を後期計画とします。新待機児童ゼロ作戦の目標年度は、平成 29 年度となっており、後期行動計画の計画目標などについては、平成 29 年度を見越した平成 26 年度までの計画内容となっています。

なお、計画期間中においても、国の児童福祉に関わる政策や制度の改定、子育て家庭のニーズの変化などに対応するため、毎年、計画の進捗状況の点検・評価を行い、実施状況を公表し、計画の進行管理を行っていきます。

【計 画 期 間】



## 4 . 前期行動計画の評価

### 前期行動計画の評価の目的

前期行動計画に基づく施策・事業については、平成 17 年度より進捗状況報告を毎年実施し、平成 21 年度においては、後期行動計画を確実に推進していくことを目的に関係部課による全施策・事業の目標化を実施しました。

施策・事業の目標化は、後期行動計画の進行管理を着実に進め、利用者の視点に立った点検・評価手法であり、市民・利用者の多様性、支援策相互の連携性、質と量の評価等の利用者の視点に立った指標等を盛り込んでいます。

毎年度、定期的に点検・評価を行い、その結果を公表し事業継続や事業内容の改善に反映させる P・D・C・A サイクルの確立を目的としています。

### 前期行動計画の進捗度評価

各基本目標の施策・事業数は 157 あり、評価基準 A から C では全体の 92.4% となり、ほぼ計画どおり実施されています。

計画策定中及び未実施の施策・事業については、一部内容の改善や修正を行い後期行動計画に継承していきます。

詳細については、別冊昭島市次世代育成支援行動計画（前期計画）事業評価表に記載してあります。

各年度別 事業進捗度評価集計

評価基準	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
A . 事業目標（値）に達成した、または拡充した（100%）	43	45	48	49
B . ほぼ事業目標（値）に近づけた（80%～）	64	70	70	69
C . 事業は一定程度同じレベルで推移している（50%～）	36	30	26	27
D . 事業着手したが一定程度までに達しなかった（30%～）	3	3	3	4
E . 各種の状況により着手出来なかった。	11	9	10	8
合計	157	157	157	157

## 第2章 子どもを取り巻く環境の状況

第2章では、各種の既存データ、アンケート調査結果やヒアリング調査結果をもとに後期行動計画に向けて、子どもを取り巻く環境の状況の整理と計画課題などについて記載しています。

# 1. 子どもと子育てを取り巻く環境

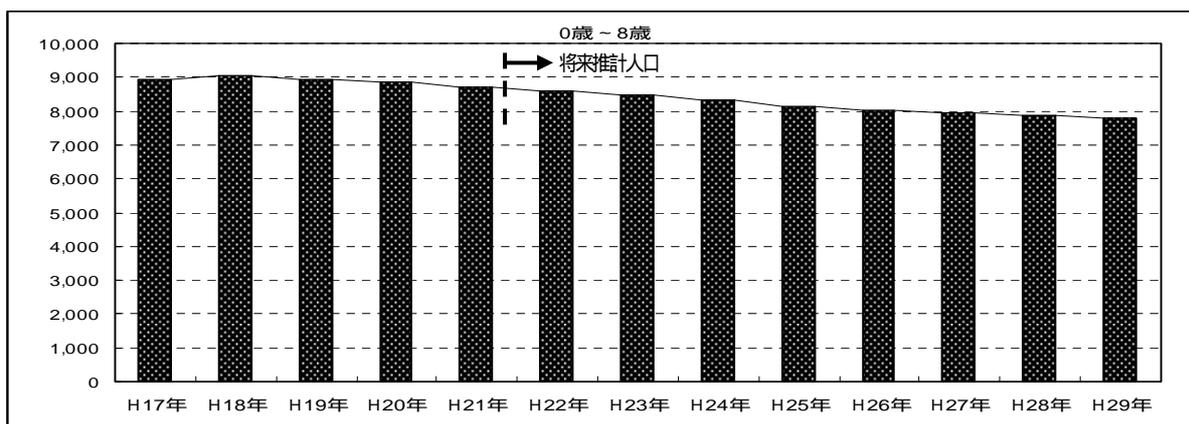
## (1)人口の推移と児童の将来人口推計

後期行動計画策定の手引きに基づいて、国・東京都から提供された人口推計ワークシート（コーホート変化率法：住民基本台帳の平成17年～平成21年の実績人口）を用いて将来人口を推計しました。

将来人口推計の趣旨は、平成26年度及び平成29年度の保育サービスなどのニーズ量の推計に必要な0歳から8歳までの人口の算出が主題となっています。

0歳から8歳までの人口推移は、平成18年の9,000人をピークに漸減傾向を続ける結果となっています。総人口の推移は、ほぼ横ばいの漸増傾向を続けるものの少子高齢化が進行する結果となっています。

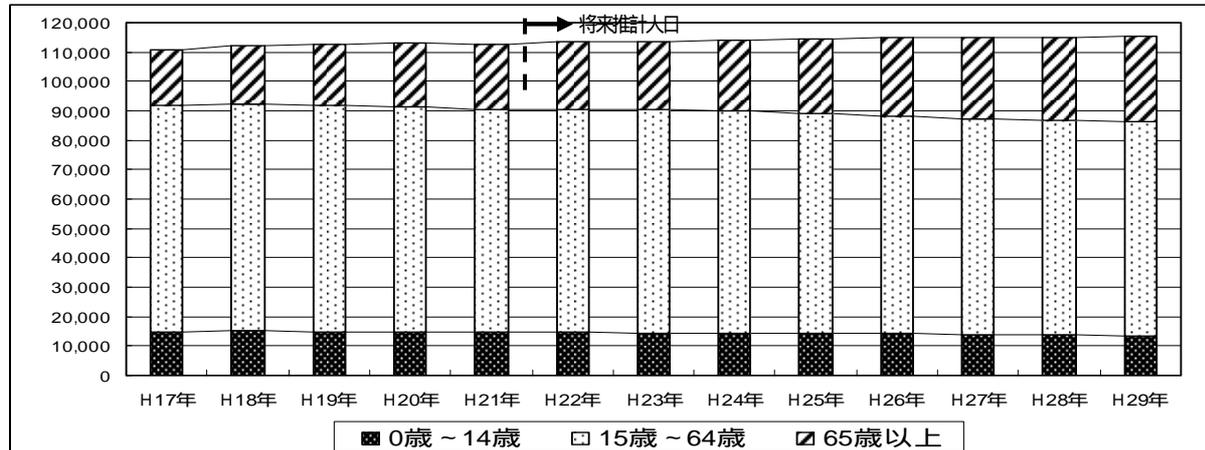
0歳から8歳児人口の推移と将来推計人口



総人口の推移と将来推計人口（年齢階層）

	H17年	H18年	H19年	H20年	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年
0歳～8歳	8,928	9,032	8,944	8,874	8,691	8,585	8,472	8,313	8,153	8,037	7,957	7,873	7,783

	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
0歳～14歳	14,970	15,103	14,957	14,879	14,711	14,610	14,492	14,365	14,281	14,090	13,904	13,762	13,613
15歳～64歳	77,055	77,137	76,934	76,578	75,802	75,702	75,790	75,527	74,686	74,113	73,511	73,078	72,733
65歳以上	18,904	19,783	20,687	21,479	22,295	23,005	23,471	24,165	25,327	26,492	27,395	28,162	28,870
総人口	110,929	112,023	112,578	112,936	112,808	113,317	113,753	114,057	114,294	114,695	114,810	115,002	115,216

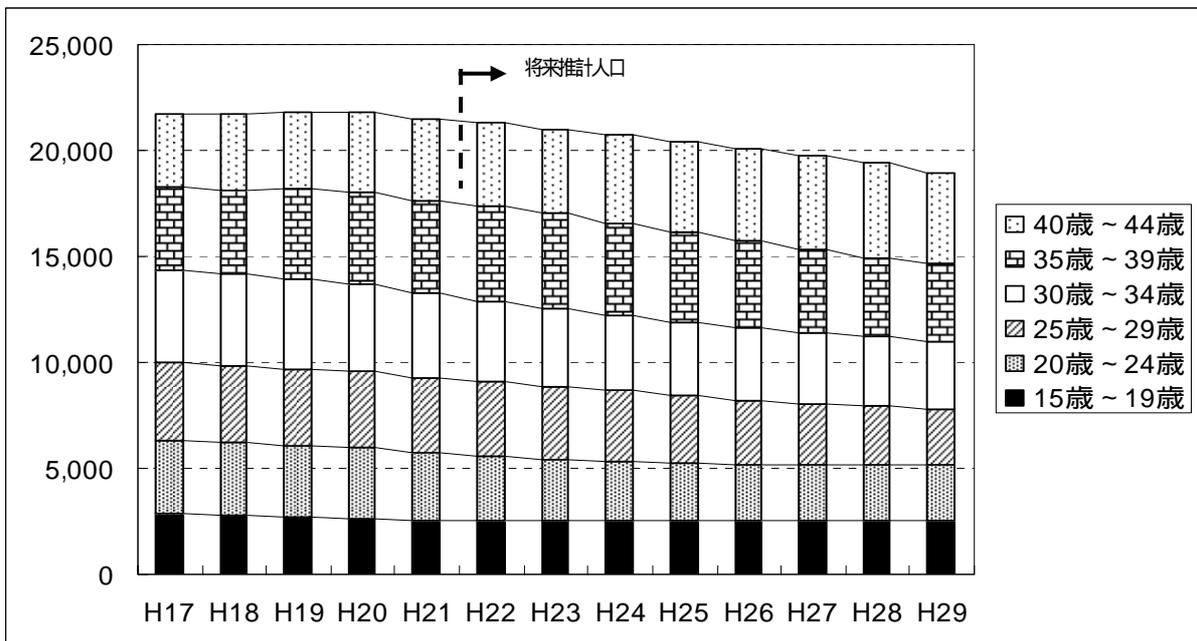


## (2) 出生数推移と将来出生数の推計

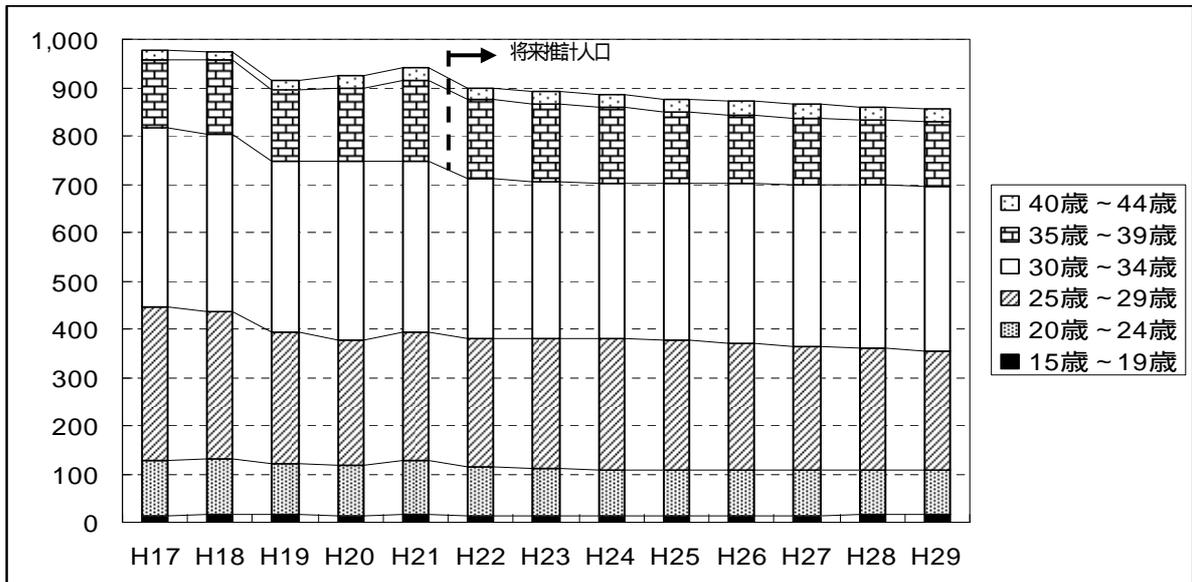
0歳から8歳の将来人口推計に必要な出生者の将来推計については、母親の5歳階級別(15歳～44歳)年齢の推移と平成16年度から平成20年度の実績出生数をワークシートに入力し算出しました。

出生数は、平成20年度まで平均950人前後で推移していますが、平成22年度からは漸減傾向に移行し、5年後の出生数は平成26年度に、870人となる少子化傾向が見込まれています。

母親の人口推移と母親の将来人口推計(5歳階級別年齢人口)



5歳階級別母親の出生数推移と将来出生数の推計



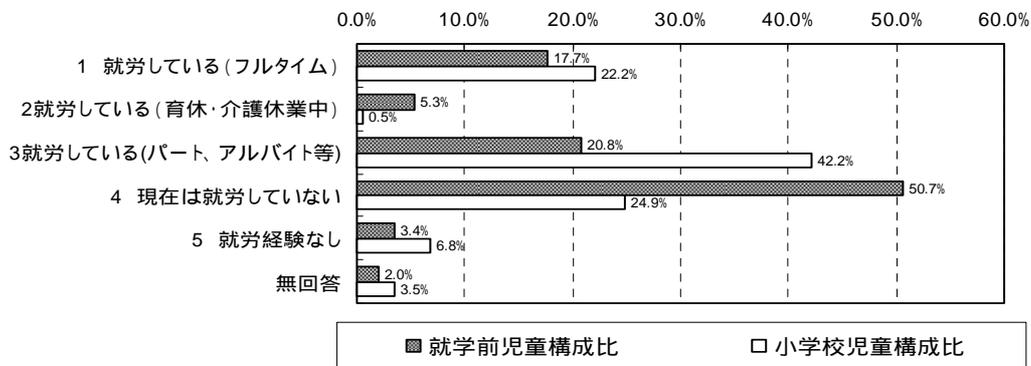
## 2. 女性の就労と子育て

### (1) アンケート調査にみる母親の就労状況

#### 母親の就労状況

就学前児童の母親の就業状況は、「4 現在は就労していない」が最も多く 50.7% となっています。一方、小学生児童の母親の就業状況は、「3 就労している(パート、アルバイト等)」が最も多く 42.2%、「4 以前は就労していたが、現在は就労していない」と回答している方の割合は 24.9% となっています。

#### 母親の就業状況

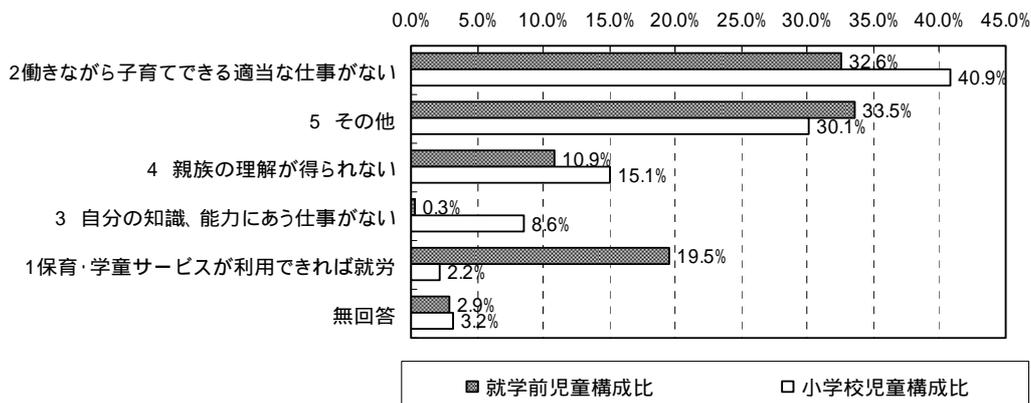


#### 母親の再就職など就労の場の確保

就学前児童保護者・小学生児童保護者で就労を希望している母親のうち、就労希望がありながら現在働いていない主な理由は、「2 働きながら子育てできる適当な仕事がない」が最も多い回答となっています。次いで、「1 保育・学童サービスが利用できれば就労」と続き、就学前児童保護者の割合は、小学生児童保護者の割合を 17 ポイント以上も上回っています。

母親の再就職などの就労については、働きながら子育てできる就労の場の確保が求められています。

#### 就労希望がありながら、現在働いていない理由



## (2)仕事と子育ての両立

### 父親の子育て参加など家族の協力

子育てと仕事との両立支援策は、就学前児童保護者、小学生児童保護者とも、「1 家族の協力」を第1位に挙げています。

次に、「6 職場の中の理解、協力体制」、「8 保育所の定員枠の拡大」、「4 労働時間の短縮・制度の導入」を挙げています。

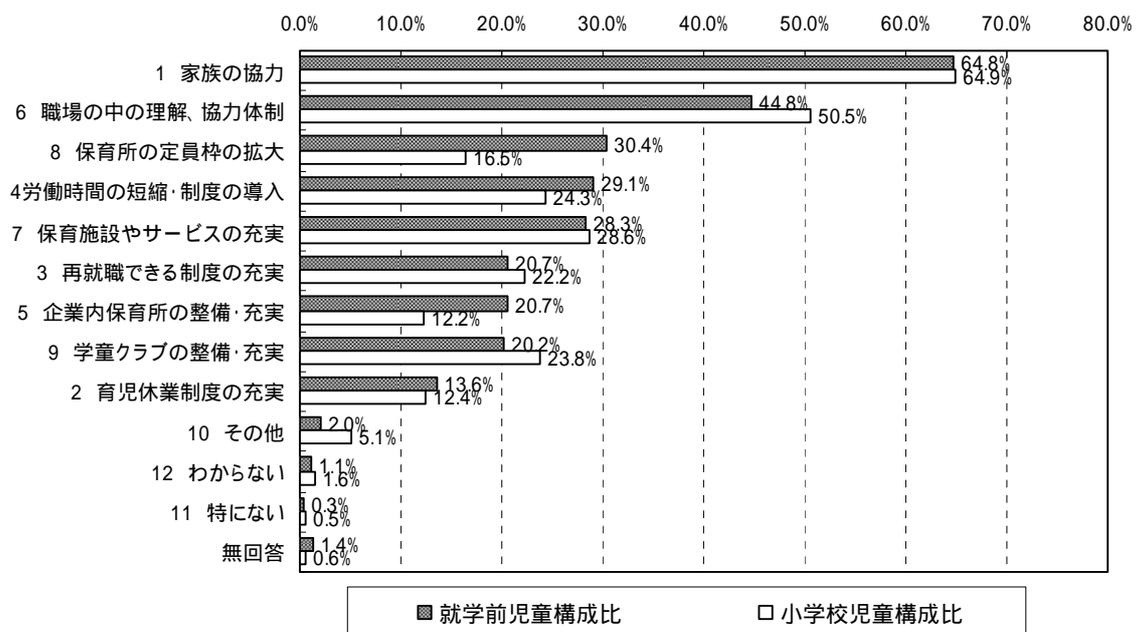
父親の子育て参加など家族の協力や男性の働き方の見直し、企業の労働時間の短縮など子育て支援対策としての職場環境の改善が求められています。

### ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて

新待機児童ゼロ作戦では、「働き方の見直しによる仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現」、「親の就労と子どもの育成の両立と家庭生活における子育てを包括的に支援するための（新たな次世代育成支援の枠組み）の構築」の二つの取り組みを「車の両輪」として進めて行くと明記されています。

平成23年4月1日以降は、一般事業主行動計画の策定義務の枠組みが従来の労働者数300名から100名に改正され、100名以下の事業主にも努力義務が求められてきます。

子育てと仕事との両立支援策（複数回答）



### 3. 子育て支援サービスの状況

#### (1) 保育の状況

仕事時間を優先する現実

昭島市の保育所数は、20 箇所と変化していませんが、入所児童数はここ数年定員をオーバーする傾向を示しています。

一方、幼稚園においては、在園児童数が減少傾向を示しています。

認可保育所の定員数・入所児童数等（平成21年4月1日 現在）

区 分	公 立	私 立	合 計
保育所数	3	17	20
定員数（人）	320	2,147	2,467
入所児童数（人）	298	2,191	2,489

認可保育所の定員数・入所児童数等の推移（各年度4月1日）

区 分	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
保育所数	20	20	20	20	20
定員数(人)	2,452	2,452	2,467	2,467	2,467
入所児童数(人)	2,434	2,419	2,408	2,399	2,436
入所率(%)	99.3	98.7	97.6	97.2	98.7

保育室の定員数・在室児童数等の推移（各年度4月1日）

区 分	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
保育室数	2	1	1	1	1
定員数(人)	41	29	29	29	29
在室児童数(人)	8	7	10	9	11

幼稚園の定員数・在園児童数等の推移（各年5月1日）

区 分	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
園 数	7	7	7	7	7
定員(人)	1,440	1,440	1,440	1,440	1,440
在園児童数(人)	1,232	1,271	1,229	1,196	1,131
入園率(%)	85.6	88.3	85.3	83.1	78.5
利用率(%)	42.0	42.0	40.6	39.9	38.8

### 保育所利用率の推移

平成 21 年度の認可保育所の利用率は 42.4%となっており、平成 12 年度( 36.0% )と比べると、6.4 ポイント増加しています。

認可保育所の0～5歳人口・保育児童総数等

区 分	0～5歳人口	保育児童総数	利用率%	待機児童数
平成17年度	5,945	2,434	40.9	46
平成18年度	6,001	2,419	40.3	49
平成19年度	5,896	2,408	40.8	45
平成20年度	5,894	2,399	40.7	50
平成21年度	5,745	2,436	42.4	44

## (2)学童クラブの状況

### 待機児童の解消

平成 21 年 4 月現在の「学童クラブ:( 1 年生から 3 年生)」は、全小学校 15 校に開設し、あわせて「放課後子ども教室:( 1 年生から 6 年生)」も 6 校で実施しています。「学童クラブ」に入会できない児童に対しては、「マッテマステーション事業(学童クラブ入会待機児童居場所づくり: 1 年生から 3 年生)」を待機児童が多い 5 校で午後 5 時まで実施し、遊びや学習活動の居場所づくりを提供しています。

マッテマステーションでは、待機児童 215 人の内 141 人を受け入れています。

国から新待機児童ゼロ作戦の推進が求められており、待機児童をゼロにすることを目的として、第 2 学童クラブの開設により待機児童の解消に取り組んでいます。

学童クラブの実施箇所・在籍児童数(各年度4月1日 )

区 分	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
実施箇所	15	15	15	15	15
定員(人)	700	700	740	760	760
在籍児童数(人)	801	799	843	875	863

マッテマステーション実施箇所・在籍児童数(各年度4月1日 )

区 分	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
実施箇所	-	4	5	3	4
定員(人)	-	160	200	120	160
在籍児童数(人)	-	85	118	105	141

### (3) 子育ての不安や負担感を解消するため必要な施策・支援

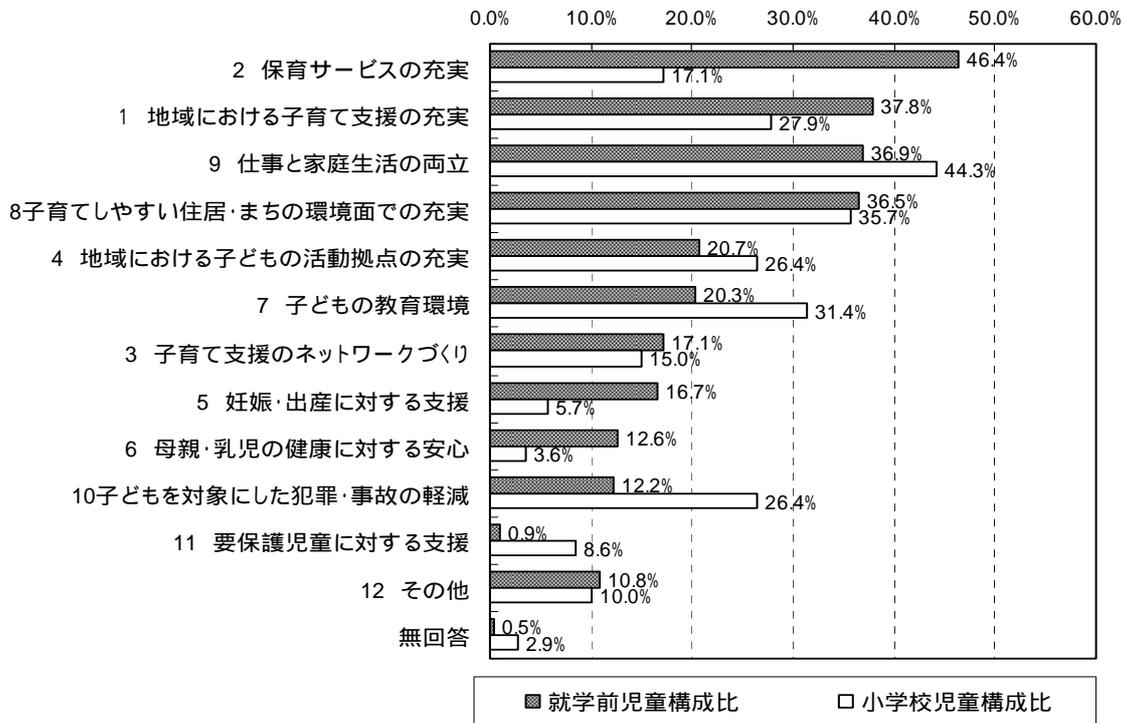
#### 保育サービスの充実、仕事と家庭生活の両立

子育てに関する楽しさ、不安や負担感については、就学前児童保護者・小学生児童保護者とも60%前後の方が「1 楽しいと感じることの方が多い」と回答しています。一方、「3 辛いと感じることの方が多い」は、いずれも、3%前後となっています。回答者の95%の保護者の方は、楽しさと辛さを感じながらも「楽しさを感じた子育て」を実践していることがうかがえます。

子育ての不安や負担感を解消するため必要な施策・支援としては、就学前児童保護者の方は、「2 保育サービスの充実」、「1 地域における子育て支援の充実」、「9 仕事と家庭生活の両立」、「8 子育てしやすい住居・まちの環境面での充実」を選択しています。小学生児童保護者の方は、「9 仕事と家庭生活の両立」、「8 子育てしやすい住居・まちの環境面での充実」、「7 子どもの教育環境」、「10 子どもを対象にした犯罪・事故の軽減」などの施策・支援を選択しています。

また、インタビュー調査からは、「すべての子どもを安心して子育てできる環境整備」が望まれています。

子育ての不安や負担感を解消するため必要な施策・支援 (複数回答)



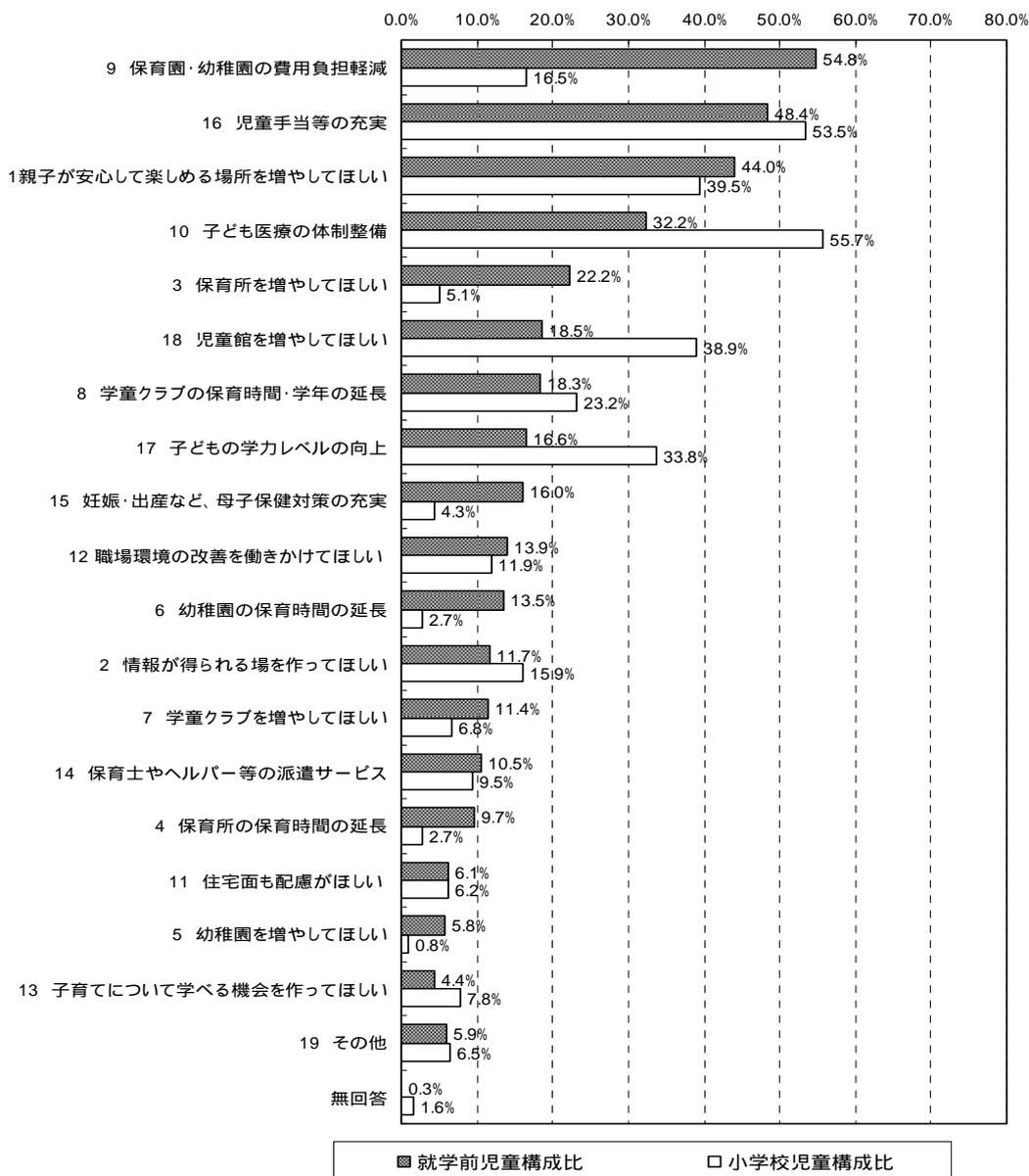
#### (4)子育ての支援の要望

##### 要望の内容

就学前児童保護者・小学生児童保護者の共通する要望は、「16 児童手当等の充実」、「1 親子が安心して楽しめる場所を増やしてほしい」、「10 子ども医療の体制整備」となっており、経済的な支援と公園整備などが要望されています。

就学前児童保護者の要望は、「9 保育園・幼稚園の費用負担軽減」、「3 保育所を増やしてほしい」、「1 親子が安心して楽しめる場所を増やしてほしい」、「10 子ども医療の体制整備」を、小学生児童保護者の要望は、「10 子ども医療の体制整備」、「16 児童手当等の充実」、「18 児童館を増やしてほしい」、「17 子どもの学力レベルの向上」と子どもの年齢に応じた支援策となっています。

子育ての支援の要望(複数回答)



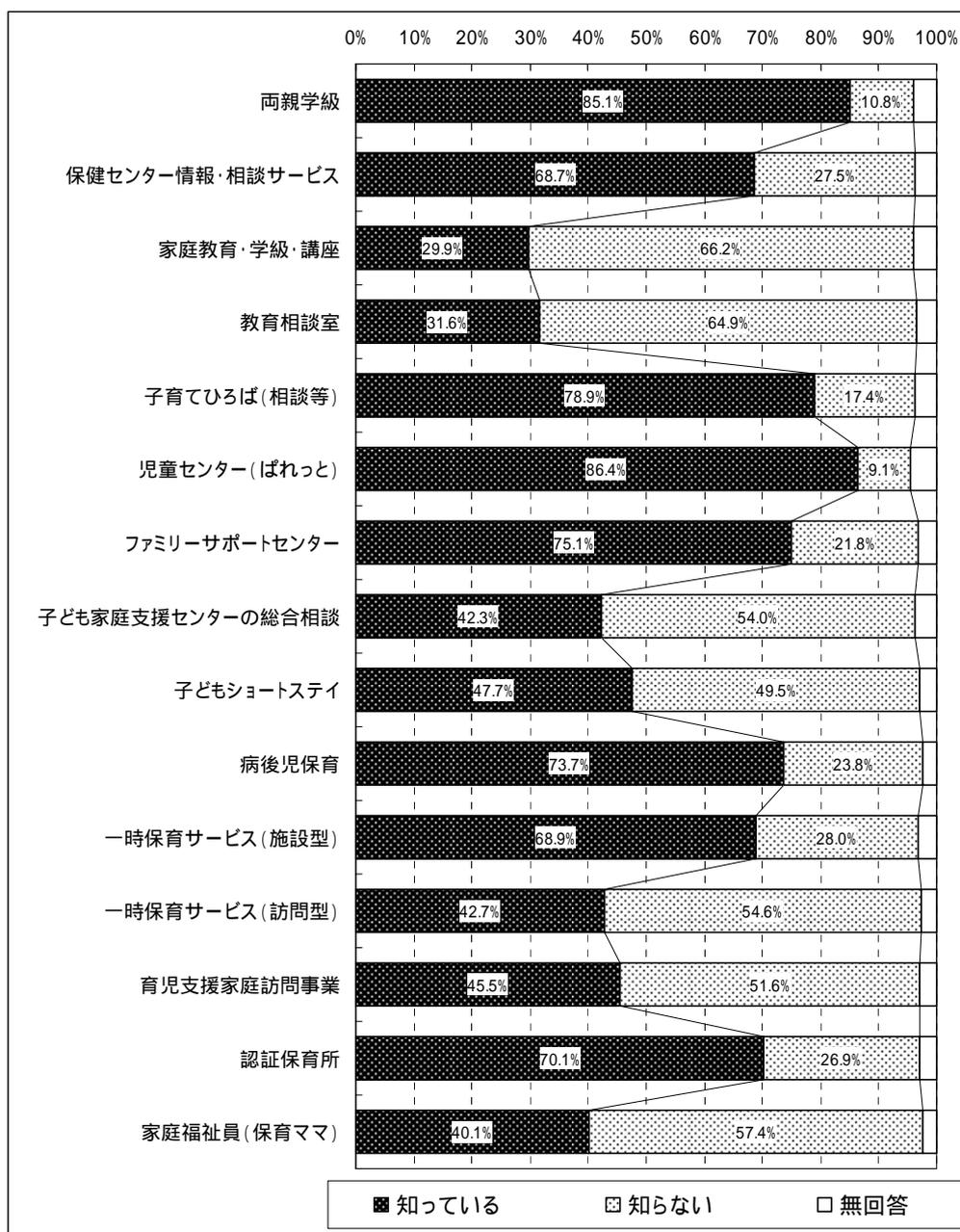
## (5) 子育てサービスの認知度

### 就学前児童子育て支援サービスの認知度

「両親学級」、「児童センター」は、80%以上の高い認知度となっています。「保健センター情報・相談サービス」、「子育てひろば」、「病後児保育」は70%以上となっています。一方、「家庭教育・学級・講座」、「教育相談室」は30%以下の低い認知度となっています。子育てサービスの内容については、68・69ページを参照してください。

今後は、子育て支援サービスの認知度を高めるための取組みとして、広報活動の強化が必要と考えます。

就学前児童子育て支援サービスの認知度



## 4 . 子どもの遊びスペースの状況

### 自由に利用できる安全な遊びスペース

遊び場について、感じる事は、就学前児童保護者、小学生児童保護者の方とも、「2 雨の日に遊べる場所がない」を第1位に挙げています。次いで「1 近くに遊び場が少ない」、「4 遊具などが充実していない」、「10 遊び場に遊ぶ仲間がいない」と続いています。小学生児童保護者の方では、「3 十分な広さがない」を2番目に挙げています。

また、地域での取り組みでも、就学前児童保護者、小学生児童保護者とも、親子と一緒に集まり、遊べる「場」、「活動」の取り組みを挙げています。

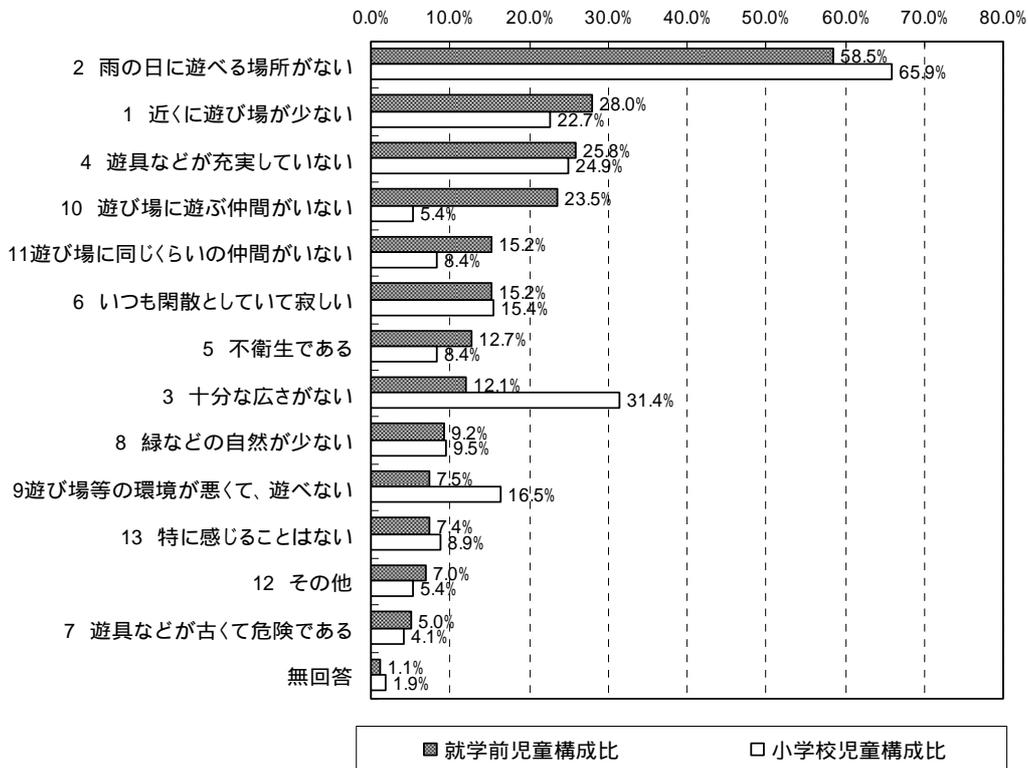
インタビュー調査からは、「親子が一緒になって自由に利用できる施設・遊べる広場が少ない」との指摘が共通してありました。

子どもが穴を掘ったり、水を貯めたり、火を使ったりできるなど、自由に遊べる場として、公園整備の一環として「プレイパーク」づくりに取り組んでいく必要があります。

プレイパーク：従来の公園、既成のブランコ、シーソー、鉄棒などがあるような遊び場と違い、一見無秩序のように見えて、子どもが想像力で工夫し、遊びを作り出すことのできる遊び場。

東京都世田谷区の羽根木プレイパークがオープンして、この言葉が日本でも広く知られるようになった。

遊び場について、感じる事(複数回答)



## 5 . 中高生の状況

### 居場所づくり

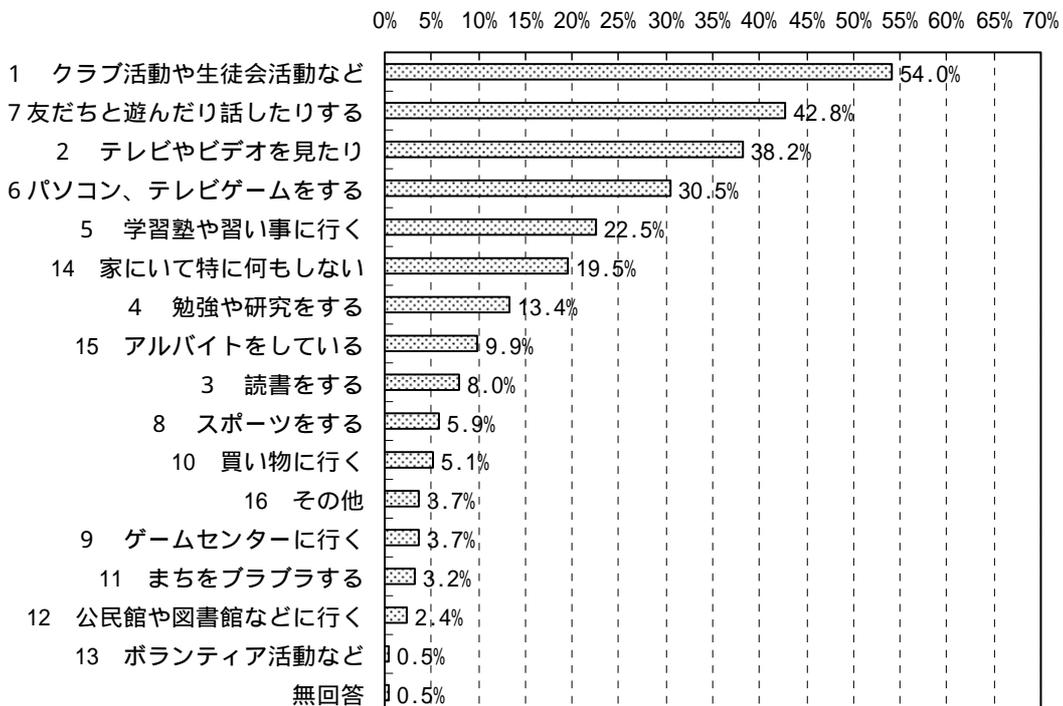
中高生の放課後の過ごし方は、50%以上の生徒は、校内で過ごしています。残る生徒の40%は、「7 友達と遊んだり話したりする」、「2 テレビやビデオを見たりする」など、学外で過ごしています。帰宅までは学内での「1 クラブ活動や生徒会活動など」が中高生の居場所となっています。

インタビュー調査からは、中高生年代の居場所が極めて少なく、公園などの空き地での友達同士の会話などは、近隣から近所迷惑と通報され地域から排除されている事例が多くあることが報告されています。

次世代の親になる中高生を温かく地域で見守る必要があります。

児童館や公共施設の運営に当たっては、年齢にあわせた利用時間帯の設定などによる中高生の居場所づくりが求められています。

中高生の平日の放課後等の過ごし方(複数回答)



## 第3章 計画の基本的な考え方

第3章では、基本的な考え方として、「子育て将来像・基本理念」を明示し、子育て将来像を実現するための「基本的視点」とその内容について記載しています。

次に、施策・事業を展開していくための目標として、「基本目標」を明らかにしています。

あわせて、基本目標ごとの「主要施策」及び「施策の方向」、「施策・事業」については、新たな取組みを含め体系図として全体の構成を取りまとめています。

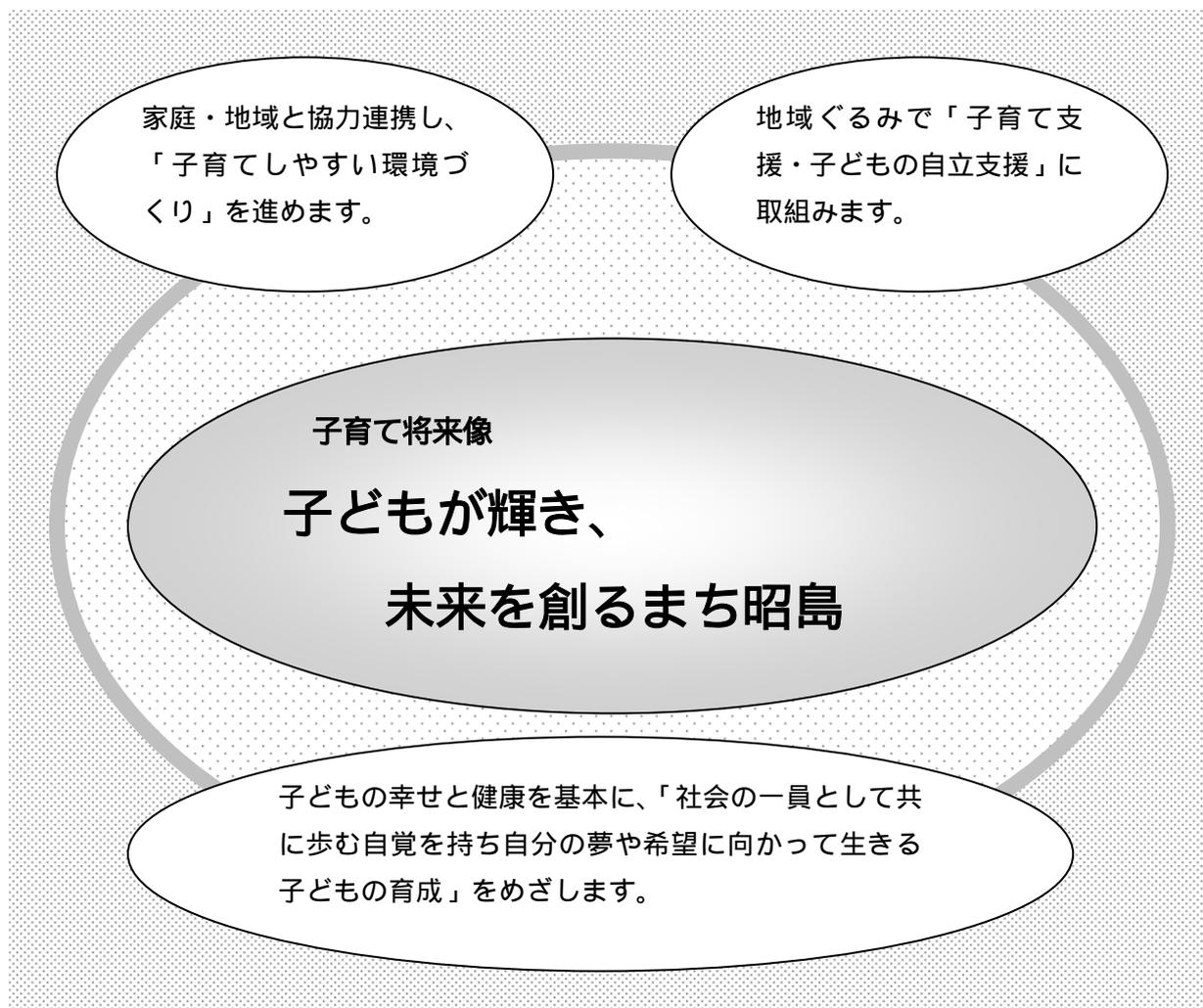
施策・事業の具体的な内容については、「第4章 施策の展開」に記載していますのでご参照ください。

## 1. 子育て将来像・基本理念

昭島市においては、ワーク・ライフ・バランスの実現とともに、新たな取り組みを含め160におよぶ施策・事業の充実に向けた多様な子育て支援を進めるに当たって次の3つを基本理念として、「子どもが輝き、未来を創るまち昭島」を子育ての将来像とします。

- ・昭島市は、家庭・地域と協力連携し、「子育てしやすい環境づくり」を進めます。
- ・昭島市は、子どもの幸せと健康を基本に、「社会の一員として共に歩む自覚を持ち、自分の夢や希望に向かって生きる子どもの育成」をめざします。
- ・昭島市は、地域ぐるみで「子育て支援・子どもの自立支援」に取り組みます。

### 子育て将来像・基本理念



## 2 . 基本的視点

子育て将来像「子どもが輝き、未来を創るまち昭島」の実現に向けて、次の4つを基本的視点とし、施策の基本的な取組みの考え方とします。

**基本的視点1 地域社会全体による子育て支援**

**基本的視点2 すべての子育て家庭への支援**

**基本的視点3 子どもの自立支援**

**基本的視点4 子どもの人権の尊重**

### (1) 基本的視点1 地域社会全体による子育て支援

次世代を担う子どもを育むためには、子育て家庭のみならず、行政、企業、職場、地域など地域社会全体で協力して子育て支援に取り組む必要があります。

それぞれが立場に応じた役割を果たし、互いに連携しながら施策を進めていくことが大切です。

また、地域には保育所、幼稚園、児童センター、公民館、学校など子育て施設や教育施設がありますが、これら地域の社会資源を十分かつ効果的に活用するとともに、NPO、子育てサークル、子育てボランティア、子ども会、青少年育成団体や自治会など子育てにかかわる各種の地域活動団体との連携が必要です。

新たな取組みとして、地域の社会資源である地元の商店街と連携し、子育て支援と商店街を活性化する事業を進めて行くことも重要と考えます。

NPO : 「Nonprofit Organization」の略で、非営利団体又は非営利組織と訳されている。福祉・医療、環境保護やリサイクル、災害復旧等の分野で活動する私的利益を目的としない民間の非営利団体・組織のこと。

## ( 2 ) 基本的視点 2 すべての子育て家庭への支援

子育ての状況は、核家族化の進行、ライフスタイルや価値観の変化に伴い、急速に多様化しています。子育て家庭がゆとりを持って、喜びを感じながら子育てをするためには、各々の家庭のニーズに対応したサービスの質・量を確保することが必要です。

子育てと仕事の両立支援や経済的な支援を含め、すべての子育て家庭(外国人を含む。)の孤立防止や心のケア、相談などの支援を踏まえ子育てするすべての家庭が必要に応じてサービスを利用できるよう、総合的な子育て支援施策を進める必要があります。

## ( 3 ) 基本的視点 3 子どもの自立支援

子どもは、次世代を担い、社会を支えていく原動力です。地域にとっても、子どもの健やかな成長は、活力あるまちづくりを支えるものとなります。

子どもたちの豊かな人間性を形成し、生きる力を育むためには、家庭、学校、地域が連携し、社会全体で次世代の親づくりを視点に子どもの自立支援に取り組む必要があります。

## ( 4 ) 基本的視点 4 子どもの人権の尊重

子どもの健やかな成長には、子どもを保護の対象としてだけでなく、一人ひとりの子どもが安心して、自分らしく生きられるように、子どもの権利を尊重することが大切です。

子どもは、愛情と理解をもって育てられ、その成長段階に応じて、遊び、学び、社会参加できる権利が保障されるとともに、安心安全な生活環境が保持される必要があります。

子育て支援においては、子どもの幸せを第一に考え、子どもの最善の利益が尊重されるよう配慮することが重要です。

### 3 . 基本目標・主要施策

子育て将来像・基本理念と基本的視点に立って、次の5つの基本目標を設定し、【主要施策】を展開します。

基本目標1 すべての子育て家庭を支援する地域づくり

基本目標2 仕事と子育てが両立しやすい社会づくり

基本目標3 子どもがいきいきと育つ教育環境づくり

基本目標4 親と子の健康を育む環境づくり

基本目標5 子育てしやすい安全・安心なまちづくり

#### 基本目標1 すべての子育て家庭を支援する地域づくり

少子化や核家族化の進行に伴い、隣近所とのかかわりが薄れる中、子育て家庭の孤立や子育てに対する不安感・負担感の増大が懸念されています。

そのため、共働き家庭だけでなく専業主婦のいる家庭やひとり親家庭、虐待を受けた子どもや障害のある子どもを養育している家庭などを含めたすべての子育て家庭（外国人を含む。）への支援が求められます。

このような観点から、子育て支援のための拠点を整備し、各種サービスの充実を図るとともに、子育てをする親同士の新たな交流の場や地域での子育てに関する情報提供に努めるなど、すべての子育て家庭を地域社会全体で支援します。

##### 【主要施策】

- (1) 地域における子育て支援体制の整備
- (2) 要支援児童への対応などきめ細かな取組みの推進

## 基本目標2 仕事と子育てが両立しやすい社会づくり

男女の意識や価値観が変わり、仕事やライフスタイルも多様化しています。一方、女性の社会進出が進んでいる中、女性に子育ての負担がかかっている現実があります。

男女がともに個性や能力を十分に発揮しながら働くことができるように、仕事と家庭生活とのバランスがとれた多様な働き方を選択できる環境としてワーク・ライフ・バランスの実現への取組みが求められます。

このため、利用者のニーズを踏まえた様々な子育て支援サービスの充実を図るとともに、男女がともに仕事と子育ての両立ができるよう男性の子育てへの参加や労働時間の短縮などの子育て支援を企業に働きかけていきます。

### 【主要施策】

- (1) 保育サービス・学童クラブの充実
- (2) 仕事と子育ての両立の推進
- (3) 男性を含めた働き方の見直しと男性の子育て参加の促進

## 基本目標3 子どもがいきいきと育つ教育環境づくり

次世代を担う子どもたちが、社会的な存在として自立できるように自ら成長していくことは、将来の昭島市にとって重要なことです。

そのためには、成長に応じた子ども自身の努力と主体性を基本とし、子どもの育ちに大きな影響を与える家庭、学校、地域が連携した地域社会全体の教育力が必要です。

子どもたちが、自らの力で考え、行動する力を身につけ、心身ともに健康でたくましく成長できるように、家庭、学校、地域社会が連携・協力しながら、子どもがいきいきと輝けるような環境を整備します。

さらに、子どもだけでなく親自身も学び育つことが必要であることから、次世代の親を育てる学習環境の整備を進めます。

### 【主要施策】

- (1) 次世代の親の育成
- (2) 学校等の教育環境の整備
- (3) 家庭や地域の教育力の向上
- (4) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

## 基本目標4 親と子の健康を育む環境づくり

子どもが心身ともに健やかに成長するためには、保健や医療体制を充実させ、親と子どもの健康の維持や増進が大切となっています。

このため、各種健康診査やきめ細かな相談体制を充実させるなど、保健、医療、福祉、教育の分野間の連携を図りながら、地域における母子保健や思春期保健施策を充実させるとともに、親子がともに健やかに暮らすことができる地域づくりを進めます。

### 【主要施策】

- (1) 親と子の健康の維持・増進
- (2) 医療サービスの充実

## 基本目標5 子育てしやすい安全・安心なまちづくり

子どもが交通事故や犯罪などに巻き込まれるケースが増えてきており、道路交通環境・公共交通機関の整備や犯罪を防止するまちづくりの取り組みが必要となっています。

また、子どもが安心してのびのびと成長するためには、住環境をはじめ、公共施設や公園・児童遊園などの遊び場の整備も重要です。

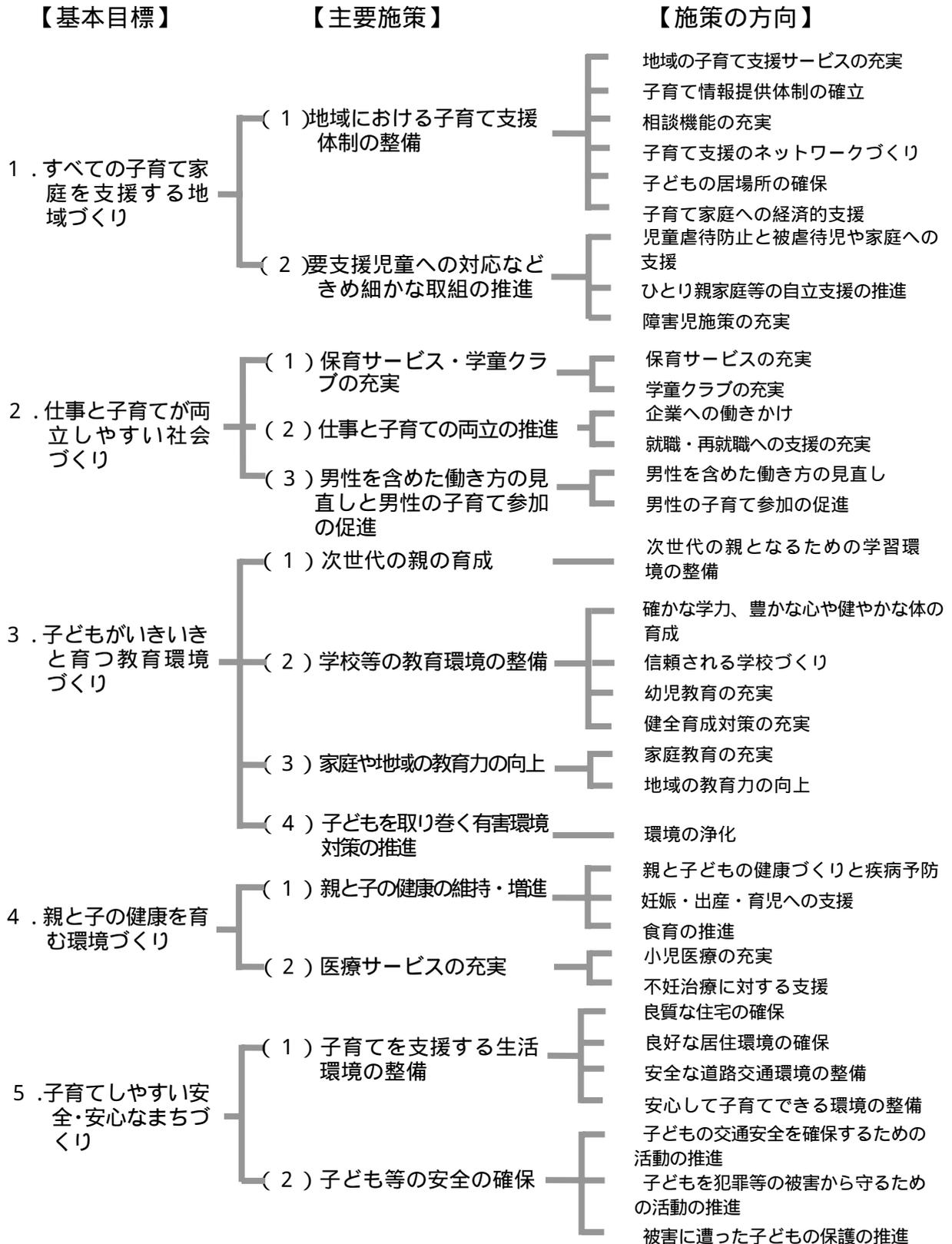
このため、すべての人が地域において安全で安心な生活ができる環境を整備するとともに、犯罪などの防止に配慮したまちづくりを推進します。

### 【主要施策】

- (1) 子育てを支援する生活環境の整備
- (2) 子ども等の安全の確保

## 4. 施策の方向

【主要施策】の展開に沿った【施策の方向】を次のように設定し、施策の方向に基づく施策・事業の具体的な内容の展開は、第4章において記載しています。



## 第 4 章 施策の展開

第 4 章では、基本目標ごとに施策の展開の考え方、主要施策の基本方針や基本方針に基づく施策の方向、重点施策・事業について記載しています。

施策の展開としては、具体的な施策・事業名、事業概要、後期行動計画事業方針、平成 26 年度までの目標（値）、所管課をとりまとめています。

重点施策・事業については、重点的に取組む施策・事業と新規に取組む施策・事業について記載しています。

国・東京都に報告が求められた事業については、事業推計結果及び整備状況を勘案して設定しています。

計画の進行管理を毎年行っていくためには、目標（値）を設定し事業の進捗度や達成度をもとに事業評価を行い次年度への事業継続を実施していきます。

## 基本目標 1 すべての子育て家庭を支援する地域づくり

### 【施策展開の基本方針】

少子化や核家族化の進行に伴い、隣近所とのかかわりが薄れる中、子育て家庭の孤立や子育てに対する不安感・負担感の増大が懸念されています。

共働き家庭だけでなく専業主婦のいる家庭やひとり親家庭、虐待を受けた子どもや障害のある子どもを養育している家庭などを含めたすべての子育て家庭へ（外国人を含む）の支援を推進していきます。

このため、子育て支援のためのネットワークづくりや活動拠点を整備し、各種子育て支援サービスの充実を図るとともに、子育てをする親同士の交流の場や地域での子育てに関する情報提供、子どもの居場所づくり、経済的支援に努めるなど、子育てを地域社会全体で支援していきます。

### 【主要施策】

### 【施策の方向】

#### 1-1 地域における 子育て支援体制の整備

地域の子育て支援サービスの充実

子育て情報提供体制の確立

相談機能の充実

子育て支援のネットワークづくり

子どもの居場所の確保

子育て家庭への経済的支援

#### 1-2 要支援児童への 対応などきめ 細かな取組 の推進

児童虐待防止と被虐待児や家庭への支援

ひとり親家庭等の自立支援の推進

障害児施策の充実

## 1-1 地域における子育て支援体制の整備

### 【主要施策の基本方針】

少子化・核家族化の進行に伴い、祖父母の手助けや隣近所同士での子育てを助け合うということが少なくなり、家庭における子育て力の低下が指摘されています。子育てを地域社会全体で取り組むとともに、共働き家庭のみならず、専業主婦のいる家庭を含めたすべての子育て世代を対象とした子育て支援の施策・事業を推進していきます。

子どもの年代に応じたニーズを把握するとともに、子育ての悩みや不安を解消するため、適切な相談・助言などきめ細かな相談機能を充実させ、子育てに関する情報提供を推進していきます。

子ども手当の支給など子育て家庭への経済的支援の充実に取り組むとともに、子どもの遊び場や居場所づくりなどを推進していきます。

### 1-1-1 地域の子育て支援サービスの充実

子ども家庭支援センターは、先駆型子ども家庭支援センターの認定を受け、児童虐待防止のための支援活動・見守り活動等にも取り組んでいます。会員組織による相互援助活動（ファミリー・サポート・センター事業）、保育園・幼稚園を活用し、子育て相談や育児講座、交流などを行う子育てひろばなどの地域における子育て支援サービスを充実していきます。あわせて、子育てと商店街の活性化を併せた新たな交流の場づくりを支援していきます。

事業番号	事業名	事業概要	後期行動計画事業方針	H26までの目標(値)	所管課
1	子ども家庭支援センター事業	子育てに関する相談、情報の提供、各種サービスの提供及び子育てひろば、子育てグループ、子育て家庭の支援や先駆型（児童虐待に係る見守りサポートや虐待防止支援訪問などを行う）への対応を行います。	事業継続	初めて赤ちゃんの連続育児講座を年6回以上、その他育児講座を年10時間以上行う	子ども育成課
2	ファミリー・サポート・センター事業	子育ての相互援助活動において、ファミリー・サポート・センターの利用方法を見直し、事業を進めます。	事業継続	登録会員数を550人	子ども育成課
3	子育てひろば事業	保育園・幼稚園を活用し、子育て相談や育児講座、交流などを行う子育てひろばの整備。また、整備に当たっては地域性に配慮するとともに、民間保育施設等の有効活用を図ります。	事業継続	年間延べ相談件数750件	子ども育成課

事業番号	事業名	事業概要	後期行動計画事業方針	H26までの目標(値)	所管課
4	つどいの広場事業	主に3歳までの乳幼児を持つ親の交流と、子育て相談もできるつどいの場を提供します。	事業継続	年間延べ利用者数を、3箇所合計で15,000人	子ども育成課
新-1	子育てカフェなどの交流の場づくりの支援	空き店舗を活用し、おしゃべり、食事やお茶を子どもと一緒に楽しみ、気軽に集まり交流し、併せて商店街の活性化を図る場づくりを支援します。	新規事業	事業開始	産業活性化室 子育て支援課
新-2	子育てひろばなしのき事業	子育て全般に関する専門的な支援を行う拠点として機能するとともに、地域内の関係機関と連携し子ども家庭支援センターを中心とした子育て支援ネットワークを構築します。	新規事業	年間延べ利用者数を、4,500人	子ども育成課

新 - は新規事業を表します

### 1-1-2 子育て情報提供体制の確立

子育てに必要な情報提供を充実するため、子育てハンドブックの作成と普及、広報・インタ-ネット等による子育て支援情報や活動予定などの情報提供や手当等の電子申請の充実を図ります。

事業番号	事業名	事業概要	後期行動計画事業方針	H26までの目標(値)	所管課
5	子育てハンドブックの作成	子育て情報の提供、子育て家庭支援のため、子育てハンドブックを作成します。	事業継続	改訂版を1回以上作成	子ども育成課
6	広報・インタ-ネット等による情報の提供	子育て情報の収集を図るとともに、広報やインターネットなどを活用し、情報を提供します。	事業継続	随時情報提供	子育て支援課 情報推進課 健康課
7	手当等の電子申請	手当、医療証交付申請等をインターネット申請できるようにします。	事業継続	ホームページにて周知	子育て支援課 情報推進課

### 1-1-3 相談機能の充実

これまで推進してきた各種の子育て相談事業を充実するとともに、関係機関との連携の強化を図ります。外国人の親からの相談等は、日本語ボランティアの協力により進めます。

事業番号	事業名	事業概要	後期行動計画事業方針	H26までの目標(値)	所管課
8	各種相談事業の充実と連携の強化	育児相談、児童相談、女性相談、健康相談、発達相談など、各種相談事業の実施と、保健所、児童相談所、女性センターなど関係機関との連携の強化を図ります。	事業継続	連携の強化	子育て支援課 子ども育成課 健康課

### 1-1-4 子育て支援のネットワークづくり

子育てをする親同士の交流の場として、また、子育てグループ・ボランティア等の育成の場として子育て支援ネットワークづくりを推進します。

事業番号	事業名	事業概要	後期行動計画事業方針	H26までの目標(値)	所管課
9	子育てグループ・ボランティア等の育成	公民館や子ども家庭支援センター、子育て広場などを利用し、子育てグループや子育てボランティアの育成に努めるとともに、各種団体や関係者のネットワークづくりを図ります。	事業継続	子育てグループネットワーク連絡会の参加団体数を20団体にする	子ども育成課

### 1-1-5 子どもの居場所の確保

子どもの健全な成長のために、子どもが集まり居心地よく遊べる「居場所」づくりや親子と一緒に遊べるプレイパークや中高生にも利用しやすい児童センターや図書館などの公共施設等の弾力的な運営を推進していきます。

事業番号	事業名	事業概要	後期行動計画事業方針	H26までの目標(値)	所管課
10	児童センターの充実	情報提供や相談、多世代間の交流の場等の機能を持つ児童センターについて、子どもの意見等を取り入れながら事業を展開します。 2館目の設置を検討します。	事業継続	平成9年度に作成された児童館4館構想の推進	子ども育成課
11	図書館の充実	インターネットの活用による利用機能等の充実や学習室の整備等を図り、子どもが利用しやすく、本により心豊かに育つように充実を図ります。	事業継続	新館構想の検討	市民図書館
12	市立会館等を利用した子ども向け講座の開催	市立会館等を活用し、子どもの学習機会の充実や居場所づくりを図ります。	事業継続	定期的事業継続	社会教育課 スポーツ振興課
13	放課後子ども教室事業	学校等の校庭や教室で放課後や週末の時間を利用して、体験活動や地域住民との交流活動を行います。	事業継続	22年度までに全校設置	子ども育成課
14	公園、児童遊園等整備の充実	都市公園、児童遊園、子どもの広場などの整備・充実。健全で安全な遊びの場の提供。また、管理・運営についても親や子どもがかかわる遊び場(プレイパークなど)の設置について検討します。	事業継続	プレイパークの検討・設置	管理課 子育て支援課 子ども育成課

## 1-1-6 子育て家庭への経済的支援

児童手当支給事業については、(新)子ども手当の支給へ移行し、国や都とともに施策の検討をしていきます。

事業番号	事業名	事業概要	後期行動計画事業方針	H26までの目標(値)	所管課
15	(新)子ども手当支給事業	児童手当支給事業から、新たに国の事業として15歳までの子どもを持つ家庭に子ども手当を支給します。	新規事業	完全実施	子育て支援課
16	乳幼児医療費の助成	義務教育就学前までの全ての子どもに医療費を助成します。	事業継続	完全実施	子育て支援課
17	幼稚園等への就園補助	3、4、5歳児を幼稚園に通園させている保護者に対し、課税状況に応じて補助金を支給します。	一部事業内容を変更し事業継続	保護者負担なしを検討	子育て支援課
18	就学援助事業	小・中学校に在学している児童・生徒に対して、収入状況に応じて学用品費、給食費等を助成します。	事業継続	義務教育の円滑な遂行	学務課
19	おむつ用ごみ袋の配布	おむつを利用する家庭に対して、無料でおむつ用ゴミ袋を配布します。	事業継続	乳幼児家庭等に配布継続	清掃センター
新-3	義務教育就学児医療費助成	東京都と連携して小・中学生の医療費を一部助成します。	新規事業	完全実施	子育て支援課
新-4	就学前教育の無料化	国と連携して就学前教育の助成をします。	新規事業	完全実施	子育て支援課

## 1-2 要支援児童への対応などきめ細かな取組みの推進

### 【主要施策の基本方針】

親の子育て知識・経験の不足から来るストレスや育児ノイローゼ、経済問題などを要因とする児童虐待の件数は増加傾向にあり、社会問題となっています。

昭島市要保護児童対策地域協議会をとおして、引き続き児童虐待の防止と早期発見、子どもの保護に努めるとともに、家庭内暴力や虐待などの問題を抱える危機的状況にある家庭に対し、家庭全体を総合的に支援していきます。

ひとり親家庭等については、親と子どもが安心して生活していけるよう、経済面、生活面、就労面などの支援策に関する情報提供や相談体制等のきめ細かい取組みを推進していきます。障害のある子どもについては、障害の早期発見、早期療育に努め、各種相談体制の充実を図るとともに、機能訓練を充実させ、社会的自立を支援していきます。

### 1-2-1 児童虐待防止と被虐待児や家庭への支援

子育て不安の解消と子育て家庭の孤立化を防止する家庭訪問相談活動及び相談員の派遣など、育児負担の軽減を進めます。

要保護児童対策地域協議会をとおして、学校や関係機関が連携し虐待防止ネットワークを構成するとともに、虐待対策ワーカーを配置し、虐待の予防・早期発見・救出・支援の活動を進めます。

事業番号	事業名	事業概要	後期行動計画事業方針	H26までの目標(値)	所管課
20	要保護児童対策地域協議会の充実	福祉関係者、教育委員会、学校、児童相談所、保健所、警察署など関係機関が連携・協議し対応を図ります。	事業継続	要保護児童対策地域協議会を毎年実務者会議4回、代表者会議2回開催	子ども育成課
21	家庭訪問相談事業	育児ノイローゼや子どもの引きこもりなど養育上の問題を抱えている家庭を把握し、支援が必要と判断した場合は、相談員を派遣し相談等を行う事業を実施します。	事業継続	月曜日から金曜日の9時から18時30分まで開設し、支援が必要と判断された家庭を訪問	子ども育成課
22	虐待対策ワーカーの導入	子ども家庭支援センターに虐待対策ワーカーを配置します。	事業継続	虐待対策ワーカー配置を2人以上	子ども育成課
23	里親制度への支援	養育家庭、親族里親、養子縁組里親等の制度について児童相談所との連携を図ります。	事業継続	里親サロン延べ参加者数を60人にする	子ども育成課
新-5	こんにちは赤ちゃん事業	子どもの健やかな成長と保護者の子育てを応援するため、生後4ヶ月までの乳児のいる家庭を保育士等が訪問。お母さんの心配や悩み相談や子育てに関する情報提供を行います。	新規事業	完全実施	健康課

## 1-2-2 ひとり親家庭等の自立支援の推進

母子自立支援員、民生委員・児童委員などによる相談事業を充実するとともに、ひとり親家庭ホームヘルパーの派遣やひとり親家庭の経済的な安定と生活の自立に向けた各種事業による自立支援を推進していきます。

事業番号	事業名	事業概要	後期行動計画事業方針	H26までの目標(値)	所管課
24	児童扶養手当支給事業	離婚等により18歳の年度末までの子どもを養育している母子家庭、父子家庭、養育者に手当を支給します。	事業継続	完全実施	子育て支援課
25	児童育成手当支給事業	父又は母が死亡、離婚等により18歳の年度末までの子どもを養育している母、父又は養育者に手当を支給します。	事業継続	完全実施	子育て支援課
26	ひとり親家庭等医療費助成	18歳の年度末までの子どもを養育しているひとり親家庭等に対し、保険診療医療費の自己負担金(入院時の食事代を除く。)の一部又は全部を助成します。	事業継続	完全実施	子育て支援課
27	母子生活支援施設事業	子どもの福祉に欠ける母子家庭の母親と子どもを母子生活支援施設に入所させ、経済的自立と生活の安定を支援します。	事業継続	21年度時点での年間措置件数10件と同程度の措置費の確保	子育て支援課
28	ひとり親家庭相談事業	ひとり親家庭の悩みを解消するため、母子自立支援員等による相談を実施します。	事業継続	22年度から年間3件の高等技能訓練給付事業を開始することで、ひとり親家庭の母の就労支援を図る	子育て支援課
29	母子福祉資金貸付事業	母子家庭の方の経済的自立の助成と、生活意欲の助成を図り、その子どもの福祉を増進するため、各種資金の貸し付けを行います。	事業継続	貸付件数は例年と同程度の確保をしつつ、原資である資金の確保のため償還率を70%台にする	子育て支援課
30	ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業	一時的な病気などにより、日常生活に著しく支障のあるひとり親家庭に対して、日常生活の家事等必要な援助を行います。	事業継続	一家庭、2年をめどに生活の安定を図る	子育て支援課

事業番号	事業名	事業概要	後期行動計画事業方針	H26までの目標(値)	所管課
31	上下水道料金の減免	児童扶養手当・特別児童扶養手当の受給世帯に対して、上下水道基本料金の減免を行います。	事業継続	完全実施	生活福祉課 子育て支援課
32	ごみ処理手数料の免除	児童扶養手当・特別児童扶養手当の受給世帯に対して、有料ごみ袋の無料配布を含め、ごみ処理手数料を免除します。	事業継続	完全実施	清掃センター 子育て支援課 生活福祉課
33	自転車等駐車場の使用料の免除	児童扶養手当・特別児童扶養手当の受給世帯に対して、自転車等駐車場の使用料を免除します。	事業継続	完全実施	交通安全担当 子育て支援課 生活福祉課

### 1-2-3 障害児施策の充実

障害のある子どもについては、障害の早期発見、早期療育に努め、各種相談体制の充実を図るとともに、機能訓練を充実させ、社会的自立を支援していきます。さらに、学習障害(LD)、注意欠陥/多動性障害(ADHD)、高機能自閉症等教育及び療育に特別のニーズのある子どもについては、現場職員の資質向上を図りつつ、適切な教育的支援を行うとともに、各種の子育て支援事業との連携を図っていきます。

事業番号	事業名	事業概要	後期行動計画事業方針	H26までの目標(値)	所管課
34	学童クラブへの障害児受入	学童クラブへの障害児の受け入れに努めます。	事業継続	障害児受入基準の見直しを検討する	子ども育成課
35	交流教育	障害のある児童・生徒と、障害のない児童・生徒の相互理解を促進するため、運動会、発表会などの交流教育を推進します。	事業継続	25年度までに21校で実施	指導室
36	通級指導学級整備事業	障害があっても特別な指導があれば、通常学級での生活が可能な児童・生徒への援助のため、発達障害児などを対象とした通級指導を充実します。	事業継続	対象児童の増加に対応した整備	学務課
37	特別支援教育	障害のある児童・生徒一人ひとりの個性や能力が最大限に伸ばせるよう、関係諸機関とも連携を図りながら、個別指導を重視した特別支援教育を行います。	一部事業内容を変更し事業継続	特別支援教育に関する教員研修の充実、個別の教育支援計画、就学支援シートによる支援の在り方の検討、各校への巡回相談の充実	指導室
38	就学相談・指導の充実	教育上特別な配慮を要する児童・生徒の適正な就学を図るため、一人ひとりの個性や能力が最大限伸ばせるよう、障害の程度・種類などに応じた就学相談・指導の充実に努めます。	事業継続	個々の児童・生徒に合った適切な学校への就学	学務課
39	児童デイサービス事業	在宅の心身障害者(児)に対し、身体の機能の維持向上等を図ることができるよう通所により、機能訓練等のサービスを提供します。	事業継続	平成23年に向けて149日人	生活福祉課
40	居宅介護事業	心身障害者(児)のいる家庭に対し、ホームヘルパーを派遣して日常生活を営むために必要なサービスを提供します。	事業継続	平成23年に向けて1,870時間	生活福祉課
41	短期入所事業	心身障害者(児)を介護している保護者等が疾病、冠婚葬祭等の事由により介護が困難となった場合に一時的に施設に保護します。	事業継続	平成23年に向けて153日人	生活福祉課

## 基本目標 2 仕事と子育てが両立しやすい社会づくり

### 【施策展開の基本方針】

男女共同参画意識の向上や仕事とライフスタイルも多様化する中で、女性の社会進出に伴う女性への子育ての負担が増加しています。

新待機児童ゼロ作戦については、「働き方の見直しによる仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現」、「親の就労と子どもの育成の両立と家庭生活における子育てを包括的に支援するための（新たな次世代育成支援の枠組み）の構築」の二つの取り組みを「車の両輪」として進めていくと明記されています。

このため、利用者のニーズを踏まえた様々な子育て支援サービスの充実を図るとともに、男女がともに仕事と子育ての両立ができるよう民間企業に働きかけていきます。

あわせて、民間企業におけるワーク・ライフ・バランスを促進するための支援事業を検討していきます。

### 【主要施策】

### 【施策の方向】

2-1  
保育サービス・学童クラブの充実

保育サービスの充実

学童クラブの充実

2-2  
仕事と子育ての両立の推進

企業への働きかけ

就職・再就職への支援の充実

2-3  
男性を含めた働き方の見直しと男性の子育て参加の促進

男性を含めた働き方の見直し

男性の子育て参加の促進

## 2-1 保育サービス・学童クラブの充実

### 【主要施策の基本方針】

保育所の入所児童の割合（入所児童数÷就学前児童数）も年々増加し、その他の保育サービスへのニーズも高まりつつあります。

子育て家庭の事情に応じた多様な保育形態が求められ、子どもの幸せを第一に、子どもの利益が最大限尊重されるよう配慮しながら、通常保育のほか、延長保育、病後児保育、一時保育や待機児童の解消を目指した学童クラブなどの保育サービスを推進していきます。

### 2-1-1 保育サービスの充実

多様な保育形態に応じた保育サービスの充実や保育園の増築等により定員枠を拡充し待機児童の解消に努めるとともに、新たに保育環境の整備として、教育的要素を取り入れた認定こども園事業、家庭的保育事業の導入を推進します。

事業番号	事業名	事業概要	後期行動計画事業方針	H26までの目標(値)	所管課
42	保育施設の整備	保育の安全確保及び市民ニーズの多様化に対応するため、老朽化した保育施設の整備を図ります。	事業継続	耐震診断に基づく整備	子育て支援課
43	保育園の定員数の拡大	待機児童解消のため、分園の新設及び既存施設の有効活用などにより、保育園の定員の拡大を図ります。	事業継続	待機児童0人	子育て支援課
	保育園の定員数の弾力的運用	待機児童解消のため民間保育園の弾力的運用による入所者数の拡大を図ります。	事業継続	充実	子育て支援課
44	延長保育の充実	就労形態の多様化や、通勤時間の長時間化に対応できるよう、保育時間の延長及び延長保育実施園の拡大を図ります。	事業継続	全園実施	子育て支援課
新-6	認定こども園事業	保育園機能と幼稚園機能を一元化した認定こども園により、教育的要素と保育園待機児童の解消を図ります。	新規事業	完全実施	子育て支援課
45	一時保育の充実	保護者の就労形態等により、家庭における育児が継続的に困難となったり、保護者の疾病・入院・リフレッシュ等により、一時的に保育が必要な場合に対応する一時保育の充実を図ります。	事業継続	22箇所	子育て支援課
46	園児の健康管理	定期的に身体測定、健康診断等を行い、園児の発育・発達の状況を把握し、家庭との連携を図りつつ、健康の増進に努めます。	事業継続	定期的実施	子育て支援課
47	保育園・幼稚園における地域・世代間交流	老人ホームへの訪問や園での運動会など各種行事を通じて、子どもと高齢者などの交流を図ります。	事業継続	定期的実施	子育て支援課

事業番号	事業名	事業概要	後期行動計画事業方針	H26までの目標(値)	所管課
48	病後児保育の充実	病気回復期等の集団保育が困難な期間、医療機関等で子どもを預かる病後児保育を地域性も考慮しながら充実に努めます。	事業継続	2箇所	子育て支援課
49	ショートステイ事業の充実	保護者が病気などにより、小学生までの子どもの養育が出来ない場合に、数日間預かるショートステイの充実に努めます。	事業継続	1箇所	子ども育成課
50	トワイライトステイ事業	就労等の都合により保護者の帰宅が常に夜間になる場合や休日勤務の場合等に、児童福祉施設等において一時的に12歳未満の子どもを預かり、夕食や入浴の世話等を行うトワイライトステイ事業を実施します。	事業継続	1箇所	子ども育成課
51	休日保育	保護者の就労形態等の多様化に伴う保育ニーズに対応するため、休日保育を実施します。	事業継続	1箇所	子育て支援課
52	統合保育事業	障害のある子どもとない子どもが、日常の保育を通して、お互いの理解を深め協力しながらともに育っていきけるよう、統合保育の推進に努めます。	事業継続	20箇所	子育て支援課
53	育児支援家庭訪問事業	出産後間もない時期や、様々な原因で養育が困難になっている家庭に対して、ヘルパーなどを派遣します。	事業継続	延べ利用件数を250件にする	子ども育成課
54	訪問型一時保育事業	保護者の病気等により、緊急・一時的に保育が必要となる就学前児童を対象に、自宅に保育士等を7日以内で派遣する事業を実施します。	事業見直し検討	事業見直し検討	子育て支援課
55	認証保育所事業	東京都が認証した施設で、小規模で低年齢児を対象に保育する認証保育所事業を実施します。	事業継続	1箇所	子育て支援課
新-7	家庭的保育事業	市が委託した個人(家庭的保育者)がその居宅において保育に欠ける児童少人数(3人以下)を対象に保育します。	新規事業	完全実施	子育て支援課

## 2-1-2 学童クラブの充実

新待機児童ゼロ作戦の推進として、現行の学童クラブに加え、新たに第2学童クラブを開設し待機児童の解消に努めます。

また、子育て支援策の一環として幼稚園における預かり保育の充実を推進していきます。

事業番号	事業名	事業概要	後期行動計画事業方針	H26までの目標(値)	所管課
56	学童クラブ施設の充実	児童の保護と健全な育成を図るため、老朽化した学童クラブ棟の整備を図ります。	事業継続	待機児童解消	子ども育成課
57	学童クラブ定員数の拡大	小学校低学年児童を対象とした学童クラブ事業について、市民ニーズの動向を踏まえながら、定員数を拡大し、待機児童の解消に努めます。	事業継続	第2学童クラブ開設	子ども育成課
58	幼稚園における預かり保育の充実	幼稚園において、通常教育時間終了後の園児の預かり保育事業を行います。	事業継続	6箇所	子育て支援課

## 2-2 仕事と子育ての両立の推進

### 【主要施策の基本方針】

育児休業制度が改正され、すでに5年を経過しましたが、男性の取得率は低く、職場において不利な扱いをされることなく、子育てに十分時間を割くことができるような環境がまだ整備されていません。

これからは、子育て中の男女が仕事と子育てを両立できるように、育児・介護休業法など関連法制度の普及・啓発活動に取り組むとともに、子育てしやすい職場環境が整えられるよう市内の事業者へ啓発・周知していきます。

再就職を希望する女性に対して、就労状況の提供や職業能力の開発への取組みなどを支援していきます。

### 2-2-1 企業への働きかけ

市内の事業者へ育児・介護休業法など関連法制度の普及・啓発活動に取り組むとともに、子育てしやすい職場環境が整えられるよう啓発・周知していきます。

新たな取組みとしてワーク・ライフ・バランス普及啓発事業を創設し、市内事業者の社会貢献を推進していきます。

事業番号	事業名	事業概要	後期行動計画事業方針	H26までの目標(値)	所管課
59	就労環境改善のための要請活動	女性の就労環境の改善を図るため、雇用機会の拡大、労働条件の向上、育児休業制度の普及などについて、国や都との連携を図りながら地元企業に要請します。	事業継続	資料配布により、啓発・周知していく	企画政策室 生活ユティ課
60	育児休業法普及啓発	育児・介護休業法の一部改正に基づき、男女ともに利用しやすい仕組みの休業制度等の見直しを企業に啓発します。	事業継続	資料配布により、啓発・周知していく	企画政策室 生活ユティ課
61	事業所内保育施設の推進	子育てしやすい環境を整えるため、勤め先に保育室等を設置するよう企業に要請します。	事業継続	資料配布により、啓発・周知していく	企画政策室 生活ユティ課
62	企業の地域への貢献の推進	商店街(企業)や商工会に対して、各種イベントの開催時に子育て相談室の設置等の子育ての推進につながる催しに取り組むなど企業の地域への貢献について積極的に行うよう要請します。	事業継続	企業への働きかけ・調整	産業活性化室
新-8	ワーク・ライフ・バランス普及啓発事業の創設	ワーク・ライフ・バランスを普及・啓発します。 ワーク・ライフ・バランスに取り組む企業の認定・公表を検討します。	新規事業	講演会開催 制度設計	子育て支援課 産業活性化室

## 2-2-2 就職・再就職への支援の充実

再就職を希望する女性に対して、就職・再就職のための職業能力の開発の場を設けます。

事業番号	事業名	事業概要	後期行動計画事業方針	H26までの目標(値)	所管課
63	就労情報の提供	女性の自立や就労支援のため、ハローワークなどの関係機関と連携を図りながら、情報の提供に努めます。	事業継続	月2回、ハローワークの求人情報を配布。その他、国・都等主催の合同就職面接会についても情報提供を行う	生活コミュニティ課
64	就職・再就職のための職業研修の充実	就職、再就職を希望する女性を対象とした各種職業訓練や教室、講座などの充実について、国や都に要請します。	事業継続	年間3回労働のセミナーを実施し、雇用情勢の変化に応じてテーマを変更する	生活コミュニティ課

## 2-3 男性を含めた働き方の見直しと男性の子育て参加の促進

### 【主要施策の基本方針】

男性も女性もともに仕事と子育てを両立させるためには、男女の家庭における責任のアンバランスを改め、男女が協力して子育てに取り組んでいくことが重要です。

子育てと仕事を両立させるため、父親の育児参加が求められており、父親の意識啓発や情報提供により父親の子育てへの参加を進めていきます。

### 2-3-1 男性を含めた働き方の見直し

市内の事業者へ次世代育成支援行動計画を周知するとともに、市民に対しては、ワーク・ライフ・バランスに関するセミナーを開催し男性を含めた働き方の見直しを進めます。

新たな取組みとして市内の一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定を啓発していく講座の開設やパンフレットの配布事業などを推進します。

事業番号	事業名	事業概要	後期行動計画事業方針	H26までの目標(値)	所管課
65	事業所への次世代育成支援対策推進法の周知・啓発	次世代育成支援対策推進法の周知を図り、子育て中の男性の就業時間への配慮、育児休暇・看護休暇の取得の促進などを啓発します。	事業継続	男女共同参画セミナーの中で啓発する	企画政策室 生活コミュニティ課
66	昭島市男女共同参画プランの推進	男女がお互いに尊重し、認め合い、社会活動のあらゆる分野に共同して参画できる男女共同参画社会の実現のため、男女共同参画プランの推進に努めます。	事業継続	平成23年度からの男女共同参画プランを策定する	企画政策室
67	男女が働きやすい環境づくりセミナーの開催	男女共同参画社会について、社会一般の認識や理解を深めるとともに、職業人としての自己啓発を図るセミナーを開催します。	事業継続	男女共同参画セミナーの中で啓発する	企画政策室 生活コミュニティ課
68	仕事と家庭の両立を考えるセミナーの開催	育児・介護休業法の趣旨や内容についての啓発を図るセミナーを開催します。	事業継続	1回/年開催	企画政策室 生活コミュニティ課
新-9	一般事業主行動計画策定セミナーの開催	市内の一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定講座を開設します。	新規事業	1回/年開催	子育て支援課 産業活性化室

## 2-3-2 男性の子育て参加の促進

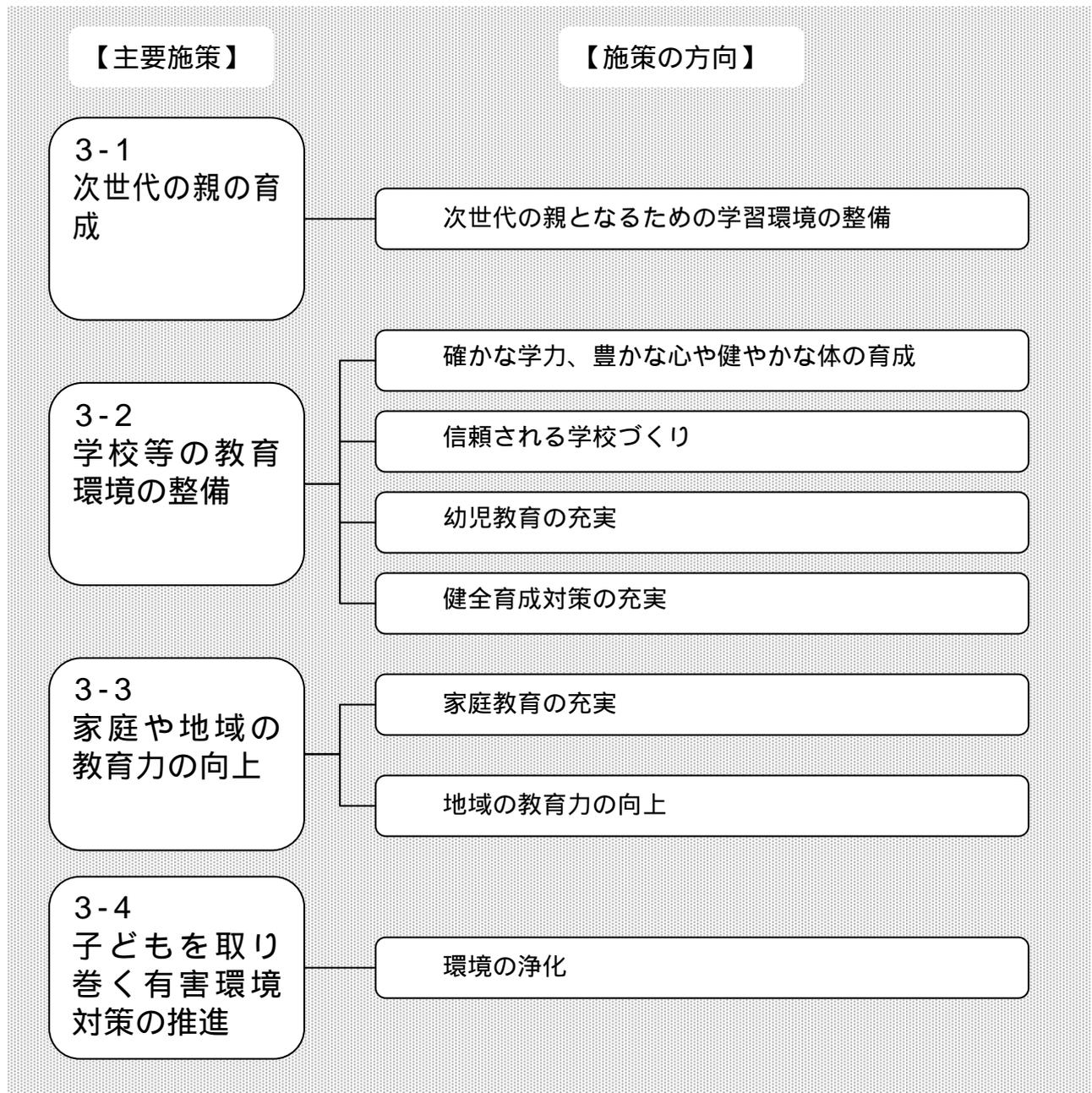
男女がともに仕事と子育てを両立させるためには、育児に参加する父親の意識を啓発することが重要であり、父親が育児の知識や技術を身につけられるような機会や情報をより多く提供し、父親の子育てへの参加を進めていきます。

事業番号	事業名	事業概要	後期行動計画事業方針	H26までの目標(値)	所管課
69	母親学級への父親の参加の促進	父親にも育児の知識や技術を身につける機会を提供するため、母親学級等への父親の参加を促進します。	事業継続	父親の参加率10%	健康課
70	父親ハンドブックの配布	妊娠、出産、育児に対する心構え、協力の仕方等父親向けの育児情報を提供します。	事業継続	フレッシュパパママ学級で活用者率の把握 活用率70%	健康課
71	「親と子のふれあい講座」の実施	父親の子育てへの参加を促進することを目的に、親子のふれあいの機会として、親と子が一緒に活動する講座を開催します。	事業の見直し検討	内容の改善	市民会館・公民館 子ども育成課
72	男性の家事参加促進のための啓発	男女共同の家庭づくりを進めるため、男性の育児休業の取得や家事・育児等に積極的に参加できるような社会環境を作るよう啓発します。	事業継続	男女共同参画セミナーの中で啓発する	企画政策室 生活コミュニティ課

## 基本目標 3 子どもがいきいきと育つ教育環境づくり

### 【施策展開の基本方針】

次世代を担う子どもが、社会的な存在として自立できるように自ら成長していくことは重要です。子どもの育ちに大きな影響を与える家庭、学校、地域が連携して社会全体の教育力でいきいきと育つための教育環境づくりを推進します。



## 3-1 次世代の親の育成

### 【主要施策の基本方針】

兄弟姉妹の数が少ない少子化社会の中で育った若い親たちは、近隣の子どもと接する機会も少ないため、以前と比べると育児にかかわる様々な体験が乏しくなっています。

若い親と子育てを経験した世代との交流を促進するとともに、育児にかかわる学習機会を提供していくことが必要です。

次世代を担う若者が家庭を築き、子どもを生み育てたいと思えるような環境づくりを推進していきます。

### 3-1-1 次世代の親となるための学習環境の整

若い親と子育てを経験した世代との交流を促進し、育児にかかわる学習機会を提供するとともに、将来の親となる中高生等に対しては、中高生が学び成長し、しっかりとした次世代の親になっていけるように、乳幼児とのふれあい体験などの体験学習も含めて学習環境の充実を図ります。

あわせて、広く市民に対し児童の権利に関する条約の普及・啓発を推進します。

事業番号	事業名	事業概要	後期行動計画事業方針	H26までの目標(値)	所管課
73	地域多世代間交流事業	地域における育児力を高めるため、子育てで経験世代と子育て世代との交流を促進する事業の推進を図ります。	事業継続	交流会の開催	子育て支援課
74	育児関連講座	乳幼児期の子どもの成長にかかわる正しい知識や親の役割、家庭環境づくりなど育児に関する学習機会を提供します。	事業継続	乳児健診時に案内配布受診率 96%	健康課 市民会館・ 公民館
75	乳幼児ふれあいボランティア活動	主に中学生を対象に、保育園の手伝いなどを通じた乳幼児とふれあう活動を体験することで、命の尊さを学べる機会を提供します。	事業継続	1回/年 体験会の開催	子育て支援課 指導室
76	児童の権利に関する条約の周知・啓発	広報紙等により、広く市民に対し、児童の権利に関する条約の普及・啓発に努めます。	事業継続	乳幼児支援制度案内に掲載	子育て支援課 子ども育成課

## 3-2 学校等の教育環境の整備

### 【主要施策の基本方針】

市の学校教育における教育目標は、「学校、家庭、地域の密接な連携のもと、子どもが生涯を通して未来社会の変化に対応できるよう自主的精神を培い、国際的視野を持ち、健全で豊かな心を育み、個性を生かすための教育の推進」を掲げており、その実現に向けた取組みを推進していきます。

### 3-2-1 確かな学力、豊かな心や健やかな体の育成

子どもが社会の変化の中で主体的に生きていくためには、知識・技能はもとより、学ぶ意欲、思考力、表現力、問題解決能力まで含めた確かな学力を身に付けることが重要となり、情報化社会、国際社会への対応に向けて、子ども一人ひとりに応じたきめ細かな指導など、学校教育のさらなる充実を図っていきます。

事業番号	事業名	事業概要	後期行動計画事業方針	H26までの目標(値)	所管課
77	メディア・リテラシー教育の実践	インターネット上の情報を読み解き、自己表現し、活用するコミュニケーション能力を身に付けることができるよう教育します。	事業継続	道徳、学級活動での学習、セーフティ教室での意識啓発	指導室
78	情報化社会への対応	小・中学校の教育活動のさまざまな教科・領域において、コンピュータを利用した授業が推進できるよう、ICT 機器を配備します。	事業継続	各普通教室への児童・生徒用パソコンの配備、及びICT機器を利用した授業の実施	庶務課 指導室
79	国際社会への対応	これから国際化社会の中で生きる子どもたちが、外国の文化や生活を知り、国際理解を深められるよう、英語をはじめとする外国語指導補助員を小・中学校に派遣します。	一部事業内容を変更し 事業継続	教員研修の実施、小学校へのALT派遣時数の増加	指導室
80	体験的学習	福祉や環境問題など、子どもを取り巻く環境について小・中学校教育においても積極的に取り組む必要があります。これらの学習形態としてボランティア活動や野外活動など、体験的学習を実施します。	一部事業内容を変更し 事業継続	職場体験学習の充実、移動教室における体験活動の充実	指導室
81	総合的な学習時間の支援	特色ある学校づくりと関連を図り、各学校のスクールプランの支援や資料提供などを通して、各学校の総合的な学習の時間の支援に努めます。	事業継続	授業時数変更に伴う内容の精選	指導室

ALT : Assistant of Language Teacher の略で、小学校の外国語活動や中学校の英語の授業などで、担当教員を補助する。

メディア・リテラシー (media literacy) : 新聞やテレビなどの内容をきちんと読みとりマスメディアの本質や影響について幅広い知識を身につけ、批判的な見方を養い、メディアそのものを創造できる能力のこと。

ICT : Information and Communication Technology の略で、情報通信技術のこと。

事業番号	事業名	事業概要	後期行動計画事業方針	H26までの目標(値)	所管課
82	道徳教育の充実	道徳授業地区公開講座の充実をはじめとし、特別活動における体験活動等を通してより一層道徳教育の充実とその時間確保に努めます。	事業継続	道徳教育を道徳の時間の要として、教育活動全体を通して確実に実施するために、指導計画の充実を図る	指導室
83	体育・健康・食育教育	各学校の教育課程の中で、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎を培われるよう全体計画を作成し行います。	事業継続	新体力テストの実施、スポーツ教育推進校の拡大、食育の推進	指導室 学校給食課
84	国内交流事業	豊かな自然やそこに住む人々との様々な交流や体験を通して、心豊かな人間性を育むため、子どもの交流事業を小学校高学年を対象に実施します。	事業継続	事前研修3回、事後研修1回、宿泊研修(3泊4日)1回、参加者数24人以上	子ども育成課
85	子ども読書活動推進事業	子ども読書まつり、お話会、中学校生の読書フォーラムなどを行い、子どもの読書への関心を高めるための事業を推進します。	事業継続	子どもと本の結びつきを推進する	市民図書館 指導室

### 3-2-2 信頼される学校づくり

保護者や地域に開かれた学校づくりを進め、授業をはじめ各学校の特色ある教育活動などを公開し、信頼される学校づくりに努めます。

事業番号	事業名	事業概要	後期行動計画事業方針	H26までの目標(値)	所管課
86	開かれた学校づくり	学校づくり、教育活動などの公開、学校からの情報発信。 また、地域の人たちの持つ知識や経験などの地域の教育力を、積極的に学校の授業をはじめとする教育活動に生かす取組みを行います。	事業継続	毎年、21校で第三者による学校評価を実施し、結果を公表することで、開かれた学校づくりを推進する	指導室
87	確かな学力の定着	一人ひとりの子どもに基礎学力がつくよう、指導方法の工夫改善に努めます。	事業継続	学力調査の実施(25年度までに70%の学校で実施)	指導室

### 3-2-3 幼児教育の充実

卒園後スムーズに小学校生活が送れるように、保育園・幼稚園と小学校との連携や体力づくりの強化などの幼児教育の充実に努めます。

事業番号	事業名	事業概要	後期行動計画事業方針	H26までの目標(値)	所管課
88	保育園・幼稚園と小学校との連携の推進	卒園後円滑に小学校生活が送れるように、保育園・幼稚園と小学校の連携を図るため就学支援シート、指導要録、保育要録を実施します。	事業継続	1回/年 全園	学務課 子育て支援課
89	体力づくりの強化	園児の体力づくりを推進するため、あそび時間等を増やすよう保育園・幼稚園に要請します。	事業継続	1回/年 要請	子育て支援課

### 3-2-4 健全育成対策の充実

いじめや不登校により、学びたくても学べない児童・生徒や非行等の問題行動を起こす児童・生徒に対する適切な対応が必要とされています。専門のカウンセラーの配置やいじめ110番、適応指導教室など、様々な悩みを持つ児童・生徒に対し相談事業や復学支援などのより一層きめ細かな対応に取り組んでいきます。

事業番号	事業名	事業概要	後期行動計画事業方針	H26までの目標(値)	所管課
90	スクールカウンセリング事業の充実	小・中学生が身近なところで、いろいろな問題について気軽にカウンセリングが受けられるよう、スクールカウンセラー、学校教育相談員等の事業整備を図ります。	事業継続	来室相談、メール相談の充実	指導室
91	健全育成に関する学校・地域・関係機関のネットワークの整備	子どもの健全育成にかかわる学校・地域・関係機関が相互に理解を深め連携を強化するサポートチーム等の取り組みを推進します。	事業継続	23年度中に小学校15校にも設置する	指導室
92	教育相談室の充実	進路、不登校、いじめなどの問題に対し、小・中学生が悩みを相談し、解消できるよう必要としている学校への教育相談、いじめ相談を実施します。	事業継続	スクールソーシャルワーカーの活用の見直し	指導室
93	適応指導教室の充実	もくせい教育相談室に開設している不登校の中学生を対象にした適応指導教室を小学生までに拡大し、学校との連携をさらに密接にしなが、不登校の解消を図ります。適応指導教室のカリキュラムを改善します。	事業継続	適応指導教室の体制の改善	指導室
94	子ども権利相談室(仮称)の設置	いじめ・体罰・虐待等の子どもの権利の侵害に対する相談窓口として、子ども自身が安心してかつ気軽に相談できる場所を設置します。	事業継続	こどもオンブズマン制度を含め研究	子育て支援課 子ども育成課

### 3-3 家庭や地域の教育力の向上

#### 【主要施策の基本方針】

子どもが健やかに成長するためには、家庭が健全であることが基本です。親に対して、子どもに対するしつけや生活習慣の見直しを含め、家庭における子育ての重要性を再認識できるように、子どもの成長に応じて子育てに関する知識や技術を得る機会を積極的に提供するなど、家庭の教育力を充実させていきます。

あわせて、地域ぐるみで子どもを育てる意識を醸成し、地域住民の関心を喚起して地域全体で子どもの健全育成を進める体制づくりを推進します。

#### 3-3-1 家庭教育の充実

子どもの発達段階に応じた家庭教育のあり方や子どもに対して行われている「しつけ」「生活習慣」等を見直し、親子のきずなを深める施策などにより家庭教育の充実を図ります。

事業番号	事業名	事業概要	後期行動計画事業方針	H26までの目標(値)	所管課
95	家庭教育講座の開催	子どもの発達段階に応じた家庭教育のあり方、安心して子どもを育てることができる地域社会について学ぶため、講師を招き、講座等を開催します。	事業継続	8回/年開催	子ども育成課
96	家庭でのしつけの見直し、啓発	家庭で子どもに対して行われている「しつけ」「生活習慣」等を見直し、家庭における子育て機能の回復を図るよう啓発します。	事業継続	1回/年 広報紙等掲載	子育て支援課
97	親子のきずなを深める施策の推進	親と子どもがふれあう機会や子どもと地域の人との交流事業等の活動を推進します。	事業継続	1回/年開催	社会教育課 子育て支援課
98	早寝早起きの推進	睡眠時間が子どもの体・心の発達に大きな影響を与えるため、子どもの早寝早起きを励行するよう啓発します。	事業継続	他の制度とあわせての研修・周知	指導室 子育て支援課

### 3-3-2 地域の教育力の向上

青少年の健全育成を目指す地域団体や青少年自身による団体活動を支援するとともに、各種スポーツ・レクリエーション大会や教室を開催します。また、小学生リーダー講習会などにより、野外活動や集団活動における基本的な知識と技術を身につけられるよう、地域の教育力の向上を目的とした事業を推進していきます。

事業番号	事業名	事業概要	後期行動計画事業方針	H26までの目標(値)	所管課
99	青少年フェスティバル	青少年の健全育成を図るため、企画から運営まで実行委員会の自主性を尊重しながら、子どもたちの文化、芸術活動などの発表の場として青少年フェスティバルを開催します。	事業継続	青少年の実行委員を確保する。22年度以降25人以上	子ども育成課
100	各種スポーツ・レクリエーション大会・教室の開催	子どもの健康の維持・増進を図るため、親子教室をはじめ、子どもクライング教室などのスポーツ・レクリエーション活動を行います。	事業継続	定期的開催	スポーツ振興課
101	各種サークル活動の育成	地域の中で行われている各種サークル活動を通じて、青少年の健全な心身の育成を図るため、組織・団体等の育成を図ります。	事業継続	各種団体への補助	子ども育成課 スポーツ振興課
102	青少年とともにあゆむ地区委員会の育成と支援	子どもとふれあいながら、青少年の健全育成活動を行う青少年とともにあゆむ地区委員会の育成や活動を支援します。	事業継続	地区委員会への補助と支援	子ども育成課
103	あいさつ運動の推進	地域・学校等を中心に行われている「あいさつ運動」をより大きな運動へと推進します。	事業継続	あいさつ運動「のぼり旗」の設置数を、24年度まで前年度比10パーセント増とする	子ども育成課
104	子どもボランティア活動の推進	子どもの健全育成をめざし、地域づくりを推進するボランティアの養育・育成を図るため、子どもたちが気軽にボランティア活動ができるよう、保護者の方と一緒に体制づくりを支援します。	事業継続	1回/年開催	福祉推進課 指導室
105	小学生リーダー講習会	野外活動や集団活動における基本的な知識と技術を身につけ、地域におけるジュニアリーダーを育成するための講習会を実施するとともに、活躍の場を提供します。	事業継続	参加者数を、該当校の5・6年生の20パーセントとする	子ども育成課
106	子ども議会	子どもたちの声を行政に反映させるとともに、議会や行政の仕組みや役割を学び、地域社会への関心を高めるため、子ども議会等を行います。	事業継続	社会科見学の傍聴を含め検討	指導室 秘書広報課

### 3-4 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

#### 【主要施策の基本方針】

街中の一般書店やコンビニエンスストアなどで販売される雑誌、ビデオ、コンピュータ・ソフト等、さらにテレビやインターネット等のメディア上における性や暴力等に関する内容の有害情報は、以前よりも簡単に子どもの手の届きやすい状況にあり、子どもに対する悪影響がたいへん懸念されています。

このような状況を改善するため、関係機関、学校、家庭、地域社会が相互に連携・協力して、有害環境を排除し、子どもを健全に育成できる環境づくりを推進していきます。

#### 3-4-1 環境の浄化

不健全図書の排除運動や違反広告物撤去協力員制度の推進、メディアにおける有害情報の排除運動を通じて、子どもを取り巻く有害環境の環境浄化を図ります。

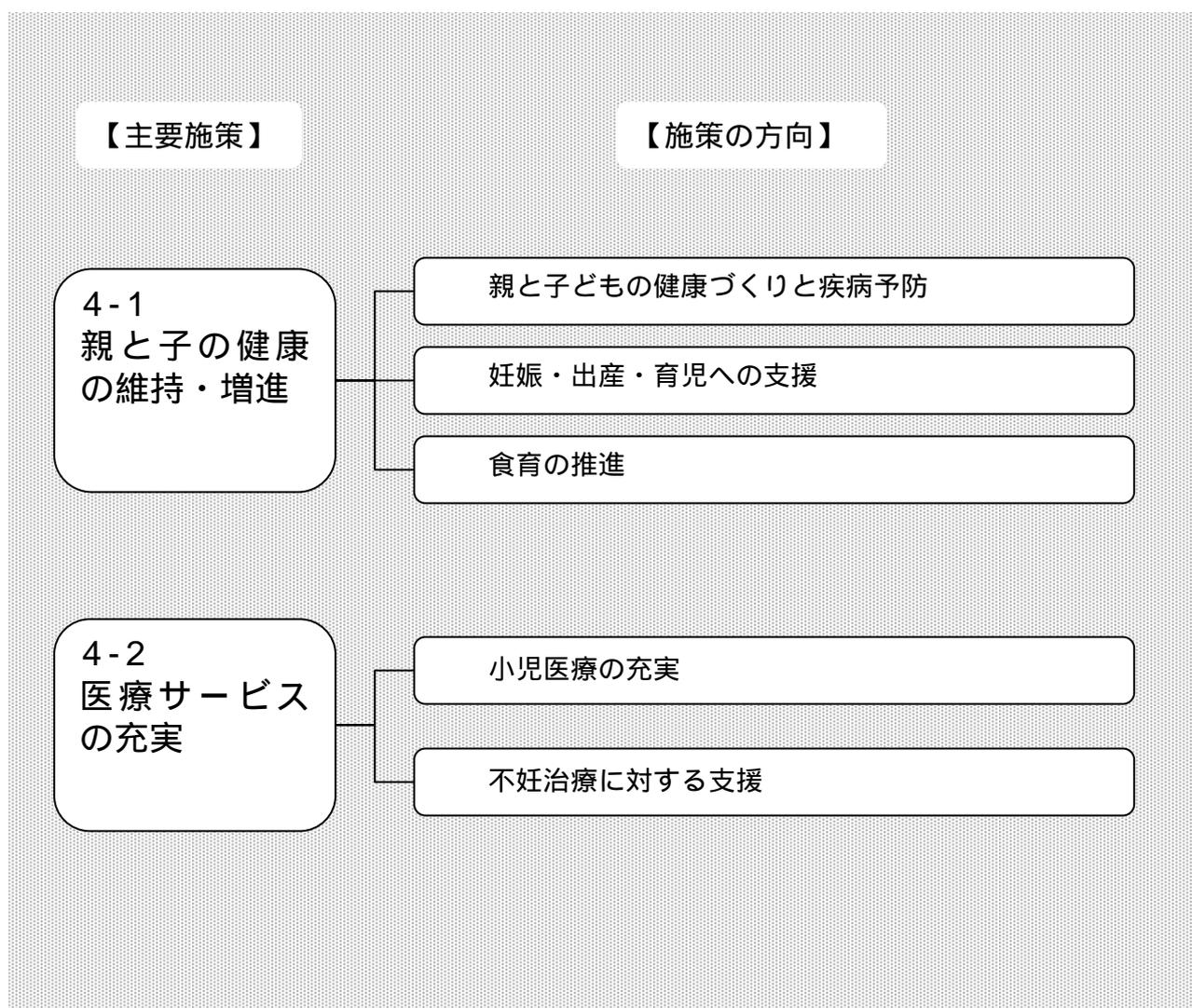
事業番号	事業名	事業概要	後期行動計画事業方針	H26までの目標(値)	所管課
107	不健全図書の排除運動の推進	自動販売機、コンビニエンスストア等にある不健全図書の排除をめざし、地域の方々と協力しながら運動を進めます。	事業継続	毎年2回以上、設置状況などについて調査する	子ども育成課
108	違反広告物撤去協力員制度の推進	違反広告物等の撤去について、地域の方々をお願いしている協力員制度を推進します。	事業継続	定期的な撤去活動の実施	交遊課担当
109	メディアにおける有害情報の排除運動の推進	テレビ、インターネット、携帯電話等のメディア上において、性や暴力等に関する内容について規制する運動を推進します。	事業継続	1回/年 広報紙等掲載	子ども育成課

## 基本目標 4 親と子の健康を育む環境づくり

### 【施策展開の基本方針】

子どもが心身ともに健やかに成長するためには、保健医療体制を充実させ、親と子どもの健康の維持や増進が必要です。

このため、各種健康診査やきめ細かな相談体制を充実させるなど、保健、医療、福祉、教育の分野間の連携を図りながら、地域における母子保健や思春期保健施策を充実させるとともに、親子が健やかに暮らすことができる地域の環境づくりを進めます



## 4-1 親と子の健康の維持・増進

### 【主要施策の基本方針】

子どもが健やかに生まれ育っていく上で、親と子の心身の健康は不可欠な要素となっています。

また、子どもを産み育てる環境は、少子化、核家族化、女性の社会進出、地域社会とのかかわりの希薄化、育児不安の増大、児童虐待やいじめなど、大きく変化しています。

そのため、安心して子どもを産み育てられるまちをめざし、母子保健事業、健康診査や相談・指導等を推進していきます。

### 4-1-1 親と子どもの健康づくりと疾病予防

保健福祉センターが拠点となって、安心して子どもを産み育てられるまちをめざし、母子保健事業を推進していきます。

事業番号	事業名	事業概要	後期行動計画事業方針	H26までの目標(値)	所管課
110	休日、夜間診療	休日、祝日及び年末年始に急病患者に対する医療を確保するため、休日応急診療、休日準夜応急診療、休日歯科応急診療を行います。	事業継続	継続して実施	健康課
111	健康相談体制の充実	親と子の健康について気軽に相談できるよう、医師や保健所との連携により、相談体制の充実を図ります。	事業継続	参加者 1事業 月30人以上	健康課
112	健康教室・講演会の開催	保護者の健康の維持・増進のため、健康についての正しい知識を身につけられるよう、各種教室、講演会を開催します。	事業継続	土曜・日曜 の開催 年4回	健康課
113	予防接種事業	感染の恐れのある疾病の予防及び蔓延防止のため、法に基づき実施。 また、結核の感染や発病を予防するため、法に基づき実施します。	事業継続	各予防接種の接種率 26市平均以上	健康課
新-10	ヒブワクチン予防接種事業	細菌性髄膜炎に感染しやすい0歳児・1歳児を対象にヒブワクチンの予防接種費用の一部を補助します。	事業継続	希望者全員の接種	健康課
114	思春期保健事業の推進	思春期における心及び体の問題等について、相談体制の確立に努めます。	事業継続	保健所の思春期相談との連携確立	健康課
115	妊産婦・新生児訪問指導	乳幼児に対する育児不安の解消、育児上必要事項、日常生活等について、委託訪問指導員又は市保健師が家庭訪問し、適切な指導・助言を行います。	事業継続	訪問率 第1子家庭の60%	健康課

事業番号	事業名	事業概要	後期行動計画事業方針	H26までの目標(値)	所管課
116	乳幼児健康診査事業	乳幼児の発達、発育の確認及び疾病や障害などの早期発見と保護者への適切な指導を行うため、3～4か月児、6～7か月児、9～10か月児、1歳6か月児、3歳児の健康診査を行います。	事業継続	受診率 90%以上	健康課
117	妊産婦健康診査事業	妊産婦の健康を守るため、妊娠中及び3～4か月児健康診査時に母親(産後6か月以内の産婦)に対して、必要に応じ適切な指導を行います。	事業継続	妊娠11週までの届出 90%	健康課

#### 4-1-2 妊娠・出産・育児への支援

妊娠・出産、乳幼児期を通じて親と子の健康が確保されるよう、健康診査や相談・指導、母親学級、ミニ講座等を推進していきます。

事業番号	事業名	事業概要	後期行動計画事業方針	H26までの目標(値)	所管課
118	乳幼児健康診査経過観察事業	乳幼児健康診査等で経過観察が必要とされた乳幼児に対し、主として発育面での経過を追い、健全な育成と異常の早期発見に努めます。	事業継続	受診率 90%以上	健康課
119	乳児精密健康診査事業	集団健診や健康相談及び医療機関での健診で、診断の確定のために精密な検査の必要があると判断された者に対し受診票を交付し、委託医療機関で実施します。	事業継続	受診率 100%	健康課
120	乳幼児発達健康診査事業	運動発達遅滞・精神発達遅滞等が疑われる乳幼児に対して、小児神経学の立場から発達に重点をおいた健診を行い、障害の発見、早期療育を実施し継続的な指導を行います。	事業継続	受診率 90%以上	健康課
121	乳幼児歯科相談事業	乳幼児の口腔の健全な発育を促し、心身の健康増進を図るため、継続的な健診・指導・予防処置等を行い、歯科保健に関する不安・悩みに応えます。	一部事業内容を変更し事業継続	利用率50%	健康課
122	虫歯予防検診事業	6月の「歯の衛生週間」に、う蝕及び口腔疾患の早期発見・早期治療、予防の啓発を目的に実施します。	一部事業内容を変更し事業継続	受診者数 600人	健康課
123	母親学級	主に初産の妊婦及びその配偶者を対象に、妊娠中の健康管理・栄養面や出産・新生児の保育について、講義・指導を行います。	事業継続	年6回 3日コース制 1回20人以上	健康課
124	両親学級	両親を対象として、育児の知識・技術や家庭内における子どもの事故防止対策などを教える両親学級を行い、楽しく・安心して子育てが出来るよう指導します。	事業継続	年5回 土曜日開催 1回20組以上	健康課

事業番号	事業名	事業概要	後期行動計画事業方針	H26までの目標(値)	所管課
125	育児相談の充実	育児不安等のある保護者を対象に、保健師・助産師・栄養士・保育士・歯科衛生士が、子育て中の親の孤立を防止することも含めて育児相談を行います。	事業継続	年12回 1回100組以上の来所	健康課
126	若年齢出産者に対するケア体制の推進	10代で出産する母親に対して、妊娠、出産、育児、制度等の子育て支援を行います。	事業継続	10代のフォロー体制100%	健康課
127	心理相談(心理経過観察)体制の充実	健診や電話相談、育児相談等の中から、心理面の経過観察が必要とされた子どもを対象に、専門家による心理相談を行います。	事業継続	相談率90%以上	健康課
128	2歳児健やか教室	2歳児とその保護者を対象に、2歳児の特徴やその対応方法について、ミニ講座、各専門員による相談を行います。	事業継続	年12回 1回10組以上	健康課

### 4-1-3 食育の推進

健康な生活を送るには、食事に対する配慮が不可欠です。食育の推進は、生活習慣病予防のみならず、子どもの心身の健康を確保する上で、重要な施策であり、「食」に関する学習機会や情報を提供していきます。

事業番号	事業名	事業概要	後期行動計画事業方針	H26までの目標(値)	所管課
129	食育事業の推進	保護者に対して、幼児期における望ましい食生活の普及を図ることを目的に、各回テーマをもって講話及び調理実習を行います。	事業継続	幼児食教室 年3回	学校給食課 健康課
130	離乳食講座	グループワーク等により、乳幼児や保護者の望ましい食生活の普及を図るため、離乳食の講話、試食、相談を行います。	事業継続	年15回 前期9回・完了期6回	健康課

## 4-2 医療サービスの充実

### 【主要施策の基本方針】

小児医療では、疾患の診断や治療だけにとどまらず、子どもの発育、発達を評価し、育児に関する相談を行うことも求められています。

子どもが健やかに生まれ、育つために、安心して受診できるよう小児救急医療体制を推進するとともに、健康に関する相談体制を充実していきます。また、不妊治療については、安心して相談できる環境づくりを整備していきます。

### 4-2-1 小児医療の充実

子どもが緊急時に安心して受診できるよう小児救急医療体制を推進するとともに、乳児や子どもの健康に関する相談体制を充実していきます。

事業番号	事業名	事業概要	後期行動計画事業方針	H26までの目標(値)	所管課
131	小児救急医療体制の充実	都及び医療機関と連携し、小児救急医療体制を充実します。	事業継続	必要に応じ対応	健康課
132	未熟児訪問指導事業	未熟児で出生した子どもの健康について、適切な訪問指導等を行える体制づくりを整えます。	事業継続	地区担当保健師による訪問実施 100%	健康課
133	子ども健康電話相談	子どもの緊急な病気等について、電話などで相談できる体制の充実に努めます。	事業継続	乳児健診時に案内配布 96パーセント来所	健康課

### 4-2-2 不妊治療に対する支援

都や関係機関との連携を図りながら、不妊治療の正しい情報の提供や安心して相談できる環境づくりを整備していきます。

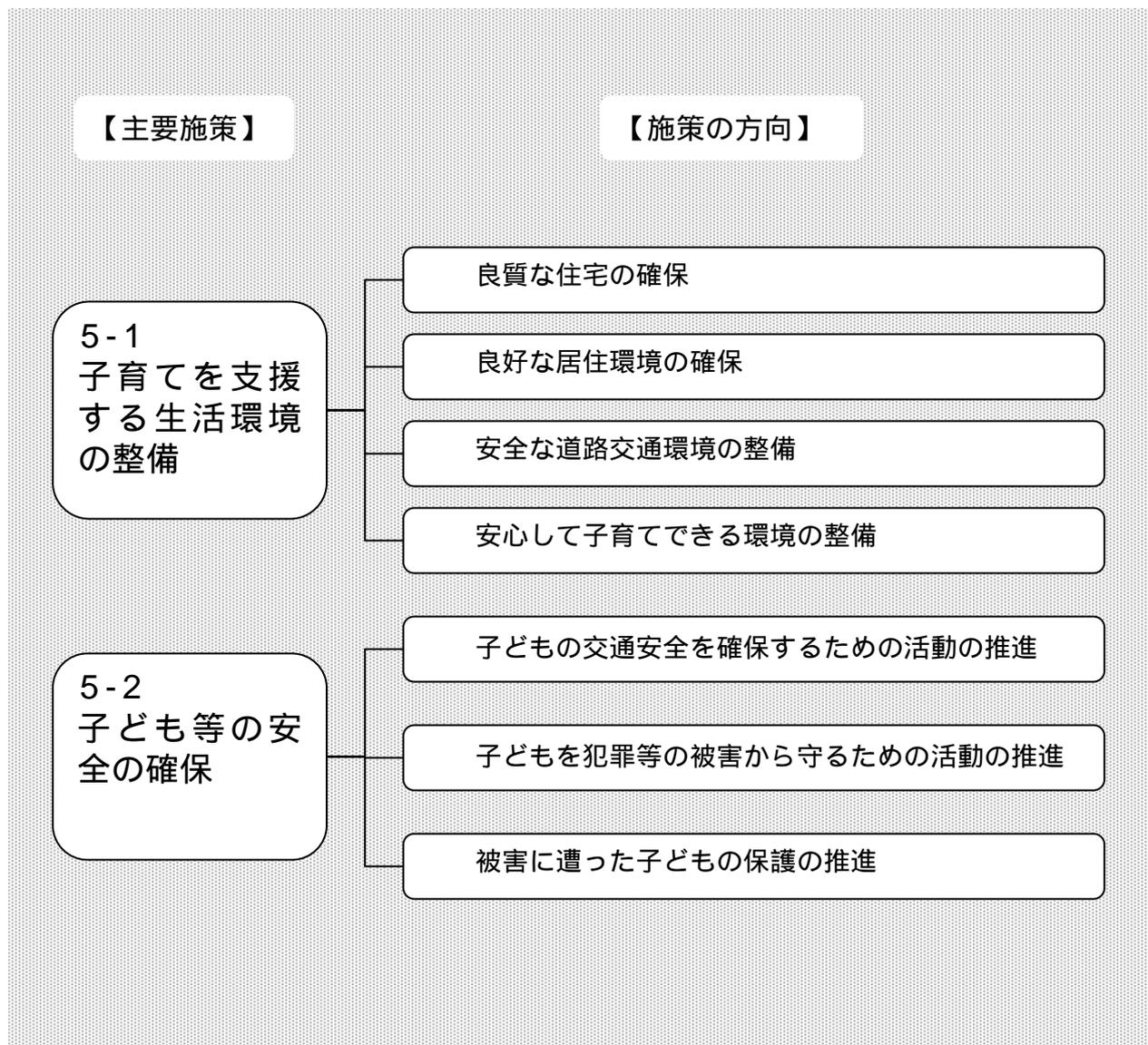
事業番号	事業名	事業概要	後期行動計画事業方針	H26までの目標(値)	所管課
134	不妊治療に対する情報の提供体制の整備	不妊治療を実施している医療機関及び治療に関する情報や不妊治療費の助成制度についての案内等を提供する体制を整備します。	事業継続	希望者にはすべて資料の配布ができるよう常に確保しておく	健康課

## 基本目標 5 子育てしやすい安全・安心なまちづくり

### 【施策展開の基本方針】

子どもが安心してのびのびと成長するためには、住環境をはじめ、公共施設や公園・児童遊園などの遊び場の整備が重要です。

このため、すべての人が地域において安全で安心な生活ができるような環境を整備するとともに、犯罪などの防止に配慮した安全・安心なまちづくりを推進します。



## 5-1 子育てを支援する生活環境の整備

### 【主要施策の基本方針】

子どもや子ども連れの親が安心して外出できるように、道路や公共施設、公共交通機関、建築物などのバリアフリー化を図るとともに、子育て世帯が安心して利用できる公共施設などの設備改善を促進します。

### 5-1-1 良質な住宅の確保

それぞれの家庭が各々のライフスタイルに合わせて子育て生活を営むことができるように、子育てしやすい良質な住居の整備が求められています。

事業番号	事業名	事業概要	後期行動計画事業方針	H26までの目標(値)	所管課
135	優良な賃貸住宅の供給促進	市民の多様な住宅需要に対応するため、一定の所得者に家賃補助を行う特定優良賃貸住宅の誘致を進めるとともに、制度の紹介を行います。	事業継続	都営住宅や市営住宅などの空き家情報や入居手続などを広く市民に紹介します	都市計画課

### 5-1-2 良好な居住環境の確保

子育てに配慮した住居の整備は、国や都など、関係機関に要請していきます。

事業番号	事業名	事業概要	後期行動計画事業方針	H26までの目標(値)	所管課
136	子育てに配慮した住居の整備	子どもがのびのびと生活でき、子育てのしやすい住居環境の整備について、国や都など、関係機関に要請します。	事業継続	子育てが大変な母子・父子家庭や若年ファミリー向けの都営住宅の紹介や確保など、引続き紹介します	都市計画課

### 5-1-3 安全な道路交通環境の整備

すべての歩行者の安全性向上のため、歩道の拡幅や段差解消、点字ブロックの敷設などのバリアフリー化を図るとともに夜間の安全確保のための街路灯の整備を推進します。

事業番号	事業名	事業概要	後期行動計画事業方針	H26までの目標(値)	所管課
137	歩道の整備	子どもや高齢者など、すべての歩行者の安全性向上のため、歩道の拡幅や段差解消、点字ブロックの敷設などの整備。また、歩車道分離道路の整備について推進します。	事業継続	計画的な整備の実施	建設課
138	街路灯の整備	安全を確保するため、街路灯を整備します。	事業継続	計画的な整備の実施	交通政策担当

### 5-1-4 安心して子育てできる環境の整備

市内危険箇所の把握・周知・解消やアダプト制度の推進、福祉のまちづくりの推進などを通して安心して子育てできる環境の整備を推進します。

事業番号	事業名	事業概要	後期行動計画事業方針	H26までの目標(値)	所管課
139	市内危険箇所の把握・周知・解消	子育て支援施設の室内環境をはじめ、交通・防犯・自然環境等すべての分野における危険な所を把握し、その危険箇所を市民に周知し、解消に努めます。	事業継続	危険箇所マップ等の作成	子育て支援課 生活文化課 防災課 管理課
140	アダプト制度の推進	児童遊園、都市公園、子どもの広場などの公園の管理について地域の方々が清掃・管理等行うアダプト制度を推進します。	事業継続	1回/年 広報にて募集	管理課 子育て支援課 子ども育成課
141	公共施設の緑化と花の応援事業	緑豊かなゆとりある環境をつくるため、公共施設の緑化や駅周辺などに草花の植栽等を進めます。	事業継続	計画的植栽等の実施	環境課
142	遊具等の安全点検の強化	定期的に行っている遊具等の定期点検について、回数を増やす等強化を図ります。	事業継続	定期的、随時点検実施	管理課
143	福祉のまちづくりの推進	子育てしやすい環境づくり(子育てバリアフリー)をはじめ、市全体におけるバリアフリー化を推進するため、「ハートビル法」や「東京都福祉のまちづくり条例」を踏まえて、だれにもやさしいまちづくりを基本理念とした福祉のまちづくりを推進します。	事業継続	だれでもトイレ設置、赤ちゃん・ふらっと事業	福祉推進課
144	駅施設整備の推進	子どもや障害のある人など、すべての市民が利用しやすい駅とするため、鉄道事業者など関係機関に駅施設の整備を要請します。	事業継続	関係機関への要請・調整	交通政策担当

## 5-2 子ども等の安全の確保

### 【主要施策の基本方針】

子どもを交通事故や犯罪等の被害から守るため、警察、保育園、幼稚園、学校、関係機関・団体等との連携・協力体制の強化を図り、総合的な交通事故防止対策や、防犯運動を推進し、子ども等の安全を確保していきます。

### 5-2-1 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

子どもが交通事故被害に遭わないために、幼少時からの交通安全教育を推進し、自ら身を守る意識を育てる交通安全教室の開催や子ども安全パトロールなどを推進します。

事業番号	事業名	事業概要	後期行動計画事業方針	H26までの目標(値)	所管課
145	交通安全教室の開催	子どもたちを交通事故から守るため、保育園、幼稚園、小・中学校等で、交通安全教室を開催します。	事業継続	定期的な開催	指導室 子育て支援課
146	交通安全運動の推進	団体及び地域の方々が行っている交通安全運動を推進します。	事業継続	交通安全意識の普及・浸透	交通安全担当
147	子ども安全パトロールの推進	保護者や地域の市民、学校、警察などが連携したパトロール活動を推進します。	事業継続	定期的な活動	学務課 子ども育成課

### 5-2-2 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

子どもが犯罪等の被害に遭うことのないよう、防犯体制や防止運動を推進するとともに、犯罪から子どもを守る活動を行政、地域、学校、警察とが協働して進めていきます。

事業番号	事業名	事業概要	後期行動計画事業方針	H26までの目標(値)	所管課
148	防犯講習会の開催	公民館等において地域における防犯講習会を開催します。	事業継続	定期的な開催	生活文化課
149	非行防止・更生の支援ネットワークの構築	地域において非行防止等の活動を行っている各種団体間のネットワークを作り、非行や犯罪のない街づくりを目指します。	事業継続	支援ネットワークの検討	福祉推進課 生活文化課
150	街頭補導活動の推進	街頭補導活動等による問題行動児童の早期発見及び非行の未然防止に努めます。	事業継続	定期的な活動	子ども育成課 指導室

事業番号	事業名	事業概要	後期行動計画事業方針	H26までの目標(値)	所管課
151	防犯体制の充実	昭島警察署をはじめとする関係団体・機関と連携し、暴力排除・防犯活動を推進します。	事業継続	定期的な活動	生活コミュニティ課
152	薬物乱用防止運動の推進	各種団体からなる協議会を活用し、防止運動を推進します。	事業継続	小中学校での啓発活動 年4回	健康課
153	社会を明るくする運動の推進	犯罪を予防し、犯罪のない明るい社会を築くため、広報・啓発活動をはじめ各種イベント・落書き落としなどの活動を通して運動を推進します。	事業継続	1回/年 開催	福祉推進課
154	ピーポくんの家の推進	子どもたちを犯罪や危険から守るための「ピーポくんの家」を推進します。	事業継続	設置件数の増	学務課
155	不審者対応マニュアルの作成	児童・生徒の安全管理を図るため、不審者対応マニュアルの作成、配布をします。	一部事業内容を変更し事業継続	21校で 実施、充実	指導室
156	セーフティ教室の開催	社会的な善悪の判断や社会生活上のルールを身に付けるとともに、危険予知・回避能力を養い、犯罪を起こさない・犯罪に巻き込まれないよう、態度を育成する教室を開催します。	事業継続	21校で 実施、充実	指導室

### 5-2-3 被害に遭った子どもの保護の推進

被害に遭った子どもの心のケアに対する取組みを推進していきます。

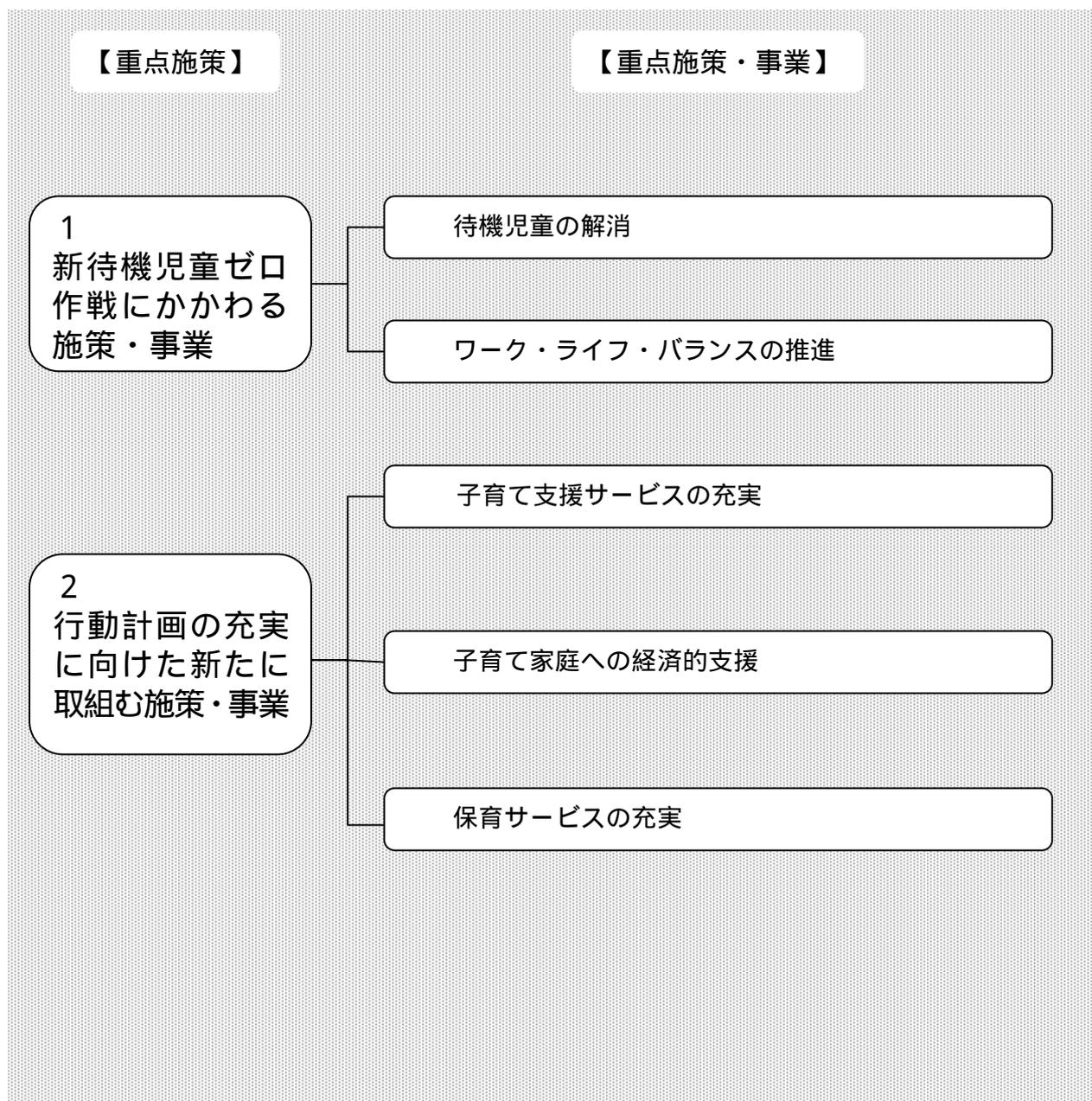
事業番号	事業名	事業概要	後期行動計画事業方針	H26までの目標(値)	所管課
157	被害に遭った子どもの心のケア体制づくり	被害に遭った子どもの心のケアに取り組めます。	事業継続	状況に応じ対応	指導室 子ども育成課

## 重点施策・事業

### 【重点施策・事業の基本方針】

後期行動計画における重点施策・事業については、国から求められる「新待機児童ゼロ作戦」にかかわる施策・事業や次世代育成支援行動計画として新たに取組む施策・事業を重点施策・事業に位置づけし、その積極的な展開を図ります。

今後、児童福祉法等の改正に伴う財政支出も予想されますが、子育て環境の基準の維持に努めていきます。



# 1 新待機児童ゼロ作戦にかかわる施策・事業

## 【重点施策・事業の基本方針】

新待機児童ゼロ作戦では、「働き方の見直しによる仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現」、「親の就労と子どもの育成の両立と家庭生活における子育てを包括的に支援するための（新たな次世代育成支援の枠組み）の構築」の二つの取り組みを「車の両輪」として進めて行くことと明記されています。

新待機児童ゼロ作戦の推進として、保育園の定員枠の拡大とともに、新たな学童クラブの開設により待機児童の解消に努めます。

## 1-1 待機児童の解消

新待機児童ゼロ作戦の推進として、保育園の定員枠の拡大とともに、待機児童がいる小学校に対して現行の学童クラブに加え、新たに第2学童クラブを開設し待機児童の解消に努めます。

- ・ 保育園の定員数の拡大
- ・ 学童クラブ定員数の拡大

## 1-2 ワーク・ライフ・バランスの推進

新たな取り組みとしてワーク・ライフ・バランス普及啓発事業を創設し、市内事業者の社会貢献を推進していきます。

- ・ ワーク・ライフ・バランス普及啓発事業の創設
- ・ 一般事業主行動計画策定セミナーの開催

## 2 行動計画の充実に向けた新たに取組む施策・事業

### 【重点施策・事業の基本方針】

子育て施策・事業の拡充として既存施策・事業を推進するとともに新たな取組みを進め、幅の広い施策・事業の充実に努めます。

### 2-1 子育て支援サービスの充実

子育てひろばなどの地域における子育て支援サービスを充実するとともに、子育て支援と商店街の活性化とを連携した新たな交流の場づくりを支援していきます。

- ・子育てカフェなどの交流の場づくりの支援
- ・子育てひろばなしのき事業

### 2-2 子育て家庭への経済的支援

児童手当支給事業については、(新)子ども手当の支給へ移行し、国や都とともに施策の検討をしていきます。

- ・(新)子ども手当の支給
- ・義務教育就学児医療費助成

### 2-3 保育サービスの充実

新たに保育環境の整備として、教育的要素を取り入れた認定こども園事業、家庭的保育事業の導入を検討します。

- ・認定こども園事業
- ・家庭的保育事業

## 共通事業項目の目標設定

国・東京都への提供が求められている事業は、後期行動計画策定の手引きに基づき全国共通な共通事業項目として、「潜在的なニーズ量」、これまでの実績値等を把握し目標量を設定しました。

目標年度は、後期行動計画の最終年である26年度と新待機児童ゼロ作戦の最終年である29年度です。

### 1 通常保育事業

#### 【事業内容】

保護者が日中就労や疾病等により、家庭において就学前児童を保育することができないと認められる場合に、保護者に代わり保育園での保育を実施します。

#### 通常保育事業

##### (1) 0～2歳児の保育

前期目標事業量 (平成21年度)		現状(平成21年度)		後期目標事業量(平成26年度)	
児童定員数	箇所数	児童定員数	箇所数	児童定員数	箇所数
1,018	20	946	20	980	20

##### (2) 3歳以上児の保育

前期目標事業量 (平成21年度)		現状(平成21年度)		後期目標事業量(平成26年度)	
児童定員数	箇所数	児童定員数	箇所数	児童定員数	箇所数
1,660	20	1,521	20	1,550	20

現状値は、平成21年度実施予定数(以下同様) 児童数は、市外入所者を含む

### 2 延長保育事業

#### 【事業内容】

保育園において、通常の開所時間の前後に時間を延長して保育を行います。

前期目標事業量(平成21年度)				現状(平成21年度)		後期目標事業量 (平成26年度)	
延長1時間		延長2時間		児童数	箇所数	児童数	箇所数
児童数	箇所数	児童数	箇所数				
390	17	60	3	549	18	549	18

### 3 子育て短期支援事業（トワイライトステイ）

#### 【事業内容】

保護者が就労等の都合により、帰宅が常に夜間になる場合や休日勤務の場合に、児童福祉施設等において一時的に12歳未満の子どもを預かります

前期目標事業量 (平成21年度)		現状(平成21年度)		後期目標事業量 (平成26年度)	
児童数	箇所数	児童数	箇所数	児童数	箇所数
10	1	0	0	10	1

### 4 休日保育事業

#### 【事業内容】

日曜日・祝日に、保護者が就労等のために日中保育できない就学前児童を、保育園で保育を行います。

前期目標事業量 (平成21年度)		現状(平成21年度)		後期目標事業量 (平成26年度)	
児童数	箇所数	児童数	箇所数	児童数	箇所数
30	1	10	1	10	1

### 5 放課後児童健全育成事業（学童クラブ）

#### 【事業内容】

保護者が日中就労等のために家庭にいない小学生児童（低学年、ただし障害児童は4年まで）について、授業の終了後に小学校に隣接する施設等で、適切な遊びや生活の場を提供します。

前期目標事業量 (平成21年度)		現状(平成21年度)		後期目標事業量 (平成26年度)	
児童数	箇所数	児童数	箇所数	児童数	箇所数
850	15	863	15	1,050	20

### 6 認定こども園事業

#### 【事業内容】

就学前児童に教育・保育を一体として提供する新たな事業を実施します。

前期目標事業量 (平成21年度)		現状(平成21年度)		後期目標事業量 (平成26年度)	
児童数	箇所数	児童数	箇所数	児童数	箇所数
-	-	-	-	120 (保育60・幼稚園60)	1

## 7 病児・病後児保育

### 【事業内容】

疾病回復期の保育園に通園している児童で、保護者の就労等の理由により、家庭での保育に支障がある場合、一時的に保育を実施します。

前期目標事業量 (平成21年度)			現状(平成21年度)				後期目標事業量 (平成26年度)			
派遣型	施設型		病児・病後児 保育事業		体調不良児対 応型		病児・病後児 保育事業		体調不良児対 応型	
年間の べ派遣 回数	児童数	箇所数	日数	箇所 数	日数	箇所数	日数	箇所 数	日数	箇所数
300	6	2	294	1	0	0	588	2	0	0

## 8 子育て短期支援事業(ショートステイ)

### 【事業内容】

保護者が病気になった場合等に、12歳未満の子どもを保健福祉センター内の施設において短期間(1週間程度)預かります。

前期目標事業量 (平成21年度)		現状(平成21年度)		後期目標事業量 (平成26年度)	
児童数	箇所数	日数	箇所数	日数	箇所数
9	1	200	1	200	1

## 9 一時保育事業

### 【事業内容】

普段家庭において就学前児童を保育している保護者が、急病や育児疲れの場合などに、一時的に保育園で児童の保育を行います。

前期目標事業量 (平成21年度)		現状(平成21年度)		後期目標事業量 (平成26年度)	
児童数	箇所数	日数	箇所数	日数	箇所数
40	20	3,074	22	3,100	22

## 10 ファミリー・サポート・センター事業

### 【事業内容】

子育ての手助けが必要な人と子育てを手伝ってあげられる人が会員になり、お互いに地域の中で助け合いながら子育てを行います。

前期目標事業量 (平成21年度)	現状(平成21年度)	後期目標事業量 (平成26年度)
箇所数	箇所数	箇所数
1	1	1

### 11 つどいの広場事業

#### 【事業内容】

主に3歳未満の乳幼児を持つ親に、保護者同士の交流の場を提供し、子育てに対する不安の軽減や仲間づくりの支援を行います。

前期目標事業量 (平成21年度)	現状(平成21年度)	後期目標事業量 (平成26年度)
箇所数	箇所数	箇所数
1	3	3

### 12 子ども家庭支援センター事業

#### 【事業内容】

市における子どもと家庭を支援する中核機関と位置づけ、子どもと家庭に関する相談の一義的な窓口とします。

前期目標事業量 (平成21年度)	現状(平成21年度)	後期目標事業量 (平成26年度)
箇所数	箇所数	箇所数
1	1	1

### 13 子育てひろば事業

#### 【事業内容】

より身近な地域での子育て家庭の支援を行うため、市内保育園・幼稚園で0～3歳の子どもを持つ孤立しがちな子育て家庭に「親子のつどいの場」を提供し、子育て相談や子育てサークルの支援などを行います。

前期目標事業量 (平成21年度)	現状(平成21年度)	後期目標事業量 (平成26年度)
箇所数	箇所数	箇所数
27	27	27

### 14 認証保育所

#### 【事業内容】

東京都が認定した施設で、小規模で低年齢児を対象に保育を実施します。

前期目標事業量 (平成21年度)		現状(平成21年度)		後期目標事業量 (平成26年度)	
児童数	箇所数	児童数	箇所数	児童数	箇所数
40	1	30	1	30	1

## 保育サービスの内容（就学前児童） 参考資料

事業・施設	内 容	連 絡 先
母親学級、両親学級、育児相談	主に妊婦の方を対象に、保健福祉センターで開講しています。妊婦や出産についての正しい知識や出産の準備、赤ちゃんの世話など、歯科医師・助産師・保健師・栄養士などの専門家がお話します。育児相談は随時応じています。（電話相談もできます）	保健福祉センター 543-7303
もくせい教育相談室 たまがわ教育相談室	学習の遅れ、勉強嫌い、しつけ、言葉の遅れ、就学、進路、家庭内暴力、非行、いじめ、不登校など学校や家庭での教育上の問題や悩みを抱えている方の相談室。（電話相談・メール相談もできます）	もくせい 541-4445 たまがわ 543-1935
ファミリー・サポート・センター 1時間 700円～850円	子育ての援助を行いたい方と援助を受けたい方を会員とする相互援助活動をお手伝いする事業です。主に、残業や通院、冠婚葬祭などの時に、一時的にお子さんを預かります。	社会福祉協議会 544-0388
子ども家庭支援センター	子どもと家庭の問題に関する総合相談窓口です。18歳までのお子さん自身や子育て中の方のあらゆる相談に応じるほか、ショートステイや育児支援家庭訪問などのサービスの提供や調整等を行っています。また、地域の子育てに関する情報を集め提供しています。	子ども家庭支援センター 543-9046
子どもショートステイ 日中預かり 2,000円 宿泊 3,500円 食事代は別途1食500円	保護者が病気・出産・出張・育児疲れなどの理由で、児童を養育することが困難なとき、お子さん（1歳6ヶ月以上12歳以下）をお預かります。（7日間程度）	子ども家庭支援センター 543-9046
病後児保育 日額 2,000円 （食事代別途500円）	保育園に通園しているお子さんの病気の回復期に、医療機関・保育園でお子さん（就学前）をお預かりします。	太陽こども病院 （ひなたぼっこ） 544-7511 昭和郷保育園 （くろーばー） 543-1588
一時保育サービス（施設型）	保護者が疾病や出産等により急にお子さん（就学前）を預けなければならない事情ができたとき、一時的に保育園でお預かりします。	子育て支援課保育係 544-5111 （内2164）
一時保育サービス（訪問型）	ご自宅でお子様を一時的に保育します。現在、当市では実施しておりません。	該当なし
育児支援家庭訪問 1時間 600円	母親の産前産後又は保護者の育児不安や体調不良で家事や育児をすることが難しいときに、ヘルパーを派遣し援助を行います。	子ども家庭支援センター 543-9046
認可保育所（保育園）	児童福祉法により認可された施設（保育園）で、保護者の就労等により、お子さんの保育ができないとき、保護者に代わって保育をします。	子育て支援課保育係 544-5111（内2163） 各保育園
認可外保育施設	認可保育所以外の保育施設で、認証保育所、保育室、ベビーホテル等があります。	各保育室等
認証保育所	東京都が認証した施設で、小規模性を生かし、主に低年齢児を対象に保育をしています。	つみき保育園 545-3667
家庭福祉員（保育ママ）	昼間家庭で保育できないお子さん（3歳未満）を、市が認定した家庭福祉員（保育ママ）が福祉員の自宅で保育する制度です。現在、当市では実施しておりません。	該当なし

## 保育サービスの内容（就学児童） 参考資料

事業・施設	内 容	連 絡 先
もくせい教育相談室 たまがわ教育相談室	学習の遅れ、勉強嫌い、しつけ、言葉の遅れ、就学、進路、家庭内暴力、非行、いじめ、不登校など学校や家庭での教育上の問題や悩みを抱えている方の相談室。(電話相談・メール相談もできます)	もくせい 541-4445 たまがわ 543-1935
児童センター(ぱれっと)	乳幼児から18歳になるまでの青少年が自由に来て、遊び、楽しみ、交流できる場です。 ダンスや卓球などができる遊戯室。トランプをしたり、お弁当やおやつを食べながらくつろげる交流室。音楽(バンド)練習、録音や編集のできる調整室完備の音楽室。会議等ができる集会室。コンピュータ室。工作調理室。図書室。幼児プレイコーナーなどが用意されています。	児童センター 544-5132 つつじが丘 二丁目3番21号
ファミリー・サポート・センター 1時間700円～850円	子育ての援助を行いたい方と援助を受けたい方を会員とする相互援助活動をお手伝いする事業です。主に、残業や通院、冠婚葬祭などの時に、一時的にお子さんを預かります。	社会福祉協議会 544-0388
子ども家庭支援センター	子どもと家庭の問題に関する総合相談窓口です。18歳までのお子さん自身や子育て中の方のあらゆる相談に応じるほか、ショートステイや育児支援家庭訪問などのサービスの提供や調整等を行っています。また、地域の子育てに関する情報を集め提供しています。	子ども家庭支援センター 543-9046
子どもショートステイ 日中預かり2,000円 宿泊 3,500円 食事代は別途1食500円	保護者が病気・出産・出張・育児疲れなどの理由で、児童を養育することが困難なとき、お子さん(1歳6ヶ月以上12歳以下)をお預かります。(7日間程度)	子ども家庭支援センター 543-9046
児童相談所	児童福祉司、心理技術、医師などの専門職員が、養育、育児、しつけ、障害などの子どもについての悩みごとについて相談に応じています。	立川児童相談所 523-1321
就学援助	一定の収入に満たない家庭に、学用品費や給食費など就学に必要な費用を援助しています。(小・中学生)	学務課学務係 544-5111 (内2244)



## 第 5 章 計画の推進体制

第 5 章では、計画の進行管理を毎年行っていくための庁内体制と市民との協働について記載しています。

# 1 庁内推進体制

## (1) 庁内体制の強化

次世代育成支援行動計画は、児童福祉のみならず、保健、医療、教育、まちづくり、住宅、産業経済など広範囲にわたっていることから、さまざまな部局と連携を必要とするため、計画策定の際に設置した「次世代育成支援対策地域行動計画庁内検討委員会」を引き続き組織し、全庁的に施策を推進してまいります。

また、児童相談所や保健福祉センター、保健所、教育機関、警察、商工団体、ボランティア団体など関係機関との連携も強化し、総合的な取組みを図ってまいります。

## (2) 計画の進行管理

本計画に基づく施策を総合的・計画的に推進するためには、計画の進行状況について、定期的に事業進捗度の評価を実施する必要があります。

そのため、各施策・事業の「目標値」をもとに、毎年、所管課において実施状況を把握、点検・評価し、すべての事業評価結果を事業報告書としてとりまとめ、計画の着実な進行管理をめざします。

## (3) 「昭島子ども条例（仮称）」制定の検討

子どもの幸せと健やかな成長を図るため、市全体の取組みの姿勢をより明確にするとともに、地域社会が一体となって子どもの育成に主体的にかかわることをめざした「昭島子ども条例（仮称）」の制定については、市民代表者や学識経験者、福祉及び教育の関係機関・団体等で構成される「児童福祉審議会」で検討を進めましたが、制定に至っておりません。

後期行動計画においても引き続き、市民代表者や学識経験者、福祉及び教育の関係機関・団体等で構成する「児童福祉審議会」により審議してまいります。

## 2 市民との協働

### (1) 市民との協働体制の強化

本計画の推進にあたっては、市民と行政の協力体制が不可欠です。そのため、事業ごとに特性を考え、市民（地域）と協働体制が取れるよう行政がきめ細かく配慮していきます。

また、子どもにかかわるボランティア団体と連携を図るとともに、市内の企業・事業所、商店街等との連携も図りながら計画を推進します。

行動計画の実施状況の把握・点検をするとともに、相互の情報交換、市民と市の協働体制の強化を図るため、計画策定の際に組織化した市民参加による「次世代育成支援行動計画推進協議会」を毎年開催し事業進捗度の確認を進めていきます。

### (2) 計画内容及び実施状況の公表

本計画の策定及び変更については、広報紙やホームページ、意見交換会等により、広く市民に周知するとともに、進捗状況について公表していきます。



# 資料編

- 1 昭島市次世代育成支援対策地域協議会設置要綱
- 2 昭島市次世代育成支援対策地域協議会委員
- 3 昭島市次世代育成支援対策地域行動計画庁内検討委員会要綱
- 4 昭島市次世代育成支援対策地域行動計画庁内検討委員会委員名簿
- 5 昭島市次世代育成支援行動計画策定経過
- 6 関連資料



## 1 昭島市次世代育成支援対策地域協議会設置要綱

### (設置)

第1条 昭島市の地域事情及び地域住民の意見を反映した昭島市次世代育成支援対策地域行動計画(以下「行動計画」という。)を策定するため、昭島市次世代育成支援対策地域協議会(以下「地域協議会」という。)を設置する。

### (所掌事項)

第2条 地域協議会は、次に掲げる事項を検討する。

- (1) 行動計画の策定に関すること。
- (2) 実績報告等、必要と認める事項。

### (組織)

第3条 協議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する委員14人以内をもって組織する。

- (1) 学識経験のある者 2人以内
- (2) 教育に係る者 3人以内
- (3) 児童福祉に係る者 3人以内
- (4) 健康医療に係る者 1人
- (5) 事業主及び労働者 各1人
- (6) 市民公募の者 3人以内

2 委員の任期は、平成24年3月31日までとする。

3 市長は、委員が欠けた場合は、補欠委員を委嘱することができる。

4 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会長及び副会長)

第4条 地域協議会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、地域協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 地域協議会は、必要に応じて会長が招集する。

2 地域協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会長は、地域協議会の議長となる。

4 地域協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### (会議の公開)

第6条 地域協議会の会議は、公開とする。ただし、会議の内容に昭島市情報公開条例(平成10年昭島市条例第2号)第9条各号のいずれかに該当する情報が含まれるときは、地域協議会の議決により非公開とすることができる。

### (庶務)

第7条 地域協議会の庶務は、子育て支援担当課において処理する。

### (委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、地域協議会の運営について必要な事項は、会長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成21年4月1日から実施する。

## 2 昭島市次世代育成支援対策地域協議会委員

自 平成 21 年 4 月 1 日  
至 平成 24 年 3 月 31 日まで  
順不同

氏 名	所属団体等
◎ 岡本 富郎	明星大学教授
○ 上林 唱子	昭和郷保育園長
石川 献之助	昭島幼稚園理事長
五十嵐 公宣	武蔵野小学校長
糸 洋	福島中学校長
紅林 由紀子	教育委員会委員
福山 雅史	立川児童相談所長
平岡 聖子	主任児童委員
木内 巻男	太陽こども病院長(医療法人社団大日会理事長)
大原 望	日本航空電子工業㈱
岩崎 幸治	日本電子連合労働組合
兼本 富士子	市民委員
長谷川 京子	市民委員

◎会長 ○副会長

### 3 昭島市次世代育成支援対策地域行動計画庁内検討委員会要綱

(設置)

第1条 昭島市における次世代育成支援対策地域行動計画(以下「行動計画」という。)を策定するため、昭島市次世代育成支援対策地域行動計画庁内検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を検討する。

- (1) 行動計画の策定に関すること。
- (2) その他必要と認める事項。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員の構成は、別表のとおりとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、必要に応じ委員長が招集する。

2 委員長は、委員会の議長となる。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の構成員以外の者を委員会に出席させ、説明または意見を聴取することができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、子育て支援担当課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年12月26日から実施する。

#### 4 昭島市次世代育成支援対策地域行動計画庁内検討委員会委員名簿

(順不同)

氏名	職名
◎ 下田 初穂	子ども家庭部長
○ 谷部 寛治	保健福祉部長
佐藤 久仁夫	生涯学習部長
早川 修	企画政策室長
内野 実	産業活性化室長
水野 宏一	健康課長
沢本 健一	管理課長
花田 茂	指導室長
原 孝	社会教育課長
大矢 登美子	福祉推進係長
鉦 隆	障害福祉係長
浅野 芳美	堀向保育園長
星川 たか子	むさしの保育園長
臼井 なみ子	なしのき保育園長
岡村 晃	青少年係長
枝吉 直文	子ども家庭支援センター係長
伊藤 雅彦	学童クラブ係長
宮田 道治	交通安全係長
小川 比左江	学務係長

◎委員長 ○副委員長

## 5 昭島市次世代育成支援行動計画策定経過

開催年月日	会議等	内容
平成 21 年 9 月 11 日	第 1 回昭島市次世代育成支援対策地域行動計画庁内検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・正副委員長の選任</li> <li>・次世代育成支援行動計画について (国の動向、アンケート集計結果、骨子(案)等)</li> </ul>
平成 21 年 9 月 16 日	第 1 回昭島市次世代育成支援対策地域協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委員の委嘱</li> <li>・会長、副会長の選任</li> <li>・次世代育成支援後期行動計画について</li> </ul>
平成 21 年 10 月 26 日	第 2 回昭島市次世代育成支援対策地域行動計画庁内検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画の骨子(案)について</li> </ul>
平成 21 年 10 月 28 日	第 2 回昭島市次世代育成支援対策地域協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・次世代育成支援行動報告について</li> <li>・計画の骨子(案)について</li> </ul>
平成 21 年 11 月 19 日	第 3 回昭島市次世代育成支援対策地域行動計画庁内検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・素案(案)について</li> </ul>
平成 21 年 11 月 25 日	第 3 回昭島市次世代育成支援対策地域協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・素案(案)について 第 4 章施策の展開</li> <li>・重点施策・事業・パブリックコメントについて</li> </ul>
平成 21 年 12 月 15 日 ~ 平成 22 年 1 月 15 日	パブリックコメントの実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・意見提出者：2 名</li> <li>・意見総数：6 件</li> </ul>
平成 22 年 1 月 22 日	第 4 回昭島市次世代育成支援対策地域行動計画庁内検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パブリックコメントについて</li> <li>・次世代育成支援行動計画(案)について</li> </ul>
平成 22 年 1 月 27 日	第 4 回昭島市次世代育成支援対策地域協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パブリックコメントについて</li> <li>・次世代育成支援行動計画(案)について</li> </ul>
平成 22 年 2 月 15 日	第 5 回昭島市次世代育成支援対策地域行動計画庁内検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・次世代育成支援行動計画の決定について</li> </ul>
平成 22 年 2 月 17 日	第 5 回昭島市次世代育成支援対策地域協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・次世代育成支援行動計画の決定について</li> </ul>

## 6 関連資料

### 次世代育成支援対策推進法

目次

第一章総則(第一条第六条)

第二章行動計画

第一節行動計画策定指針(第七条)

第二節市町村行動計画及び都道府県行動計画(第八条第十一条)

第三節一般事業主行動計画(第十二条第十八条)

第四節特定事業主行動計画(第十九条)

第五節次世代育成支援対策推進センター(第二十条)

第三章次世代育成支援対策地域協議会(第二十一条)

第四章雑則(第二十二条・第二十三条)

第五章罰則(第二十四条第二十七条)

附則

第一章総則

(目的)

第一条この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化にかんがみ、次世代育成支援対策に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業主及び国民の責務を明らかにするとともに、行動計画策定指針並びに地方公共団体及び事業主の行動計画の策定その他の次世代育成支援対策を推進するために必要な事項を定めることにより、次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進し、もって次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資することを目的とする。

(定義)

第二条この法律において「次世代育成支援対策」とは、次代の社会を担う子どもを育成し、又は育成しようとする家庭に対する支援その他の次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備のための国若しくは地方公共団体が講ずる施策又は事業主が行う雇用環境の整備その他の取組をいう。

(基本理念)

第三条次世代育成支援対策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるように配慮して行われなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第四条国及び地方公共団体は、前条の基本理念(次条及び第七条第一項において「基本理念」という。)にのっとり、次世代育成支援対策を総合的かつ効果的に推進するよう努めなければならない。

(事業主の責務)

第五条事業主は、基本理念にのっとり、その雇用する労働者に係る多様な労働条件の整備その他の労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備を行うことにより自ら次世代育成支援対策を実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる次世代育成支援対策に協力しなければならない。

(国民の責務)

第六条国民は、次世代育成支援対策の重要性に対する関心と理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる次世代育成支援対策に協力しなければならない。

## 第二章 行動計画

### 第一節 行動計画策定指針

第七条主務大臣は、次世代育成支援対策の総合的かつ効果的な推進を図るため、基本理念にのっとり、次条第一項の市町村行動計画及び第九条第一項の都道府県行動計画並びに第十二条第一項の一般事業主行動計画及び第十九条第一項の特定事業主行動計画(次項において「市町村行動計画等」という。)の策定に関する指針(以下「行動計画策定指針」という。)を定めなければならない。

2 行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、市町村行動計画等の指針となるべきものを定めるものとする。

一次世代育成支援対策の実施に関する基本的な事項

二次世代育成支援対策の内容に関する事項

三その他次世代育成支援対策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、少子化の動向、子どもを取り巻く環境の変化その他の事情を勘案して必要があると認めるときは、速やかに行動計画策定指針を変更するものとする。

4 主務大臣は、行動計画策定指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第一項の市町村行動計画及び第九条第一項の都道府県行動計画に係る部分について、総務大臣に協議しなければならない。

5 主務大臣は、行動計画策定指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

### 第二節 市町村行動計画及び都道府県行動計画

(市町村行動計画)

第八条市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画(以下「市町村行動計画」という。)を策定するものとする。

2 市町村行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標

二実施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期

3 市町村は、市町村行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

4 市町村は、市町村行動計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、都道府県に提出しなければならない。

5 市町村は、毎年少なくとも一回、市町村行動計画に基づく措置の実施の状況を公表しなければならない。

6 市町村は、市町村行動計画の策定及び市町村行動計画に基づく措置の実施に関して特に必要があると認めるときは、事業主その他の関係者に対して調査を実施するため必要な協力を求めることができ

る。

#### (都道府県行動計画)

第九条都道府県は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該都道府県の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画(以下「都道府県行動計画」という。)を策定するものとする。

2 都道府県行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標

二 実施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期

三 次世代育成支援対策を実施する市町村を支援するための措置の内容及びその実施時期

3 都道府県は、都道府県行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

4 都道府県は、都道府県行動計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、主務大臣に提出しなければならない。

5 都道府県は、毎年少なくとも一回、都道府県行動計画に基づく措置の実施の状況を公表しなければならない。

6 都道府県は、都道府県行動計画の策定及び都道府県行動計画に基づく措置の実施に関して特に必要があると認めるときは、市町村、事業主その他の関係者に対して調査を実施するため必要な協力を求めることができる。

#### (都道府県の助言等)

第十条都道府県は、市町村に対し、市町村行動計画の策定上の技術的事項について必要な助言その他の援助の実施に努めるものとする。

2 主務大臣は、都道府県に対し、都道府県行動計画の策定の手法その他都道府県行動計画の策定上重要な技術的事項について必要な助言その他の援助の実施に努めるものとする。

#### (市町村及び都道府県に対する国の援助)

第十一条国は、市町村又は都道府県が、市町村行動計画又は都道府県行動計画に定められた措置を実施しようとするときは、当該措置が円滑に実施されるように必要な助言その他の援助の実施に努めるものとする。

### 第三節 一般事業主行動計画

#### (一般事業主行動計画の策定等)

第十二条国及び地方公共団体以外の事業主(以下「一般事業主」という。)であつて、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画(一般事業主が実施する次世代育成支援対策に関する計画をいう。以下同じ。)を策定し、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣にその旨を届け出なければならない。これを変更したときも同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期

3 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のもの（第十六条第一項及び第二項において「中小事業主」という。）は、行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を策定し、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣にその旨を届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも同様とする。

4 第一項に規定する一般事業主が同項の規定による届出をしない場合には、厚生労働大臣は、当該一般事業主に対し、相当の期間を定めて当該届出をすべきことを勧告することができる。

（基準に適合する一般事業主の認定）

第十三条厚生労働大臣は、前条第一項又は第三項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、雇用環境の整備に関し、行動計画策定指針に照らし適切な一般事業主行動計画を策定したこと、当該一般事業主行動計画を実施し、当該一般事業主行動計画に定めた目標を達成したことその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

（表示等）

第十四条前条の規定による認定を受けた一般事業主（以下「認定一般事業主」という。）は、商品又は役務、その広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項において「広告等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、広告等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

（認定の取消し）

第十五条厚生労働大臣は、認定一般事業主が第十三条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき、その他認定一般事業主として適当でなくなつたと認めるときは、同条の認定を取り消すことができる。

（委託募集の特例等）

第十六条承認中小事業主団体の構成員である中小事業主が、当該承認中小事業主団体をして次世代育成支援対策を推進するための措置の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第四百一十一号）第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。以下この項において「事業協同組合等」という。）であって、その構成員である中小事業主に対し、次世代育成支援対策を推進するための人材確保に関する相談及び援助を行うものとして、当該事業協同組合等の申請に基づき厚生労働大臣がその定める基準により適当であると承認したものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項の相談及び援助を行うものとして適当でなくなつたと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、当該募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生

労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第三項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十八条の三、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の二の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「次世代育成支援対策推進法(平成十五年法律第号)第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の二中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「次世代育成支援対策推進法第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十七条公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施の促進に努めなければならない。

(一般事業主に対する国の援助)

第十八条国は、第十二条第一項又は第三項の規定により一般事業主行動計画を策定する一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定又は当該一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように必要な助言、指導その他の援助の実施に努めるものとする。

第四節特定事業主行動計画

第十九条国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの(以下「特定事業主」という。)は、政令で定めるところにより、行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画(特定事業主が実施する次世代育成支援対策に関する計画をいう。以下この条において同じ。)を策定するものとする。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく措置を実施するとともに、特定事業主行動計画に定め

られた目標を達成するよう努めなければならない。

#### 第五節次世代育成支援対策推進センター

第二十条厚生労働大臣は、一般事業主の団体又はその連合団体(法人でない団体又は連合団体であつて代表者の定めがないものを除く。)であつて、次項に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認めるものを、その申請により、次世代育成支援対策推進センターとして指定することができる。

2 次世代育成支援対策推進センターは、一般事業主行動計画の策定及び実施に関し、一般事業主その他の関係者に対し、雇用環境の整備に関する相談その他の援助の業務を行うものとする。

3 厚生労働大臣は、次世代育成支援対策推進センターの財産の状況又はその業務の運営に関し改善が必要であると認めるときは、次世代育成支援対策推進センターに対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

4 厚生労働大臣は、次世代育成支援対策推進センターが前項の規定による命令に違反したときは、第一項の指定を取り消すことができる。

5 次世代育成支援対策推進センターの役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、第二項に規定する業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

6 第一項の指定の手續その他次世代育成支援対策推進センターに関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

#### 第三章次世代育成支援対策地域協議会

第二十一条地方公共団体、事業主、住民その他の次世代育成支援対策の推進を図るための活動を行う者は、地域における次世代育成支援対策の推進に関し必要となるべき措置について協議するため、次世代育成支援対策地域協議会(以下「地域協議会」という。)を組織することができる。

2 前項の協議を行うための会議において協議が調つた事項については、地域協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

3 前二項に定めるもののほか、地域協議会の運営に関し必要な事項は、地域協議会が定める。

#### 第四章雑則

(主務大臣)

第二十二条第七条第一項及び第三項から第五項までにおける主務大臣は、行動計画策定指針のうち、市町村行動計画及び都道府県行動計画に係る部分並びに一般事業主行動計画に係る部分(雇用環境の整備に関する部分を除く。)については厚生労働大臣、国家公安委員会、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣とし、その他の部分については厚生労働大臣とする。

2 第九条第四項及び第十条第二項における主務大臣は、厚生労働大臣、国家公安委員会、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣とする。

(権限の委任)

第二十三条第十二条から第十六条までに規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

#### 第五章罰則

第二十四条第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第二十五条次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第十六条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者  
二 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者

三 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第二十六条次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十四条第二項の規定に違反した者

二 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

四 第二十条第五項の規定に違反した者

第二十七条法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第二十四条、第二十五条又は前条第一号から第三号までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第七条及び第二十二条第一項の規定は公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から、第八条から第十九条まで、第二十二条第二項、第二十三条から第二十五条まで、第二十六条第一号から第三号まで及び第二十七条の規定は平成十七年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、平成二十七年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 次世代育成支援対策推進センターの役員又は職員であった者の第二十条第二項に規定する業務に関して知り得た秘密については、同条第五項の規定(同項に係る罰則を含む。)は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(検討)

第三条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

## 行動計画策定指針の改正について(概要版)

### I 改正の趣旨

○ 次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号。以下「次世代法」という。)第7条第1項において、主務大臣は、基本理念にのっとり、地方公共団体、事業主等が策定する行動計画の策定に関する指針(以下「行動計画策定指針」という。)を定めることとされている。

○ 児童福祉法等の一部を改正する法律(平成20年法律第85号。)により、次世代法及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)の一部が改正されたこと、並びに行動計画策定指針を制定した平成15年以後の次世代育成支援対策に関する各種施策の動向等を踏まえ、所要の改正を行うもの。

### II 主な改正の内容

主な改正の内容は次のとおりである。

#### 一背景及び趣旨

○ 次世代法制定以後の少子化対策に関する各種方針等の決定等を踏まえ、全面的に改正したこと。

二次世代育成支援対策の実施に関する基本的な事項

#### 1 次世代育成支援対策の推進に当たっての関係者の連携・協働

○ 地方公共団体における部局横断的な庁内の推進体制を整備すること、地方公共団体と国が相互に情報共有を図ることができる仕組みを活用すること。

○ 国及び地方公共団体が相互に連携し、恒常的な意見交換を行い、連携・協力して地域の実情に応じた次世代育成支援対策の推進を図ること。

○ 地域の企業、子育て支援を行う団体等が相互に密接に連携し、協力し合いながら、地域の実情に応じた取組を進めていくこと。

#### 2 次世代育成支援対策地域協議会の活用

○ 地域協議会を構成する関係者の例示として、労働者を追加したこと。

三市町村行動計画及び都道府県行動計画の策定に関する基本的な事項

#### 1 市町村行動計画及び都道府県行動計画の策定に当たっての基本的な視点

○ 「仕事と生活の調和の実現の視点」を追加したこと。

○ 社会的養護体制について質・量ともに整備を進めることとし、家庭的な養護の推進、自立支援策の強化という観点も十分踏まえて取組を進めること。

#### 2 市町村行動計画及び都道府県行動計画の策定に当たって必要とされる手続き

○ ニーズ調査の実施に当たっては、女性の就業率の高まりに応じて必要となるサービスの中長期的な需要を把握できる内容で行うこと。

○ 行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、計画の策定段階において、事業主、労働者、その他の関係者の意見を幅広く聴取し、行動計画に反映させること。

○ 利用者の視点に立った評価指標を考える仕組みを誘導するなど、行動計画の策定段階からの多様な主体の参画を促進すること。

#### 3 市町村行動計画及び都道府県行動計画策定の時期等

○ 後期計画については、前期計画の見直しを平成21年度までに行った上で、平成21年度中に策定すること。

#### 4 利用者の視点に立った点検・評価のための指標の導入

○ 後期計画においては、個別事業の進捗状況(アウトプット)に加え、個別事業を束ねた施策や計画全

体の進捗状況(アウトカム)についても点検・評価すること。

- 利用者の視点に立った指標を設定し、点検・評価を行い、施策の改善につなげていくこと。
- 個別事業を束ねた施策の指標に関しては、自治体の取組状況について比較が可能となるよう、共通の指標を設定すること。

#### 5 市町村行動計画及び都道府県行動計画の実施状況の点検・評価及び推進体制

○ 市町村及び都道府県は、定期的に、市町村行動計画等に基づく措置の実施の状況に関する評価を行い、行動計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更すること、その他の必要な措置を講ずるよう努めることとされていることから、計画(Plan)、実行(Do)、評価(Check)、改善(Action)のサイクル(PDCAサイクル)を確立すること。

○ 一連の過程を開かれたものとするため、地域における子育て支援事業の関係者等が参画する場を設けることも考えられること。

#### 四市町村行動計画を定めるに当たって参酌すべき標準

##### 1 参酌標準について

###### (1) 意義

○ 参酌標準は、市町村行動計画において、保育サービス、放課後児童健全育成事業その他主務省令で定める次世代育成支援対策に係る達成しようとする目標、内容及び実施時期を定めるに当たって参酌すべき標準であること。

○ 女性の就業率上昇に伴う保育サービス等の潜在需要を把握しつつ、中長期的に達成されるべきサービス整備水準を勘案した上で、後期計画の目標事業量を適切に見込むために提示するものであること。

###### (2) 性質

○ ニーズ調査等により把握した各事業の需要に基づき、新待機児童ゼロ作戦(平成20年7月27日厚生労働省策定)の目標年次である平成29年度に達成されるべき目標事業量(以下「平成29年度目標事業量」という。)を設定した上で、後期計画期間(平成22年度から平成26年度までの期間をいう。)の目標事業量については、当該平成29年度目標事業量の達成を念頭に、現状のサービス基盤を踏まえつつ定めること。

##### 2 平日昼間の保育サービス

○ 平成29年度目標事業量については、3歳未満児と3歳以上児に区分の上、以下の方法により設定すること。

(1) ニーズ調査等により把握した共働き家庭、フルタイムとパートタイム家庭、専業主婦家庭、ひとり親家庭等の就労形態別の家庭区分(以下「就労形態別家庭類型」という。)ごとに、現に保育サービスを利用している家庭及び利用を希望している家庭を勘案した潜在的な保育サービスの利用率(以下「潜在的サービス利用率」という。)を算出する。

(2) 就労形態別家庭類型ごとに、ニーズ調査等により把握した今後の就労希望を勘案した潜在的な家庭数(以下「潜在家庭数」という。)を算出する。

(3) 就労形態別家庭類型ごとの潜在家庭数に、就労形態別家庭類型ごとの潜在的サービス利用率を乗じて得た数を合算した数により、平成29年度目標事業量(定員数)を設定する。

○ 後期計画期間の目標事業量については、平成29年度目標事業量を考慮し、現状のサービス基盤の状況も踏まえながら定めること。

##### 3 夜間帯の保育サービス

○ 2の平日昼間の保育サービスと同様の手法により、ニーズ調査等により把握した夜間帯の保育ニーズを勘案して、時間帯区分ごとに平成29年度目標事業量を設定すること。

○ 後期計画期間の目標事業量については、平成29年度目標事業量を考慮し、延長保育事業、夜間保育事業及び夜間養護等事業で対応することを基本とし、現状のサービス基盤の状況も踏まえながら定めること。

#### 4 休日保育

○ 2の平日昼間の保育サービスと同様の手法により、ニーズ調査等により把握した休日の保育ニーズを勘案して平成29年度目標事業量を設定すること。

○ 後期計画期間の目標事業量については、平成29年度目標事業量を念頭に、現状のサービス基盤の状況も踏まえながら定めること。

#### 5 病児・病後児保育

○ 2の平日昼間の保育サービスの平成29年度目標事業量(定員数)を病児・病後児保育の利用可能性のある者と捉えた上で、ニーズ調査等により把握した病児・病後児の発生頻度、サービスの利用実績及びサービスの利用希望を勘案して、平成29年度目標事業量を設定すること。

○ 後期計画期間の目標事業量については、平成29年度目標事業量を念頭に、現状のサービス基盤の状況も踏まえながら定めること。

#### 6 放課後児童健全育成事業

○ 保育サービスとの連続性を重視し、ニーズ調査等により把握した次年度に就学予定の児童を有する家庭であって放課後児童クラブの利用を希望する家庭を勘案して、適切と見込まれる平成29年度目標事業量を設定すること。

○ 後期計画期間の目標事業量については、平成29年度目標事業量を念頭に、現状のサービス基盤の状況も踏まえながら定めること。

#### 7 一時預かり事業

○ ニーズ調査等により把握した一時的に未就学の子どもを第三者に預けた日数の実績に、今後の利用希望を加えたものを勘案して、適切と考えられる平成29年度目標事業量を設定すること。

○ 後期計画期間の目標事業量については、平成29年度目標事業量を念頭に、現状のサービス基盤の状況も踏まえながら定めること。

#### 8 地域子育て支援拠点事業

○ 乳幼児とその保護者が、居宅より容易に移動することが可能な圏域内に1箇所以上設置することを平成29年度目標事業量と設定すること。

○ 後期計画期間の目標事業量については、平成29年度目標事業量を念頭に、現状のサービス基盤の状況も踏まえながら定めること。

#### 9 ファミリー・サポート・センター事業

○ 市及び特別区にあつては、原則として一箇所以上の設置を平成29年度目標事業量と設定すること。

○ 町村にあつては、住民の利用希望等を踏まえ実施の必要性を検討した上で平成29年度目標事業量を設定すること。

○ 後期計画期間の目標事業量については、平成29年度目標事業量を念頭に定めること。

#### 10 短期入所生活援助事業

○ 宿泊を伴う預かりを必要とした日数の実績に基づき、ファミリー・サポート・センター事業等の他サービ

スによる対応の可能性も勘案しながら、適切と考えられる事業量を平成29年度目標事業量と設定すること。

○ 後期計画期間の目標事業量については、平成29年度目標事業量を念頭に、現状のサービス基盤の状況も踏まえながら定めること。

五市町村行動計画及び都道府県行動計画の内容に関する事項

## 1 市町村行動計画

### (1) 地域における子育ての支援

ア地域における子育て支援サービスの充実

○ 乳児家庭全戸訪問事業及び養育支援訪問事業を実施するよう努めるとともに、母子保健に関する事業との連携及び調和の確保に努めること。

○ 児童及びその保護者又はその他の者の居宅において保護者の児童の養育を支援する事業として、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、家庭的保育事業、ファミリー・サポート・センター事業を記載したこと。

○ 保育所その他の施設において保護者の児童の養育を支援する事業として、放課後児童健全育成事業、短期入所生活援助事業、夜間養護等事業、病児・病後児保育事業、一時預かり事業、特定保育事業、幼稚園における預かり保育事業を記載したこと。

○ 地域の児童の養育に関する各般の問題につき、保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う事業として、ファミリー・サポート・センター事業(再掲)、地域子育て支援拠点事業、幼稚園における情報提供、助言、その他の援助事業を記載したこと。

イ保育サービスの充実

○ 保育の提供手段の多様化により量的に拡充するとともに、延長保育等の充実により、多様な保育需要に対応するなど地域の実情に応じた取組を行うこと。

○ 保育所保育指針等を踏まえた保育の質の向上、保育士の専門性向上と質の高い人材の安定的確保などを行うこと。

○ 質の向上に当たっては、保育所職員の研修体制の充実、地域の関係機関との積極的な連携・協力などの施策を盛り込んだアクションプログラムを策定し、市町村行動計画にその内容を反映させること。

ウ児童の健全育成

○ すべての子どもを対象として放課後や週末等に、地域において児童が自主的に参加し、自由に遊べ、学習や様々な体験活動、地域住民との交流活動等を行うことができる安全・安心な居場所づくりの推進が必要であること。

### (2) 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

ア子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境の整備

○ 全国学力・学習状況調査の結果から、児童生徒の学力、学力と学習状況の関係等を分析・検証し、課題がみられる学校の改善に向けた取組への支援を行うこと。

○ 豊かな心をはぐくむため、多様な体験活動を推進する取組の例として、農山漁村における長期宿泊体験活動を例示したこと。

○ 信頼される学校づくりの取組として、学校運営協議会制度(いわゆるコミュニティ・スクール)の活用等、地域の実情に応じた学校選択制の普及等、特色ある学校づくりを進めることが望ましいこと、また、指導が不適切な教員に対する人事管理を公正かつ適正に行い、教員の能力や実績等を適正に評価し、配置、

処遇、研修等に適切に結び付けること。

- 地域全体で子どもの安全を見守る環境を整備すること。
- 幼児教育と小学校教育の円滑な接続を図ること。

イ家庭や地域の教育力の向上

- 子育てに関する学習機会や情報の提供、相談や専門的人材の養成などの家庭教育に関する総合的な取組を関係機関が連携して行うこと、成果を広く共有し、きめ細かな家庭教育支援が実施される必要があること。
- 早寝早起きや朝食を摂るなどの、子どもの望ましい基本的な生活習慣を育成するための環境を整えること。
- 学校と地域とのパートナーシップの下に地域で学校を支える体制づくりの推進、農林漁業体験や自然体験などの多様な体験活動の機会の積極的な提供等により、活力ある地域づくりにもつなげること。

ウ子どもを取り巻く有害環境対策の推進

- インターネット上の有害情報やいじめから子どもを守るため、子どもの携帯電話やインターネットの利用の実態を把握し、子どもが利用する携帯電話におけるフィルタリング・ソフト又はサービスの普及促進等に努めること。
- メディアへの過度な依存による弊害について啓発し、地域、学校、家庭における情報モラル教育を推進すること。

(3) 子育てを支援する生活環境の整備

ア良質な住宅の確保

- 住生活基本計画(平成18年9月19日閣議決定)に基づき、既存ストックを活用しつつ、ファミリー向け賃貸住宅の供給を支援するなどの取組を推進すること。
- 小さな子どものいる世帯に対する公共賃貸住宅における入居資格の緩和や優先入居の実施等に積極的に取り組み、子育て世帯の入居を受け入れることとしている民間賃貸住宅に関する情報提供を進めること。

イ良好な居住環境の確保

- 住宅のユニバーサルデザイン化や子育て支援施設を併設した住宅の供給支援を行うこと。

ウ安全な道路交通環境の整備

- 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)に基づき、駅、官公庁施設、病院等を相互に連絡する道路について、移動等の円滑化を推進すること。
- 事故の危険性の高い通学路において、歩道等の整備など、安全・安心な歩行空間の創出を推進すること。

(4) 職業生活と家庭生活との両立の推進等

- 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直しの内容として、次の施策を進めること。
  - ・仕事と生活の調和の実現に向けた労働者、事業主、地域住民の理解や合意形成を促進するための広報・啓発
  - ・次世代法等の関係法制度及び一般事業主行動計画に関する労働者、事業主、地域住民への広報・啓発
  - ・仕事と生活の調和や次世代育成支援対策に取り組む企業や民間団体の好事例の情報の収集提供等
  - ・研修やコンサルタント・アドバイザーの派遣

・認定マーク(くるみん)の周知、表彰制度等仕事と生活の調和を実現している企業を社会的に評価することを促進

#### (5) 子ども等の安全の確保

ア子どもの交通安全を確保するための活動の推進

○ 児童・幼児の自転車乗車時の乗車用ヘルメットの着用を推進するとともに、現在、開発に向けた取組が行われている幼児2人同乗用自転車の普及が促進されるよう、貸出制度、助成制度等の導入や安全利用に係る情報提供等について検討すること。

イ子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

○ 子どもを犯罪等の被害から守るため講ずることが必要である施策に、次の施策を加えたこと。

・学校と警察の橋渡し役としてのスクールサポーター制度導入を促進

・子どもの安全確保のために活動する防犯ボランティア等への支援

#### (6) 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進

ア児童虐待防止対策の充実

○「子どもを守る地域ネットワーク」(要保護児童対策地域協議会)について、設置に努めること。

○ 同ネットワークの運営の中核となる要保護児童対策調整機関に専門性を有する職員を配置するなどの機能強化を図ること。

○ 当該調整機関の職員をはじめとする関係者の資質向上のため、都道府県等が実施する講習会等に参加すること。

○ 市町村は、出頭要求、立入調査又は一時保護の実施が適当と判断した場合は、都道府県知事又は児童相談所長に通知すること、児童虐待を受けた児童がその心身に著しく重大な被害を受けた事例について、都道府県の行う検証作業に参加・協力すること等を通じ、都道府県と連携した取組を進めること。

○ 健康診査や保健指導等の母子保健活動や地域の医療機関、医療関係団体との連携、乳児家庭全戸訪問事業等を通じて、養育支援を必要とする家庭を早期に把握し、養育支援訪問事業等の適切な支援につなげること。

○ 適切な支援や虐待の早期発見・早期対応を行うために、市町村内部の緊密な連携を図るとともに、医療機関と市町村の間で、効果的な情報提供・共有がなされるための連携体制の構築を図ること。

○ 虐待の早期発見等のため、主任児童委員等を積極的に活用すること。

イ母子家庭の自立支援の推進

○ 就業支援の実施にあたっては、公共職業安定所等と十分に連携し、効果的な実施に努めること。

ウ障害児施策の充実

○ 学習障害(LD)、注意欠陥多動性障害(ADHD)等発達障害を含む障害のある児童生徒については、教員の資質向上を図りつつ、一人一人のニーズに応じた適切な教育的支援を行うこと。

○ 発達障害者支援センターにおける相談を紹介すること、適切な情報の周知、家族が適切な育児を行えるよう支援を行うこと。

○ 保育所においては、障害児の受入れを推進するとともに、放課後児童健全育成事業においても同様に障害児の受入れを推進すること。

○ 受入れにあたっては、各関係機関との連携を図ることが必要であること。

## 2 都道府県行動計画

都道府県行動計画に盛り込むべき事項として、「保護を要する子どもの養育環境の整備」を追加したこと。

### (1) 地域における子育ての支援

#### 保育サービスの充実

- 保育所保育指針等を踏まえた保育の質の向上、保育士の専門性の向上と質の高い人材の安定的確保などに努めること。
- 質の向上に当たっては、保育所職員の研修体制の充実、地域の関係機関との積極的な連携・協力などの施策を盛り込んだアクションプログラムを策定し、都道府県行動計画にその内容を反映させること。
- 認定こども園の設置促進など地域や職場の実情に応じた取組を推進していくこと。

### (2) 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

#### ア子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備

- 高等学校において、高校生の学習成果を多面的・客観的に評価する取組を進め、その結果を高等学校の指導改善等に活用することなどを通じた教育の質の保証と向上を促すこと。
- 学校運営協議会制度(いわゆるコミュニティ・スクール)の活用等により、地域及び家庭と学校との連携・協力を図ることなどにより、特色ある学校づくり等の取組を進めること。
- 指導が不適切な教員に対する人事管理を公正かつ適切に行い、教員の能力や実績等を適正に評価し、配置、処遇、研修等に適切に結び付けること。
- 地域全体で子どもの安全を見守る環境を整備すること。
- 幼児教育と小学校教育の円滑な接続を図ること。
- 幼児教育の充実のため、各地域の実情を考慮した幼児教育の振興に関する政策プログラムを策定すること。

#### イ家庭や地域の教育力の向上

- 子育てに関する学習機会や情報の提供、相談や専門的人材の養成などの家庭教育に関する総合的な取組を関係機関が連携して行うこと、成果を広く共有し、きめ細かな家庭教育支援が実施される必要があること。
- 早寝早起きや朝食を摂るなどの、子どもの望ましい基本的な生活習慣を育成するための環境を整えること。
- 学校と地域とのパートナーシップの下に地域で学校を支える体制づくりの推進、農林漁業体験や自然体験などの多様な体験活動の機会の積極的な提供等により、活力ある地域づくりにもつなげること。

#### ウ子どもを取り巻く有害環境対策の推進

- インターネット上の有害情報やいじめから子どもを守るため、子どもの携帯電話やインターネットの利用の実態を把握し、子どもが利用する携帯電話におけるフィルタリング・ソフト又はサービスの普及促進等に努めること。
- メディアへの過度な依存による弊害について啓発し、地域、学校、家庭における情報モラル教育を推進すること。

### (3) 子育てを支援する生活環境の整備

#### ア良質な住宅の確保

- 住生活基本計画に基づき、既存ストックを活用しつつ、ファミリー向け賃貸住宅の供給を支援するなどの取組を推進すること。

○ 小さな子どものいる世帯に対する公共賃貸住宅における入居資格の緩和や優先入居の実施等に積極的に取り組み、子育て世帯の入居を受け入れることとしている民間賃貸住宅に関する情報提供を進めること。

#### イ良好な居住環境の確保

○ 住宅のユニバーサルデザイン化や子育て支援施設を併設した住宅の供給支援を行うこと。

#### ウ安全な道路交通環境の整備

○ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づき、駅、官公庁施設、病院等を相互に連絡する道路について、移動等の円滑化を推進するほか、生活道路において、都道府県公安委員会による信号機、光ビーコン等、道路管理者による歩道、ハンブ、クランク等の整備を重点的に実施し、生活道路における通過車両の進入や速度の抑制、幹線道路における交通の流れの円滑化等を推進すること。

○ 妊婦等に配慮した道路上の駐停車場所の確保等について検討すること。

#### (4) 職業生活と家庭生活との両立の推進等

○ 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直しの内容として、次の施策を進めること。

・仕事と生活の調和の実現に向けた労働者、事業主、地域住民の理解や合意形成を促進するための広報・啓発

・次世代法等の関係法制度及び一般事業主行動計画に関する労働者、事業主、地域住民への広報・啓発

・仕事と生活の調和や次世代育成支援対策に取り組む企業や民間団体の好事例の情報の収集提供等

・研修やコンサルタント・アドバイザーの派遣

・認定マーク(くるみん)の周知、表彰制度等仕事と生活の調和を実現している企業を社会的に評価することを促進

#### (5) 子ども等の安全の確保

##### ア子どもの交通安全を確保するための活動の推進

○ 児童・幼児の自転車乗車時の乗車用ヘルメットの着用を推進するとともに、現在、開発に向けた取組が行われている幼児2人同乗用自転車の普及が促進されるよう、貸出制度、助成制度等の導入や安全利用に係る情報提供等について検討すること。

##### イ子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

○ 子どもを犯罪等の被害から守るため講ずることが必要である施策に、次の施策を加えたこと。

・学校と警察の橋渡し役としてのスクールサポーター制度導入を促進

・子どもの安全確保等のために活動する防犯ボランティア等への支援

#### (6) 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進

##### ア児童虐待防止対策の充実

○ 児童相談所について、一時保護所の機能も含め児童虐待に関するアセスメントを的確に実施する機能の充実を図るなど、体制の強化を図ること。

○ 市町村の体制を整備するため、子どもを守る地域ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)の設置促進・機能強化のための研修を実施する等、市町村の支援措置を講じること、また、児童家庭支援センター等を積極的に活用すること。

○ 児童虐待による死亡事例等の重大事例を検証し、必要な措置を講じることにより、再発を防止するこ

と。

#### イ社会的養護体制の充実

○ 質・量ともに充実を図るため、①現に児童養護施設等へ入所している又は里親等に委託されている要保護児童の人数、②児童相談所で受理した相談等のうち、現に児童養護施設等へ入所等をしていないが、入所等を必要とする可能性のある児童の人数、③一時保護所で長期に保護されている児童の人数、④児童相談所における相談対応件数の推移、⑤要保護児童の保護等に関し、積極的に取り組んでいると考えられる他の都道府県の状況その他の社会的養護を必要とする児童の人数の伸び等を把握するために適当と考えられる指標を勘案して、平成29年度までの必要量を念頭に、後期行動計画期間の必要量を定めること。

○ 一時保護所については、一時保護委託も含めて、社会的養護体制の整備量に見合う定員及び個別対応できる居室の確保等すべての児童が安心して生活できることのできる環境整備等を勘案して計画を作成すること。

○ 社会的養護体制の整備に当たっては、前記の必要量を見込むほか、次の項目を参考とし、ケアの質の確保を図るための体制確保について進める必要があること。

・家庭的養護の推進について、新規里親の開拓、子どもを受託している里親に対する支援の充実を図ること。また、里親委託率については、地域の実情に応じ、現在の委託率より一定以上委託率が上がるよう、目標を設定すること。

・児童相談所における支援の強化のみならず、里親支援機関等の地域資源の活用を図りつつ、進めること。

・小規模住居型児童養育事業について、地域における普及の状況を踏まえつつ、家庭的養護の一形態として促進を図ること。

・心理的ケアや治療を必要とする子どもに対する専門的なケアや自立支援に向けた取組、継続的・安定的な環境での支援の確保、ケア単位の小規模化とそこにおける家庭的な養護、子どものプライバシーに配慮した生活環境の整備を推進すること。

・家庭支援機能の強化を図るために、児童相談所の体制強化を進めるとともに、市町村や児童家庭支援センター等の関係機関との役割分担及び連携を推進すること。特に、児童家庭支援センターについて、その活用を図ることが求められること。また、母子生活支援施設については、その特性を活かし、福祉事務所、児童相談所、婦人相談所等と連携し、母親と子どもの関係性に着目した支援を推進すること。

・施設を退所した者等に対し、自立を促す自立援助ホームの設置を推進すること。推進に当たっては、施設を退所する者等の数や地域の実情等を勘案し、当該地域における必要量を見込むこと。さらに、社会的養護の下で育った子ども等が地域生活を送るために必要な支援体制整備を推進すること。

・担い手となる職員及びその専門性を確保するための研修体制の整備を進めること。また、見込んだ必要量に見合った必要な人材育成を進めることができるよう体制を整備すること。

・子どもの権利擁護の強化のため、被措置児童等虐待に関する通告や子どもからの届出の受付、通告等があった場合の対応、被措置児童等虐待が起こった場合の適切な措置等に関し、ガイドラインを定め、適切な対応を取ることができる体制を整備すること。

・都道府県児童福祉審議会などの体制整備の必要性、施設におけるケアの質に関しても監査できる体制を整備し、施設における第三者評価の受審を推進すること。

#### ウ母子家庭等の自立支援の推進

○ 就業支援の実施にあたっては、公共職業安定所等と十分に連携し、効果的な実施に努めること。

#### エ障害児施策の充実

○ 発達障害については、社会的な理解が十分なされていないことから適切な情報の周知が必要であること。また、発達障害者支援センターについては、職員の専門性を十分確保するとともに、専門的情報や支援手法の提供を推進すること。

#### 六一一般事業主行動計画の策定に関する基本的な事項

##### 1 一般事業主行動計画の策定に当たっての基本的な視点

○ 一般事業主行動計画の策定に当たっての基本的な視点として、「労働者の仕事と生活の調和の推進という視点」を追加したこと。

##### 2 その他基本的な事項

○ 策定にあたっては、一般事業主行動計画を企業全体として策定した上で、必要に応じ、事業所ごとの実情に応じた効果的な取組を自主的に進めること。

○ 推進体制の整備として、各企業が一般事業主行動計画を策定する際に、同一業種の企業及び事業主の団体等と連携することにより、より効果的な取組を進めることも考えられること。

○ 計画の公表及び周知について、その趣旨及び効果等を記載し、適切に公表及び周知し、さらに自社の様々な両立支援の取組やその実施状況をあわせて公表する等その公表方法を工夫すること。啓発資料の作成・配布、研修・講習の実施等をあわせて行うこと。

○ 認定企業は、認定を受けた旨の表示を積極的に活用することが期待されること。

#### 七一一般事業主行動計画の内容に関する基本的な事項

○ 一般事業主行動計画の策定に当たり、次世代育成支援対策として重要なものと考えられる事項の例示として、次の事項を追加したこと。

・子育てのための時間確保の観点からは、特に短時間勤務制度や所定労働時間を超えて労働させない制度を実施することが期待されること。

・所定外労働の削減策の例示として、「労働時間等設定改善委員会をはじめとする労使間の話合いの機会の整備」を記載したこと。

・ 短時間正社員制度の導入の促進

・ ・在宅勤務等の導入

#### 八特定事業主行動計画の策定に関する基本的な事項

##### 1 特定事業主行動計画の策定に当たっての基本的な視点

○ 特定事業主行動計画の策定に当たっての基本的な視点として、「職員の仕事と生活の調和の推進という視点」を追加したこと。

##### 2 特定事業主行動計画の策定やこれに基づく措置の実施に係る手続

○ 行動計画の職員への周知について、書面の交付や電子メールによる送付など適切な方法で周知するとともに、啓発資料の作成・配付、研修・講習の実施等を併せて行うこと。

○ 毎年少なくとも1回、前年度の取組状況や目標に対する実績等を広報誌やホームページへの掲載等により公表すること。

#### 九特定事業主行動計画の内容に関する事項

○ 勤務環境の整備に関する事項について、次の事項を追加したこと。

・すべての男性職員が取得できる、配偶者出産休暇、妻の産後等の期間中の育児参加休暇及び育児休

業等について周知し、取得を促進すること。

・育児短時間勤務の請求があった場合に、任期付短時間勤務職員の任用制度や2人で1つの職を占める並立任用制度の活用を図ること。

・国について、人事院の定める超過勤務の上限の目安時間を超えて勤務させないように努めること。

・職員の勤務状況の的確な把握、各機関の実情に応じた縮減目標の設定など、勤務時間管理の徹底を図ること。

※ その他所要の規定の整備を行う。

### Ⅲ 適用期日

告示の日(平成21年3月23日)

# 新待機児童ゼロ作戦

## 「新待機児童ゼロ作戦」について

～ 希望するすべての人が安心して子どもを預けて働くことができる社会を目指して ～

平成 20 年 2 月 27 日

厚生労働省

### 1 趣旨

少子化は、我が国の活力にもかかわる問題であり、社会全体で取り組み、着実な効果をあげる必要がある。このため、政府は、平成 19 年 12 月、「子どもと家族を応援する日本」重点戦略(以下「重点戦略」という。)をとりまとめ、結婚や出産・子育てに関する国民の希望を実現するため、

- ・働き方の見直しによる仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現
- ・親の就労と子どもの育成の両立と、家庭における子育てを包括的に支援するための「新たな次世代育成支援の枠組み」の構築の二つの取組を「車の両輪」として進めていくこととした。

希望するすべての人が安心して子どもを預けて働くことができる社会を実現し、子どもの健やかな育成に社会全体で取り組むため、重点戦略に盛り込まれた、仕事と生活の調和やサービスの質の確保等の視点を踏まえ、保育所等の待機児童解消をはじめとする保育施策を質・量ともに充実・強化し、推進するための「新待機児童ゼロ作戦」を展開する。

### 2 目標

希望するすべての人が子どもを預けて働くことができるためのサービスの受け皿を確保し、待機児童をゼロにする。特に、今後3年間を集中重点期間とし、取組を進める。

<10年後の目標>

- ・保育サービス(3歳未満児)の提供割合 38%(現行20%)〔利用児童数(0～5歳児)100万人増〕
- ・放課後児童クラブ(小学1年～3年)の提供割合 60%(現行19%)〔登録児童数145万人増〕

(注1)平成 19 年 12 月にワーク・ライフ・バランス推進官民トップ会議によって策定された「仕事と生活の調和推進のための行動指針」において、仕事と生活の調和した社会の実現に向けた各主体の取組を推進するための社会全体の目標について、取組が進んだ場合に 10 年後(2017 年)に達成される水準として、第1子出産前後の女性の継続就業率や育児休業取得率等のほか、上記のサービス提供割合(数値目標)が設定されている。

(注2)保育サービス利用児童の増加数 100 万人及び放課後児童クラブ登録児童の増加数 145 万人については、現在の児童数、出生数をベースに、サービスの提供割合から算出した推計値である。また、保育サービスの受け皿としては、保育所、家庭的保育のほか、認定こども園、幼稚園の預かり保育、事業所内保育施設など多様な提供方法が含まれる。

### 3 基本方針

希望するすべての人が安心して子どもを預けて働くことができるようにするため、質と量の両面から保育施策を充実するとともに、そのために必要な社会的基盤(「新たな次世代育成支援の枠組み」)の構築に取り組む。

- (1) 保育サービスを量的に拡充するとともに、家庭的保育など保護者や地域の事情に応じた保育の提供手段の多様化を図る。
- (2) 小学校就学後も引き続き放課後等の生活の場を確保するため、放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)にも施策対象を拡大する。

- (3) 保育サービス及び放課後児童クラブについて、女性の就業率の高まりに応じて必要となるサービスの中長期的な需要を勘案し、その絶対量を計画的に拡大する。
- (4) 子どもの健やかな育成と預ける保護者の安心の確保の観点から、一定の質が確保されたサービスの提供を保障する。

#### 4 具体的施策

当面、以下の取組を進めるとともに、集中重点期間における取組を推進するため、待機児童の多い域に対する重点的な支援や認定こども園に対する支援などについて、本年夏頃を目途に検討を行う。

また、2で示した10年後の目標を実現するためには、一定規模の財政投入が必要不可欠であることから、税制改革の動向を踏まえつつ、国・地方・事業主・個人の負担・抛出の組合せにより支える「新たな次世代育成支援の枠組み」の構築に向け、その具体的な制度設計の検討を速やかに進める。

##### (1) 保育サービスの量的拡充と保育の提供手段の多様化

「子ども・子育て応援プラン」(平成16年12月)等に基づき、特に3歳未満児を中心として、保育所の受入れ児童数を拡大する。また、保護者や地域の事情に応じた多様な保育サービスを充実するため、家庭的保育事業を制度化するとともに、その普及・促進を図る。〔児童福祉法の改正〕

##### (2) 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の推進

「放課後子どもプラン」等に基づき、学校の余裕教室等を活用して、留守家庭児童に対して安心感のある安定した生活の場を確保し、多様なニーズ等に対応するため、放課後子ども教室推進事業と連携しつつ、必要な全小学校区での設置を図る。

##### (3) 保育サービス等の計画的整備

(1)及び(2)の施策を展開するに当たり、地方公共団体において、女性の就業率の高まりに応じて必要となるサービスの中長期的な需要を勘案して、必要なサービス目標量を設定し、計画的に整備を進める。〔次世代育成支援対策推進法の改正〕

##### (4) 地域や職場の実情に応じた取組の推進

地域や職場の実情に応じた柔軟な施策を展開する観点から、以下の取組を推進する。

###### ① 認定こども園の設置促進等

地域の多様なニーズに柔軟かつ適切に対応するため、認定こども園の設置促進や幼稚園における預かり保育の充実を図る。

###### ② 病児・病後児保育事業の充実

親の就労と子どもの育成の両立を支えるため、病児・病後児保育事業の充実を図る。

###### ③ 事業所内保育施設に対する支援の充実

子どもを持つ労働者の就労と育児の両立を支援するため、事業所内保育施設に対する支援の充実を図る。

##### (5) 質の向上等に資する取組の推進

子どもの健やかな育成と預ける保護者の安心の確保の観点から、質の向上等に資する以下の取組を推進する。

###### ① 保育所保育指針等を踏まえた保育の質の向上

保育所における保育の質を向上させるため、保育所保育指針を告示化するとともに、その内容の改善・充実を図る。また、国及び地方公共団体において、保育所における質の向上のためのアクションプログラムを策定し、質の向上のための保育所の取組を支援する。

② 保育士の専門性向上と質の高い人材の安定的確保

保育に携わる保育士の専門性を高めるとともに、質の高い人材を安定的に確保するための研修等の充実を図る。

③ 質の高い放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の推進

放課後児童クラブガイドラインを踏まえた質の高い放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の推進を図る。

④ 多子世帯への配慮

2人以上の子どもがいる世帯について、同じ保育所に入所できるようにするなど、預ける保護者の立場に立ったきめ細かい配慮を行う。

## ワーク・ライフ・バランス憲章

### (いま何故仕事と生活の調和が必要なのか)

#### (仕事と生活が両立しにくい現実)

仕事は、暮らしを支え、生きがいや喜びをもたらす。同時に、家事・育児、近隣との付き合いなどの生活も暮らしには欠かすことはできないものであり、その充実があってこそ、人生の生きがい、喜びは倍増する。しかし、現実の社会には、・安定した仕事に就けず、経済的に自立することができない、・仕事に追われ、心身の疲労から健康を害しかねない、・仕事と子育てや老親の介護との両立に悩むなど仕事と生活の間で問題を抱える人が多く見られる。

#### (働き方の二極化等)

その背景としては、国内外における企業間競争の激化、長期的な経済の低迷や産業構造の変化により、生活の不安を抱える正社員以外の労働者が大幅に増加する一方で、正社員の労働時間は高止まりしたままであることが挙げられる。他方、利益の低迷や生産性向上が困難などの理由から、働き方の見直しに取り組むことが難しい企業も存在する。

#### (共働き世帯の増加と変わらない働き方・役割分担意識)

さらに、人々の生き方も変化している。かつては夫が働き、妻が専業主婦として家庭や地域で役割を担うという姿が一般的であり、現在の働き方は、このような世帯の姿を前提としたものが多く残っている。しかしながら、今日では、女性の社会参加等が進み、勤労者世帯の過半数が、共働き世帯になる等人々の生き方が多様化している一方で働き方や子育て支援などの社会的基盤は必ずしもこうした変化に対応したものとなっていない。また、職場や家庭、地域では、男女の固定的な役割分担意識が残っている。

#### (仕事と生活の相克と家族と地域・社会の変貌)

このような社会では、結婚や子育てに関する人々の希望が実現しにくいものになるとともに、「家族団らんの時間」や「地域で過ごす時間」を持つことも難しくなっている。こうした個人、家族、地域が抱える諸問題が少子化の大きな要因の1つであり、それが人口減少にも繋がっているといえる。

また、人口減少時代にあっては、社会全体として女性や高齢者の就業参加が不可欠であるが、働き方や生き方の選択肢が限られている現状では、多様な人材を活かすことができない。

#### (多様な働き方の模索)

一方で働く人々においても、様々な職業経験を通して積極的に自らの職業能力を向上させようとする人や、仕事と生活の双方を充実させようとする人、地域活動への参加等をより重視する人などもおり、多様な働き方が模索されている。

#### (多様な選択肢を可能とする仕事と生活の調和の必要性)

いま、我々に求められているのは、国民一人ひとりの仕事と生活を調和させたいという願いを実現するとともに、少子化の流れを変え、人口減少下でも多様な人材が仕事に就けるようにし、我が国の社会を持続可能で確かなものとする取組である。働き方や生き方に関するこれまでの考え方や制度の改革に挑

戦し、個々人の生き方や子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な働き方の選択を可能とする仕事と生活の調和を実現しなければならない。

個人の持つ時間は有限である。仕事と生活の調和の実現は、個人の時間の価値を高め、安心と希望を実現できる社会づくりに寄与するものである。

(明日への投資)

仕事と生活の調和の実現に向けた取組は、人口減少時代において、企業の活力や競争力の源泉である有能な人材の確保・育成・定着の可能性を高めるものである。とりわけ現状でも人材確保が困難な中小企業において、その取組の利点は大きく、これを契機とした業務の見直し等により生産性向上につなげることも可能である。こうした取組は、企業にとって「コスト」としてではなく、「明日への投資」として積極的にとらえるべきである。

以上のような共通認識のもと、仕事と生活の調和の実現に官民一体となって取り組んでいくため、本憲章を定める。

[仕事と生活の調和が実現した社会の姿]

1 仕事と生活の調和が実現した社会とは、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」である。

具体的には、以下のような社会を目指すべきである。

① 就労による経済的自立が可能な社会

経済的自立を必要とする者とりわけ若者がいきいきと働くことができ、かつ、経済的に自立可能な働き方ができ、結婚や子育てに関する希望の実現などに向けて、暮らしの経済的基盤が確保できる。

② 健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会

働く人々の健康が保持され、家族・友人などとの充実した時間、自己啓発や地域活動への参加のための時間などを持てる豊かな生活ができる。

③ 多様な働き方・生き方が選択できる社会

性や年齢などにかかわらず、誰もが自らの意欲と能力を持って様々な働き方や生き方に挑戦できる機会が提供されており、子育てや親の介護が必要な時期など個人の置かれた状況に応じて多様で柔軟な働き方が選択でき、しかも公正な処遇が確保されている。

[関係者が果たすべき役割]

2 このような社会の実現のためには、まず労使を始め国民が積極的に取り組むことはもとより、国や地方公共団体が支援することが重要である。既に仕事と生活の調和の促進に積極的に取り組む企業もあり、今後はそうした企業における取組をさらに進め、社会全体の運動として広げていく必要がある。そのための主な関係者の役割は以下のとおりである。また、各主体の具体的取組については別途、「仕事と生活の調和推進のための行動指針」で定めることとする。

(企業と働く者)

(1) 企業とそこで働く者は、協調して生産性の向上に努めつつ、職場の意識や職場風土の改革とあわせ働き方の改革に自主的に取り組む。

(国民)

(2) 国民の一人ひとりが自らの仕事と生活の調和の在り方を考え、家庭や地域の中で積極的な役割を果たす。また、消費者として、求めようとするサービスの背後にある働き方に配慮する。

(国)

(3) 国民全体の仕事と生活の調和の実現は、我が国社会を持続可能で確かなものとする上で不可欠であることから、国は、国民運動を通じた気運の醸成、制度的枠組みの構築や環境整備などの促進・支援策に積極的に取り組む。

(地方公共団体)

(4) 仕事と生活の調和の現状や必要性は地域によって異なることから、その推進に際しては、地方公共団体が自らの創意工夫のもとに、地域の実情に応じた展開を図る。

## アンケート調査の概要

### ◎調査の目的

今回のニーズ調査は、平成21年度の「昭島市次世代育成支援地域行動計画」の策定にあたって、「就学前児童」および「小学校児童」の保護者の方、「青少年世代」を対象に調査を行いました。

前回調査と比較して、就学前児童の回収率が 20 ポイント減少となりました。近年の個人情報の取扱に対する情報漏えいの心配等が影響しているものと推測されます。

ニーズ調査の結果やご意見・ご要望は、計画策定および今後の行政運営上の大切な基礎資料とさせていただきます。

### ◎回収結果

(1) 調査地域 昭島市全域

(2) 調査対象

- ① 昭島市内在住の就学前の児童を持つ保護者
- ② 昭島市内在住の小学生の児童を持つ保護者
- ③ 昭島市内在住の中学生、高校生世代の本人

(3) 対象者数

- ① 就学前児童保護者 1,200 人
- ② 小学校児童保護者 800 人
- ③ 中学生、高校生世代本人 1,000 人

(4) 抽出方法 住民基本台帳から無作為に抽出

(5) 調査方法

- ① 就学前児童保護者対象者に調査票を郵送、郵便での返送による回収
- ② 小学校児童保護者対象者に調査票を郵送、郵便での返送による回収
- ③ 中学生、高校生年代本人に調査票を郵送、郵便での返送による回収

(6) 調査日程 調査票の発送・配布 平成 21年3月 15 日

調査票の回収 平成 21 年3月 15 日～平成 21 年5月 31 日

(7) 回収結果

- ① 回収数 391 名／配布数 1,200 名 回収率 32.5% 前回調査(68.5%)
  - ② 回収数 370 名／配布数 800 名 回収率 46.3% 前回調査(65.8%)
  - ③ 回収数 374 名／配布数 1,000 名 回収率 37.4% 前回調査(49.2%)
- (※①…就学前児童 ②…小学校児童 ③…中学生、高校生年代)

## 昭島市次世代育成支援後期行動計画

発 行 昭島市 平成 22 年 3 月  
昭島市子ども家庭部子育て支援課  
〒196-8511  
東京都昭島市田中町一丁目 17 番 1 号  
T E L 042-544-5111 (代表)  
F A X 042-546-8855  
E メール [kosodateshienka@city.akishima.lg.jp](mailto:kosodateshienka@city.akishima.lg.jp)